

定問題につきましては同僚の岩田議員に譲ること
にいたしました。快適職場と言われているこの部
分についての質問を中心に質疑をさせていただきます
と思います。

御案内のように、高齢社会を迎えまして、六十
歳代の労働力の活用ということが今後の労働行政
の中でも非常に重要になってくると思われま
す。また、障害者に対しても、労働の場から排除す
るのではなくて、就労を保障していくノーマライ
ゼーション社会の形成ということが一層進められ
なければいけない、そうした社会に今日到達して
いるというふうに考えます。

さらに、就労者の平均年齢が上昇していくに伴
いまして、いわゆる成人病を持ちながらもその疾
病のコントロールを行いつつ、社会生活において
は正常に行動できる人々がふえてきております
し、また、医療もそうした疾病の治療あるいはコ
ントロールを行いながら、そうした労働者に対し
て労働生活を含め社会生活の継続を可能とさせる
ように進めていかなければならないし、その方向
に進んできているというふうに考えるわけでござ
います。

こうした高齢者の就労の継続あるいは障害者の
雇用の一層の推進あるいは成人病罹患者の労働生
活の継続といったような課題、これは労働者側か
らの一方的な要望ではなくて、企業を含む社会全
体がそうしたことが必要であるという時代に到達
してきているというふうに考えるわけでございま
すが、まずその点について大臣の御所見をお伺い
したいと思います。

○近藤国務大臣 先生御指摘のとおり、現在、我
が国は世界有数の高い経済水準に達してございま
すし、また、国際的にも大きな地位を占めており
ますが、これはまさに働いてこられた労働者の皆
さんの御努力の結果でございます。そして、この
御努力に報いるように、高い経済力にふさわしい
ような生活の実現、ゆとりのある社会を実現する
ことが官澤内閣が掲げている生活大国づくり
の基礎であり、その根幹に労働行政があると私は

考えておるわけでございます。

そこで、先生がいろいろ御指摘の高齢者の就業
問題、また就業継続の問題や障害者雇用の推進、
成人病患者の方々の労働生活の継続、こういった
問題は、実は率直に言ってお金のかかることでも
ございます。しかし、そういったお金のかかること
であつても、高齢者の方々やまた障害者の
方々、多少病氣を持っていられし方々や安定
した仕事につかれて、そして快適な仕事を続けて
豊かな生活をされることに對していろいろの配慮
をしてまいりますことが、まさに生活大国として
の政治の責任でもあり、また、ある意味では余裕
だと私は思ふんですね。それだけのことができる
んだからということで、私たち労働行政としても
これから全力を挙げてこういった問題に取り組ん
でまいります、こういう所存でございます。

○五島委員 大臣のおっしゃること、私も全く同
感でございます。その観点での労働衛生の一層
の推進をお願いしたいわけでございます。

そうなりますと、当然、高齢者や障害者あるいは
成人病を持つて働いている人たちが安全に就労
できる職場環境の整備、あるいは就労によってそ
うした病気が悪化したり事故が起こったりしない
ような配慮がなされなければいけない、そういう
ことは当然であるだろうというふうに思うわけで
ございます。

ところが、現行の労働安全衛生法は、基本的
に、就労している人は健康集団であるという立場
に立つて安全衛生の基準というものを定めている
というふうに考えるわけでございます。高齢者や
障害者あるいは成人病を持つている労働者、そう
した方々が安全に就労できる、そういうふうな形
で現在の安全衛生法というものはつくられていな
いと考えるわけでございますが、その点について
はどのようにお考えか、お伺いしたいと思います。

○佐藤(勝)政府委員 ただいま御指摘ございまし
たように、高齢者、障害者またいわゆる成人病を
持つておられる労働者にも十分配慮をいたしまし

て、職場におきます安全と健康を確保するという
ことは、労働衛生行政上、大変重要な課題である
というふうに認識をいたしております。

このために、労働省としては、いわゆる成
人病にかかります一般健康診断、それから就業
上の適正配置等の適切な事後措置の徹底につつま
して、事業場等に対し指導の実施、あるいは中
小企業共同安全衛生改善助成制度といったもの
によりまして健康診断の事後措置にかかわる指導
経費の一部補助等を行うというふうなことで、さ
らに、いわゆるトータル・ヘルス・プロモーション・
プランの推進によりまして、特に高年齢労働
者の加齢に伴い低下する心身機能を維持し健やか
な職業生活を送れるような、そういう配慮を行政
上いたしているわけでございます。

労働安全衛生法では健康な者を対象にその基準
を考へていないかという御指摘も
ございまして、例えば伝染病、精神病等の病気があ
るわけでございまして、そういった規定があ
るわけでございまして、本人自身の
健康状態を悪化させるだけではなくて、他の労働
者の健康をも害するあるいは悪影響を及ぼすおそ
れがあるということでそのような禁止規定を設け
ておるわけでございまして、決して安衛法そのも
のが健康者のみの就労を前提としてそのための基
準を決めているというわけではございません。

しかし、今申しましたように、高齢者、障害者
あるいは成人病を持つ労働者が多くなっている現
状にかんがみまして、こういった方々の健康と安
全の確保を図りながら、快適な就労ができるよう
な措置につつまして今後とも一層努力をしてまい
りたいと思っております。

○五島委員 佐藤局長のお話は私の考えと若干違
いまして、例えば伝染病を持つている労働者に対
して就労を中止するということはこれはやむを得
ないことだと思ふのですが、私は、精神障害者を
職場から排除しなければいけない段階であるのか
就労できる段階であるのか、そういうふうなもの

はやはり医師との相談の中において、例えば精神
障害を持つているが現在就労可能な状態まで緩解
された人についても、就労できるような、就労さ
せることが安全であるようなそういう基準を持っ
ているかという意味で言っているわけでございま
す。

例えば高齢者になってきますと、安全の問題一
つをとりましたも、当然運動神経は低下してまい
ります。あるいは平衡感覚も低下してまいりま
す。そうしますと、安全基準一つをとりました
も、これまでの安全基準で果たして安全に就労で
きるかどうか。建設労働の中において、労働者の
高齢化に伴って事故がふえているあるいは減少し
ないということについても御承知のほうでござい
ます。そういう意味からいっても、現在の安全基
準が高齢社会あるいは成人病やそういうふうなも
のを持つている人たちが働く場合に適切であるか
どうか、見直しが必要であるかどうかということ
をお伺いしているのですが、そのあたりをもう一
度お伺いしたいと思います。

○佐藤(勝)政府委員 ただいま先生申されました
ように、労働安全衛生法によります基準というも
の一般的にはおっしゃったような見地で定めて
おると思ひますが、これまた御指摘のように、例
えば高齢者がふえてくるというふうなことから、例
えば高齢者の労働災害防止のための措置を考
えていかなければいけないということも本当であ
ろうと思ひます。

そういうことで、ただいまのところ、高齢者の
作業のための機械設備とか作業方法の改善につま
ましてはガイドラインを作成してその周知に努め
ておるといふようなこともやっておりますわけでござ
いますし、また、高齢者、障害者が就労できるた
めの機器の開発ということも近年労働省において
も行っているわけでございまして、おっしゃい
ますように、一般の健康者といひますか通常の方
以外のいろいろな障害をお持ちの方、高齢者ある
いは成人病を持つていらっしゃる方についての健康を確保
しながら就労できるような面についての問題につ

きましては、今後とも十分に考えてまいりたいというふうに思っております。

○五島委員 労働省が、労働法以外の法律を含めて現実に、それぞれさまざまな形で高齢社会なりそうした現在の社会の労働条件に対応する努力を一応しようとしておられるということを私は全面的に肯定するつもりはございません。ただ、問題は、安全衛生という立場からつくられていす労働安全衛生法の中において、高齢社会、あるいは成人病を持っている労働者が治療を行いながらも就労していくということを考えた場合に、果たしてこの労働法の基準でいいのだろうかというのを申し上げておきます。

今日、例えば過労死であるとかその主たる原因であるところの脳血管障害や心臓障害、そうしたものが非常に大きな問題となつてきております。また、いわゆるメンタルヘルス上の障害を来してきている労働者もふえてきております。こうした障害に対して、例えば労災保険の適用の問題についての争いも絶えていない。

この点につきましては後ほど少し具体的に質問させていただきますと思うわけですが、こうした事故あるいは障害の防止ということについて、現行の労働法は十分に対応できていないのではないかと、いろいろに考えるわけですが、そのあたりについてどのようにお考えでしょう。

○佐藤(藤)政府委員 ただいまの御指摘は、いわゆる過労死と言われている脳血管疾患や心臓疾患等に係る問題、あるいはメンタルな面におきます問題の御指摘でございます。

現在私もがやっております対策としましては、脳血管疾患あるいは心臓疾患等につきましては、御承知のように、高血圧性疾患であるとか虚血性疾患、あるいは肝疾患、糖尿病といったいわゆる成人病でございますけれども、そういった成人病を対象にしました検査項目を労働法に基づきます健康診断の項目に入れますその実施の徹底を図るとか、あるいは労働者の健康管理につきまして事業者を監督指導するというようなことも

やっておりますわけでございます。また、労働者が既持っている疾患が増悪するというのを予防することも含めまして、企業におきまして心身両面にわたる健康増進対策、トータル・ヘルス・プロモーション・プランと言っておりますけれども、そういったものも安全衛生法に基づきまして推進をしております。また、平成二年度からは、作業関連疾患と言われております問題につきまして総合的な研究を行っております。今後の対策、あるいは労働者の健康管理方法の検討に資するというのをやっておりますわけでございます。

現在、こういった観点からいろいろな施策を行っております。この種の施策は今後ますます重要になっていくというふうに考えられますので、ただいま先生御指摘の面を含めまして一層努力をする、検討してまいりたいというふうに思っております。

○五島委員 局長もおっしゃいますように、そうした問題が今産業保健の現場において重要な課題であることはだれもが認めることでござい

ます。そうした中において今何が大事かといった場合、この労働安全衛生法の中においてはまず就労している労働者に対する健康診断をきちっとしていく。健康診断につきましても、いわゆる成人病検診、全体についての健康診断というものをきちっとしていく。あるいは、対がん協会からも要望が出ておりますが、今日死亡原因の第一位になつておりますがん検診といったものまで含めた、そうした職場における健康管理を行っていく。

従来、日本におきまして健康管理が一番徹底している場所はどこかといえば、結核の時代から始まりまして、学校と産業現場であります。ところが、今日産業現場の中における健康管理というのは、必ずしも社会全体におけるそういうものに比べて進んでいないという実態が出てきております。それは、一つは、労働法の六十六条の健康

診断の項目が今日の疾病構造とマッチングしないという問題がありまして、むしろ例えば政管健保における成人病検診といったものに全面的に譲つていくということがございます。労働法は非常にダイレクトに、労働と直接結びつく疾病の検診というところに力を依然として置いていっているという批判があるわけでございます。

しかし、今日の時代を見ますと、がん検診を含めた労働者の成人病検診というものを、企業あるいは職域、そういう非常に把握しやすい状況の中において完全に実施していく。そしてその健康診断の結果に基づきまして、事業主が医師との相談のもとにおいて、それぞれの労働者の就労の可否あるいは労働強度の可否というものについて制約を受けていく、これが使用者の安全配慮義務ということになるかと思うわけですが、そうしたことを労働法の中においてももう明確に打ち出していかねばならない時期ではないか。仕事に直接原因していわゆる定量的に関連のある疾病に対してのみ使用者が責任を持つということではなくて、そうした労働者の広い意味での健康状態全体を使用者としても把握し、それに基づいた安全配慮の義務を事業主は負うという形に労働法を改定していくべきではないか、そういう方向を打ち出していくべきではないかと考えるわけでございますが、その点についてどのようにお考えかお伺いしたいと思います。

○佐藤(藤)政府委員 現在の労働安全衛生法におきましても、事業者は職場におきまして労働者の安全と健康を確保するようにいろいろな形で義務づけておられるわけでございます。とりわけ労働者が一日のうちで職場で過ごす時間というのは大変長いわけでございます。そういう意味からも、事業場におきましても健康の確保というのは大変重要なことであらうかと思ひます。

そういうことから、私もとしましては、安全衛生法によりまして健康診断の実施の徹底ということを中心にかけております。また、先ほども触れましたけれども、健康診断項目に成人病に係る項

目を追加するというようなこともしてきたわけでございます。

また、御承知のように、健康診断結果に基づく事後措置につきましても、事業者は、健康診断の結果労働者の健康を保持するために必要であると認めるときには、その労働者の実情を考慮して、就業場所を変更するとか作業転換をさせるとかあるいは労働時間を短縮するといった措置を講ずることになつておるわけでございます。こういった健康診断の実施あるいは事後措置の徹底に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

ただ、一般的に、労働と直接関連をしない健康の問題についても広く労働法によってカバーをされるべきであるというのが御意見かと存じますけれども、現在の労働法の性格からして、やはり労働の場におきましても労働者の健康の確保ということを中心にしていくわけでございます。おっしゃいますように、例えば成人病の問題にしましても、なかなか一般生活と労働生活との区分のつかない場面での問題が出ておるといふ問題がございまして、そういった問題につきましまして、今後、健康診断の実施に当たつての問題、あるいは産業医の活動がどうあるべきかということの検討を通じて、なお一層研究をしてまいりたいと思つております。

なお、ただいまがん検診のことについてお触れになりましたけれども、御承知のように、労働法では、がんなどの健康障害が生じる特定の有害な業務に従事する労働者につきましては、労働法に基づきまして、そういった疾病の発見を目的とした一定の検査項目によりまして特殊健康診断を行うように事業者が義務づけられておるわけでございます。それから、一般健康診断項目におきましても、肺がんであるとか胃がん等の代表的ながん疾患の一定の異常所見を把握することは可能でございます。

ただ、こういった一般的ながんのみを対象にしたものをやるかどうかということにつきまして

は、健康診断の費用負担が事業者負担になっておるといふようなことから考えますと、現時点で、職業と直接的に關係のないがんにつきましては一般的にその実施を義務づけるということにつきましては、なかなか難しい問題があるかというふうなことを考えております。

○五島委員 今の局長の考え方というのは、これはもう世界の流れからいいますと明らかにしておけるわけでございますね。

皆さん御承知のように、例えばILOとWHOが共同でやりました研究の中におきましても、これまでのワークインデュースト・ディージズという形でもって職場の健康問題というものを取り上げていたのは今日の職場の健康問題は解決できない、したがって、それを拡大してワークリレイテッド・ディージズという概念を提唱しているわけです。このインデュースト・ディージズとリレイテッド・ディージズというのは、これはもちろん対立する概念でもございませぬし、無關係でもない。これは、これまでのいわゆる量・影響、あるいは量・質反応といいますが、そうした定量化が可能な形の健康問題を職場の問題として取り上げていくということではだめなんだ、もつと疫学的な手法あるいは統計的な証明によって、定性的な形で問題になってくる課題を職域の保健の問題、健康の問題として広く取り上げていかないといけないということでもって、概念を大幅に拡大する、職業起因性という概念を非常に拡大しようというところが研究レポートとしても発表されています。この点につきましては、労働省も、正確にそのような流れの中で理解されてやっておられるかどうか若干疑問もあるわけですが、いわゆる作業関連疾患の研究班に、平成二年から五年間にわたって委託研究をされているはずでございます。

そうした流れの中から見ていった場合に、今佐藤局長のおっしゃった問題のとらえ方というのは、まさに非常に古い、前史的な形でもって、粉じんと肺がんであるとか、あるいはある種の金属

と中毒であるとか、それに伴うところの、定量的に証明された化学薬品あるいは重金属と肺がんであるとか、がんであるとかというふうなものに限って職域の中において労働安全衛生法に基づいて管理していけばいいという考えであつて、これはもう世界の流れからいいますと、非常に大きく取り残されているといえますが、おくれた考え方であるというように考えるわけです。

その点について、まず、どういふふうな考えでおられるのか、ちょっと伺います。

○佐藤(勝)政府委員 現在の安全衛生法が、先生の今の言葉をかりれば、定量的な因果關係が把握されている職業性疾患といったようなものを中心に考えているという点はあると思いますが、ただ、現在の安全衛生法自体でも一般的な労働者の健康の保持増進という観点が入っておりますし、それに基づきましてトータル・ヘルス・プロモーション・プランというふうなものも私どもで推進をしておるわけでございます。それと同時に、今先生御指摘のワークリレイテッド・ディージズ、WHOとかILOで提唱されております呼び方であるうかと思ひますが、こういふものが今後労働者の健康の保持増進に大変重要な問題になるということは我々も十分認識をしておりますので、先生も引用されましたけれども、労働省としましては現在その医学的な研究をしておるところでございます。

したがって、先ほどから私の方で現在の労働安全衛生法の基本的な考え方に基づきます御説明をいろいろ申し上げておりますけれども、先生が御指摘になりました現在の国際的な動向といえますか、今言われましたWHOあるいはILOの提唱しているような問題につきましても、研究も私も意図なくやっておりますつもりでございます。こういふ研究の成果を踏まえまして、今後の対策に生かしていきたいというふうな考えをしておるところでございます。

○五島委員 労働省は、職域保健、職場の健康維持という概念と、それからいわゆる保険制度であ

るところの労災保険という問題と、余りにも直結的にとらえ過ぎていないために、今の状況の中で動きがとれないのじゃないか。そうした点についての問題は、議論はあるとしても、基本的に職域における健康というものをどのように維持しあるいは確立していくかという問題を考えた場合に、ワークインデュースト・ディージズという形では労働者の健康というものは確立しないんだというところは、もうこれは常識です。しかも、日本も高齢社会に向かい、そして成人病の罹患者の労働

継続というふうな状況がもう一般的になってきている今日、しかも、その中で過労死の問題や脳血管障害や心疾患といったような問題が頻発している日本において、これからは考えましようではないか、もう既に国際的にもそういう流れの中に入っている中で、せめて職域における健康管理あるいは健康維持という立場からは、この方向に進んでいくべきだと思ふのです。前の産医研のたしか所長をやっておられた坂部さんが、この点につきましても書いておられるわけですが、ワークリレイテッド・ディージズという問題につきましても、例えば高血圧、脳血管系の疾患、あるいは虚血性の心疾患、慢性気管支炎、あるいは消化性の潰瘍、あるいは筋・骨格系の障害といったようなものについて、ワークリレイテッド・ディージズとしてやはりきちっとやっていかないとけないんだという指摘をもうしておられるわけですね。

そうしますと、そういうふうなものについての健康の管理をきちっとやっていく。そして当然、例えば腰痛一つとりましても先天性の分離性があるという人もおられます。そういうふうな人たちが重労働作業をやるというのは不適切だろうし、あるいは血圧が非常に高い方もおられると思う。その方々に非常にストレスが加わるような作業をやらすということも問題があるでしょう。あるいは、心臓の非常に悪い人に高温現場で仕事をさせるといふことについても、それは当然問題があるだろう。これはもう当然の医学的常識あるいは職

場の保健としての常識という意味において、そうしたことについて事業主に對してそういう負荷がかからないように安全配慮を義務づけていくということももうやっていかないとけないのじゃないかというふうなことを考えるわけですが、その点について改めてちょっと伺います。

○下田説明員 ただいま先生の御指摘になりましたように、一九八二年にWHOとILOのジョイントコミッティーにおきまして、ワークリレイテッド・ディージズという概念が整理をされまして、提言されてきたところでございます。こういった分野に從來の業務起因性に基づく職業病以外にも業務と関連して悪化することがある、こういう疾病が明らかにされて、何らかの対応をすべきであるといふことは十分私も承知をいたしております。したがって、私どもとしましては平成二年度から新たな研究班を設けまして、五年計画で研究を実施しておるところでございます。

その研究につきましては、先生御指摘になりましたような疾病につきましては作業強度、作業時間、作業姿勢、勤務形態、職場環境等のさまざまな作業態様とどういふ關係があるのか、また、加齢現象あるいは個人の感受性も違つておりますし、生活習慣あるいは行動様式、職務の属性、つまり管理職にあるかどうか、そういったことを含んでおりますが、そういった宿主要因に属する部分がどのように関与しているのか、そういった点を研究を重ねておまして、私どもとしては、この成果を待ちまして、適正な対応を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

○五島委員 下田課長からその話が出ましたので、若干その点について要望させていただきますが、今労働省の委託研究の中で出てきている問題というのは、それぞれの、いわゆる高血圧であるとかあるいは虚血性の心疾患、慢性気管支炎といったようなものに対して作業、労働の寄与度があるのかという形で研究が進められているというふうなことは聞いています。これは研究班は現在研究中ですから公表、お答えはないかもわ

かりませんが……。

私の言っているのはそういうことではないのです。学問的にはそういうことも必要だということとは否定しません。しかし、私が要望しているのは、血圧の高い人に対してその人が血圧が高いままでも仕事ができる、仕事が継続できるようなそういう職場の体制をつくってほしい、その点については、それぞれ産業医がおられる、産業医の意見を十分に尊重しながらそういうような体制をとっていくべきだということを言っているわけでございます。ちなみに、そのあたりがきちっとできていないことが今日過労死問題なんかについて非常に大きな混乱を起こしているのです。

先ほど申しましたけれども、例えば、今、年間に脳血管疾患や心疾患によって労災の申請件数というのは約八百例くらいあります。その中で労災として認定されるのが約三十件くらいしかない。これは私は申請が八百件あるのを労災保険が値切って三十件にしている、そういうふうな短絡的には申しません。問題はそういう人々が、なぜ労災が三十件まで割られてきているかという審査の中身を見てもみますと、多くの場合は基礎疾患を持っているということが重要な問題で、いわゆる別表第一の二の一号、九号に該当しない、いわゆる業務起因性が認められないということで棄却になっているわけですね。じゃ、業務起因性がその疾患に認められなければ職場の中で労働者が死んでいてもしょうがないのかという問題です。そこには、そういうふうな方々に対してもっと生命を大事にする、あるいは健康を大事にする配慮というものがあつてしかるべきじゃないか。

さらに、資料について言いますと、「国民衛生の動向」等に公表されております脳血管疾患あるいは心疾患の件数というのは、例えば一九八九年で十三例、八八年で十六例、九〇年で八例というふうな数字です。ところが、実際の認定数というのは、合計してみますと、九〇年八例のところは三十三例、八九年公表されているデータでは三十三と書いてあるが、実際に認定された事例は三十。

あるいは八八年の場合は十六例に対して二十九例。大きなずれがあります。

このずれはどこから出てきているかといいますと、事業主が当初から認めたという数字だけがこの八例、十三例、十六例という数字として「国民衛生の動向」の中に載せられている。ところが、労災の審査等々を通じて認定された数というのはその数倍に及んでいる。これは資料を隠しているとか何とか、そういう問題は別として、事業主の方にとつても、過労死と言われているようなした疾病の業務との因果関係ということについての認識は、実際労災が認定している件数からいっても数分の一である。一方、労働者の側からいいますと、労災で認定された数の数十倍に達する人々が仕事によって病気になるというふうに考えている。非常に大きな乖離がございます。

この乖離というものの一つは、職場の中においてそうした疾病に対する健康管理がきちっとされていない、あるいはそうした疾病を持っている人に対しては仕事が継続できるような業務上の配慮がされていないというところから出ていると思うわけですが、その点についてどのようにお考えか、お伺いします。

○佐藤(勝)政府委員 いわゆる過労死の問題にかかわりますいろいろな問題の御指摘がございました。

先生御指摘のように、そのほとんどが、例えば成人病といったような基礎疾患をお持ちの方が業務上の非常に過重な負荷のために急激に悪化をして倒れるものというところなんですけれども、そういう問題につきましては、労災の認定の問題がございまして、一つは、それからもう一つは、先生おっしゃいましたように、そういう基礎疾患をお持ちのおられる労働者の健康管理の問題と、二通りあるのではないかと考えております。

一つは、労災の問題につきましては、これがもとも基礎疾患を持つておられる方の問題であるというふうなことから、労働基準法から出てきております事業者の無過失責任、つまり、業務上の

災害であれば事業主に故意、過失がなくても補償の責任を負わなければならないという基準法上の補償責任を個々の事業者にかわつて実施をしているという労災保険の制度の考え方がいいますと、一般疾病ではなくて、要するに業務上そういうような事態になったということが明らかでないとなかなか対象にならないという面があるわけですね。その問題とは別に、何らかの基礎疾患を持っている労働者が適切な健康管理を受けながら通常の健康状態で働けるということも大変なことでございます。

先生からいろいろ御指摘を受けましたが、私も労働安全衛生法の実施を通じてやろうとしていることは同じような考え方なのではないかというふうに実はこちらの方では勝手に思っているわけですが、要するに、そういう基礎疾患を持つていて労働者につきましても、健康診断あるいはその結果によりまして適切なアフターケアをやるということによりまして、通常の労働生活が営めるようにするのが安衛法に基づく健康診断あるいはその事後措置の役割であり、また、そういうことを推進していくのが産業医の役割であるというふうに思っているわけでございます。

したがって、先生がいろいろ申されておることと私も考えておることと違うのではないのかと思ひますけれども、ただ、現状でそれが十分行われているかどうかということにつきましては、我々としても常に反省を加えながら、例えば産業医のあり方につきましても制度的な面も含めまして検討を進めていくとか、あるいは健康診断の徹底あるいはその事後措置、アフターケアの徹底につきましてもっと一生懸命やっていく余地があるのではないかとこのように考えておるところでございます。

○五島委員 佐藤局長がそうおっしゃるのであれば、先ほどのように、例えばがん一つとりましても、いわゆる職業がんとして定量的に証明されている職場の労働者に対してがん検診をやっている

く、それで労働安全衛生法が足れりということではなくて、成人病検診、がん検診というふうなものを広く労働安全衛生法の六十六条の健康項目として広げていくということがなぜできないのか、私は不思議に思うわけですが、それをやっていたたかな限り、同じ方向で考えていると言われても私はどうも納得できないと思います。

○佐藤(勝)政府委員 一般的な対がん検診につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。ただ、今後医学の進歩によりましてがんに対します簡便な早期発見方法等が開発されるというふうなことになる時期があるかと思ひますが、そういうことを前提にしながら、今後、先生がおっしゃいますようながん検診につきましても、その導入については考えていきたいというふうに思っております。

○五島委員 そこで、また過労死の問題に戻りますけれども、脳血管疾患や虚血性の心疾患については、昭和三十九年の通達がありまして、六十二年に認定基準が改定されました。この改定された中で、先ほど申したように非常に大きな争いがあるわけですが、こうした脳血管疾患あるいは心疾患というものを、いわゆるWHO、ILOの共同レポートに従うならばワークインデュースなものに限定しようとした。その結果が、時間的、場所的に明確にし得る業務に関連した異常な出来事に遭遇して発生した場合、あるいは日常業務に比較して特に過重な業務に就労した場合、それを労災として認定するのだ、こうなつてしまつた。しかし、果たしてこういう脳血管障害や虚血性の心疾患というものをこういうワークインデュースなものに限定して対応していくことが適切かどうか非常に疑問がある。

例えば、学問的なレポートをいたしましたが、WHOの調査の中で、よく心筋梗塞の中にはコレステロールが高いとか食事生活の問題とかいろいろなことが指摘されております。しかし、世界的な規模での調査で、文化様式の異なる民族の心筋梗塞の比較研究というものによりまして、食事の

相違よりも文化様式、特に社会的または情動的なストレスが心筋梗塞の有力な原因であるというふうにも指摘されております。

また、これはもう既に皆さんも御承知と思いますが、一九八八年、アメリカで二千四百人の労働者に対して作業特性と心筋梗塞の発病率というふうなものについて調査しておりますが、これによりまして、意思決定の自由度は低いけれども心理的作業負担の高い仕事についている者に心筋梗塞の発生率が高いというふうにも指摘されております。さらに、イギリスのシーリングなんかの報告を見てみますと、これは私自身何となく国会議員になって身につまされておりますが、冠動脈疾患の発生率は監督者の要求の仕方に依存して、少ない要求で非常に明瞭な指示というふうな状態で発生している心筋梗塞二・四％に対して、要求は高いけれども明瞭度の低い指示というもので仕事されている労働者は三・一・三％である、十五倍ぐらゐの倍率で発生率が高い。それは、過大あるいは逆に非常に過小な要求、あるいは、不明瞭な命令あるいは矛盾する要求、そういうふうなものに暴露する労働者に心筋梗塞の発生率が高いと出ています。

そうしますと、心筋梗塞の発生というふうな問題を、今の労働省が認定基準にしておられるような問題——これは労災保険上の問題ですから、きょうはその認定の仕方がいかにか私には言いません。しかし、その労災保険上の目安としてワークインデューストなものとしてたまたまそういうふうな設定された、そういう内容で果たして職場への保健という立場に立つた場合に有効であるのかどうか、いやそうじゃない、こうなつてきますと、作業の中身というよりもっとソフトな問題まで影響してくるということになるわけで、そういう意味においても、いかにそれぞれの労働者の健康状態というものを事前にきちっと管理し、監視し、そしてそのもとの労働の可能な、あるいは負担の少ない状況に配慮していくかというのを確立しないと、到底こうした心筋梗塞の

発生というのは防げない。あるいはアメリカのクローエンケなんかのように疲労という自身について——これはかなり多くの衛生学者の中に同意する人がいるわけですし、社会全般では疲労あるいは疲労症状と非常に一般的に使われますが、私は医者の端くれとして疲労とは何か、非常に難しい問題ですね。疲労を訴えるほとんどの患者が身体的には異常がない、うつ状態またはストレスの状態というふうなしか認められないというふうな指摘もあるわけです。そうなりますと、今日そのストレス全体を問題にしないといけないということになってまいります。

そうしますと、今ワークインデューストな形で職場の労働安全というものを考えようとした場合、これは非常にむだなことをしておられる。やはり職場の保健というものは、労働者全体の健康に基づいた、もつと個人個人に対してそれなりの配慮のある、そういうものがないと職場の保健というのは進んでいかないのじゃないかということを示唆していると思うわけですが、その点についてはどのようにお考えか、お伺いしたいと思っています。

○佐藤(勝)政府委員 初めに私の方から概括的にお答えをいたしまして、あとは下田衛生課長にお願いをしますけれども、確かに先生おっしゃいますように、例えば心筋梗塞症というふうなものを例に挙げられましたけれども、その原因、それに影響を与える因子というのは一体何であるかというところにつきましては、大変いろいろな考え方がある。まだわかってない面もたくさんあると同時に、最近医学的な知見が非常にたくさん出てきておるといことは承知をいたしております。そういうことになりましたと、先ほどから先生何回も御指摘のように、直接職業に起因するといふような考え方ではよく理解をいたす次第でございます。そのことと、労災の認定の問題とはまた若干性質が違うわけですが、そのワークインデューストに限定をすることによって労働者の健康の維持につ

いては不十分であるという御指摘はそのとおりであらうかと思ひます。

そういうことからいまして、私の方でも、先ほどから御説明をさせていただいておりますように、いわゆる作業関連疾患、労働関連疾患といいますが、そういったものに着目をしていまして、現在、研究を進めておるわけでございます。そういった研究あるいはそれ以外の場で行われますいろいろな研究に基づきます医学的知見に基づきまして、今後そういう面につきましても労働者の健康確保対策の前進が将来なければならぬ、またあり得るというふうには私は考えておるところでございます。

○下田説明員 ただいま先生の挙げられました各種のデータにつきましては大変興味深いデータがたくさんございまして、実は、作業関連疾患研究班の中におきましても、文献研究という形でいろいろな資料を集め勉強をさせていただいておるところでございます。

ただ、いわゆる過労死につきましても、先生も御指摘になりましたけれども、もともと動脈硬化あるいは高血圧といったような基礎疾患を持った人がそれに過重な業務負担が加わって発症したと考えられるわけでありまして、現実的には、余り基礎疾患の方は問題とされずに、どちらかといいますと、過重な業務と死亡との関連のみが社会的にクローズアップされているような傾向にある状況だと考えております。

現在、労働省で行っております作業関連疾患の総合研究班におきましては、先ほど申し上げましたように、これらの基礎疾患がいかなる作業態様あるいはいかなる宿主要因によって悪化するのか、そういうものを研究をしていただいております。その結果に基づきまして予防に対する指針なりマニュアルを作成したいということを考えておるわけでありまして。

こういったマニュアルをつくることによりまして、いろいろな障害を持った、成人病を有する労働者とかそういった方々を職場から排除するとい

うことでは決してなく、そういう障害を持った労働者の方が安心して継続的に職場で働いていただくようなマニュアルづくりを目指しておるということでございます。

○五島委員 そうしたマニュアルをつくっていたことは非常に大事なわけですね。

ただ、一言下田さんに対して申し上げておきますが、もともと高血圧あるいは動脈硬化等々あるいは心疾患を持っていた人たちが亡くなった場合、それと業務との直接的因果関係の問題だけが問題になってくるとおっしゃるわけですが、実はそこで問題になってくるのは、亡くなったからどちらが大きな原因なんだという争いがされる前に、そういうふうな人たちが、今下田さん自身もおっしゃったように、病状悪化することなしに働けるような職場の環境、そのところがきちっと整備されていないじゃないか、されてないから亡くなった時点においてそういう争いだけが過労死の問題として出てきてしまう。だから、そのところが大事だ。それは亡くなられた方に対してお気の毒ですし、補償の問題等々についてはやらないといけません。

その問題は問題としてあるにしても、労働安全衛生の立場から言うならば、亡くなられた人に対する問題ではなくて、まさに今マニュアルなりガイドラインとおっしゃっているわけですが、そういう中において障害を持っている人たちが、あるいは成人病を持っている人たちがそれを悪化させることのないような作業環境をどうつくっていくか、その方向に労働安全法を見直していくべきだ。今の労働安全法はワークインデュースト・ヘルスデイスオーダーと言われているようなインデューストなものに余りにも限定された安全基準ではないかと申し上げておるわけでございます。

また、それとの関係において言えば、産業医の問題も問題でございます。

今産業医については、特殊検診に基づいてはかなり配置転換その他について義務を負わされております。また、それに基づいて安全衛生委員会等

に参加して産業医に発言の機会を与えているわけ
でございますが、そうした労働者の一般的な健康
状態に基づくところの就労上の配慮については、
産業医に対しては何らかの発言の権限あるいは発
言の義務、診断の義務を課していないわけでは
ありません。そういうふうなものを合せてやらせて
いかないと、今日のそういう職場保健、職場の健康
の問題に対応できないのではないかと考えるわけ
でございますが、その点についていかがござい
ますでしょうか。

○北山政府委員 最近の高齢化社会の進展等によ
りまして、高血圧、虚血性心疾患あるいは肝疾
患、糖尿病等のいわゆる成人病を有する労働者の
疾病の早期発見、あるいは、予防だけでなく、
当該労働者の就業時及びその後の適正配置の判断
に資するために平成元年十月より労働安全衛生規
則に定める健康診断の項目の改正を図り、その実
施について指導を行ってきたところでございます
けれども、先生御指摘のような企業における労働
衛生の向上につきまして、産業医の果たすべき役
割がどういふものであるか、これは非常に重要な
ものであると考えているわけでございます。現在
労働省では産業医のあり方に関しまして検討会
を設けておりまして、産業医の機能、役割の明確
化を含む産業医のあり方について検討をお願いし
ているところでございますので、その結果を待つ
て適切に対応をしていきたいと考えているところ
でございます。

○五島委員 時間がございませんので次に議論を
進めさせていただきますが、本案の中に「快
適な職場環境の形成のための措置」と言われてい
るわけですが、この職場環境と作業環境はどうか
なっているのか、同じなのかどうか。例えば建設
作業や林業労働などのような野外における作業現
場も含まれるのかどうか、それについてお伺い
いたします。

○北山政府委員 今の作業環境と職場環境の違い
でございますけれども、作業環境とは、作業を行
う場所の空気、湿度、照度等をいうふうな

考えております。快適な作業環境とは、これが快
適な状態に維持管理されているということではな
いかなと思えます。一方、職場環境とは、いわゆ
る作業環境のほかに作業方法とか労働者が利用す
る施設設備の状況等も含む概念でございます。こ
れら快適な職場環境とは、作業環境を快適に維持管理
することだけではなくて、労働者の従事する作業
について、その方法を改善するための措置及び労
働者の疲労を回復するための施設または設備の設
置、整備、さらには、労働者が職場生活をする上
で必要な施設等を清潔で使いやすい状態に整備す
るということなどを言っているものでございま
す。職場環境というのは作業環境を包含した広
い意味で使っているところでございます。

○五島委員 職場環境というのは作業環境も包含
するということでございます。
そうしますと、労働安全法も守られず、あるいは
林業労働なんかのように毎年八十、九十という死
亡事故が続いており、しかもその多くは事故の状
況が後にならないとわからない。検視の段階にお
いて、事故を起こしてからかなり時間が経過して
いて、救助がないために死亡したということが明ら
かであるような事例が毎年のように続いている。
すなわち、救急体制もない状況で放置されている
実態が一方にあるわけでございます。そうした
労働安全法の厳守や事故の際の救急体制も存在しな
いという状態で快適な職場環境の形成というよ
うなことが果たして望めるのかどうか。

そのあたりについて、オフィスだけに限定する
とか製造業だけに限定するということではなくて、
野外におけるそうした労働の安全、そして、その
人たちがその作業において快適と考えられるよう
な状況をつくる最低限の条件として、こうした救
急体制、あるいはせめて現行の労働法の最低限の
厳守といったようなものについてどのようににお考
えか、お伺いします。

○北山政府委員 今回の安全二法の改正による快
適な職場環境の形成につきましては、労働安全衛
生法が適用されるすべての業種の事業場が対象と

なっているところでございまして、工場やオフィ
スだけでなく、建設業や林業等の屋外の作業現
場も含まれているところでございます。ただ、建
設業、林業につきましては、オフィスあるいは工
場といったところとは異なった制約があることは
十分承知はしているところでございまして、これ
らの職場の快速化につきましても、その制約の中
で働きやすい職場のあり方を考えていくべきでは
ないかなというふうに理解をしているところでご
ざいます。

それから、御指摘の緊急時といいますが救急体
制といいますが、そういった点につきましては、
労働災害を防止する上でも非常に重要なことであ
るというふうに私も考えているところでござ
います。

現在、林業・木材製造業労働災害防止協会とい
う協会がございますけれども、この協会が行っ
ている現場安全パトロールにおきましては、こう
いった救急連絡体制が確立されているかどうか、
末端まで徹底されているかどうかというようなこ
とまで詳細にチェックをすることになってい
るところでございますけれども、さらにそういった協
会を通じて実態の把握に努め、必要な指導を
進めていきたいというふうに思っているところで
ございます。

○五島委員 救急体制の問題で一番問題になって
くる職場というのは、私はやはり林業だろうと思
います。山間部、僻地の中で一人作業、しかも極
めて危険である。転落あるいはその他の事故が多
い。しかし、それに対する救急体制の問題という
のは労働安全法の中においても触れられていないわ
けですね。せめて例えば林業労働、これはどうい
うふうな状況においてもそうですが、林業をやっ
ていく場合必ずそこに盤台のようなものが、ペー
スがあるわけですが、そういうふうなところと集
材機のワイヤーとをつなぐ形でもって、例えば今
日非常に進んでまいっておりますボケットベルで
はないのですが、合図用のそういうふうなものを
つけさせるとか、そういう形で緊急に事故がどこ

か仲間伝わるような手段というのは、具体的に
指導は可能だと思っております。そうでない限り、転
落事故を起こして数時間たつて亡くなった、しか
し同僚は夜になって帰ってこないのを知って初め
て事故があったというのがわかった、こういう悲
惨な事故というのはこれ以上繰り返してはいけ
ないと思うのです。

今日、日本の中においてそれほど金をかけずに
そういうふうな体制もできるということから考え
ても、この点についてひとつ具体的に、労働安全
法の中に救急問題ということがないだけに、何らか
の形でそういうふうなことを救急体制について示
していくお考えはないでしょうか。

○北山政府委員 救急連絡体制につきましては、
発見者から責任者への連絡網の確立であるとか、
あるいは医療機関への連絡網の確立等々、いろい
ろ重要な問題を含んでいるわけでございます。た
だ、こういった問題は労働災害を防止する上で非
常に重要なことであるというふうに考えておりま
すので、今後関係機関とも連携をとりまして、引
き続き必要な検討を行っていきたいというふう
に思っているところでございます。

○五島委員 ぜひよろしくお願ひしたいと思いま
す。万一の場合に助かる命も助からないという状
況では、到底快適な職場環境ということについて
納得が得られないと思えます。

次に、快適職場のあり方に関する懇談会報告に
よりますと、「快適職場」を形成するに当たって
重視すべきことは、そこで働く労働者の意見がで
きただけ尊重され、働く側に立った視点での検討
がなされることである。労働者が参加し、その
意見が反映された「快適職場」は、労働者の満足
度を一層高めることになるであろう。というよ
うに指摘しているわけでございます。この指摘は
まことにものともたというふうに思うわけござ
います。

しかるに、この懇談会報告の指摘が本法の中
で完全に無視されているわけでございますが、そ
の点についてどういふ理由なのか、お伺いしたい

と思ひます。

○佐藤(勝)政府委員 事業者が快適な職場環境の形成のための措置を講じていくに当たりましては、御指摘のように、そこで働いておられます労働者の意見ができるだけ反映されることが大変重要であるというふうに考えております。こういうことが行われることによりまして、職場環境に対します労働者の満足度は一層高まることになるというふうに考えているわけでございます。各企業が快適な職場環境の形成に取り組むに当たりましては、その労働者の意見の反映にも十分配慮することが必要であるというのには御指摘のとおりでございます。

それで、この今回の法案の中で、快適職場とはどういうものであるか、あるいはそのためにどういふような措置が必要かということにつきまして労働大臣が指針を定めることになっておるわけでございまして、この指針を定めます際に、労働者の意見の反映にも十分配慮することが必要であるという趣旨は、その中に十分に盛り込またいというふうに考えておるところでございます。

○五島委員 指針を定めればよいというものではないのであって、例えばこの懇談会報告の中には、快適職場のあり方については「個人差への配慮」ということも記載されている。また「社会経済状況や人々の意識変化、技術の進歩等によって異なったものとなっていくものであり、絶えず見直しも必要」と記載されているわけでは。

このことは、快適職場というもののについてどのように目標を設定していくのか、その内容と優先順位をどうしていくのか、これはどうしても労働者の参加がないとできないといえますが、十分なものでないか。そのことが、この懇談会報告の中にも労働者参加についてわざわざ一項目を設けて強調している大きな理由だろうというふうに思ふわけでは。

そういう意味では、例えば衛生委員会あるいは安全衛生委員会というのが労働法に基づきまし

て各職場の中にあるわけでございますが、こういうふうな基準がある、あるいは指針があるからそれでいいということではなくて、快適職場という問題を取り上げるのであれば、当然そういう安全衛生委員会あるいは衛生委員会といったようなところの中において、必ずこの問題を議題としてその了承を得ていく、その協議をやっていくというふうな処理すべきだと思ふわけですが、その点いかがでしょうか。

○佐藤(勝)政府委員 事業者が快適な職場環境の形成に取り組むに当たって必要な事項といひますのは、今申し上げました労働大臣の指針の中で示されるわけでございますけれども、この指針は、快適な職場環境の形成のために事業者が講ずべき措置を画一的に定めるところではなくて、事業者が事業場の実情や労働者の意見等も踏まえて、事業場で実施する措置を弾力的に決定できるようにしたものというふうに考えております。したがって、事業者が実施する措置につきましても、一定の幅のあるものになるような形で示すことにしておりますけれども、この指針を作成するに当たりましては、公労使の代表から成っております中央労働基準審議会の意見を聞いて策定することとしておりますし、また、各職場といひますか企業の中におきましては、御指摘のように安全衛生委員会や労使の意見を十分すり合わせた上で進めることが望ましいと思っておりますので、運用上もそのようなことに配慮してまいりたいと思っております。

○五島委員 また、本法によりまして、快適職場形成のために国が必要な援助に努めるというふうになっているわけではございますが、この援助の具体的な内容というのはいかようなものなのか、現在の当局の御意向というものをお知らせいただきたいと思います。

○青木説明員 この規定に基づきます国の指導援助と申しますのは、中央及び地方に委託をして行います快適職場推進センターといったところによりまして快適職場に係る調査研究、それから具体的

に取り組もうとする事業主に対する指導啓発あるいはさまざまな助成制度等の利用の仕方を伝授することがその一つでございます。また、中小企業の集団に対して、共同で労働衛生を向上させる場合にそれを指導援助する補助金の仕組みがございまして、その中で、快適職場に取り組む企業に対する一定の職場環境の整備のための機器等に対する補助制度、それから快適職場を形成しようとする場合に必要経費を融資をする仕組みといったものが盛り込まれる予定となっております。

○五島委員 あわせてまして、先ほども出ましたが、国が快適職場形成のための指針を策定して公表するということになっているわけではございますが、この指針の内容についても、現在のところの当局の意向はどういうふうなものか、お伺いしたいと思ひます。

○北山政府委員 現在、快適な職場環境の形成のための措置に関する指針を検討しているところでございますけれども、その中身を若干御説明いたしますと、一つは、快適な職場環境の形成のための措置に関する基本的な考え方をまず第一点に示す。その中身につきましては、作業環境を快適な状態に維持管理するための措置、温度とか湿度とか照度とか、そういったものを作業に適した状態に維持管理するというようなことでございます。それから二つ目が、労働者の従事する作業についてその方法を改善するための措置。それから三つ目が、作業に従事することによる労働者の疲労を回復するための施設または設備の設置または整備。労働者の方々が疲労を蓄積することなくできる限り早く解消するためにそういった施設が必要なのでございますけれども、そういった施設または設備を設置すること、それから、その他必要な措置ということにいたしまして、洗面所、トイレ等職場生活をしていく上で必要となる施設、設備を清潔で使いやすいものにするというようにすることをまず基本的な考え方として考えているところでございます。

大きな二番目といたしまして、快適な職場環境を形成するための措置としてどのようなことをしたいかということでございます。作業環境を快適な状態に維持管理するためにどういふ措置を講じたいか、あるいは、労働者の従事する作業についてその方法を改善するためにはどういふ措置をとりたいかとか、作業に従事することによる労働者の疲労を回復するための施設または設備の設置または整備について指針を設けるとか、その他の必要な措置について掲げる予定にしているところでございます。最後に、快適な職場環境の形成・維持管理につきましては、先ほど御指摘がございましたような個人差への配慮であるとか、あるいは労働者の方々の意見の反映といひますかそういうこともございまして、そういうことも十分配慮する必要があるというふうなことでございまして、その点につきましても指針の中に盛り込んでいきたいというふうに現在のところ考えているところでございます。

○五島委員 大体時間が参りましたので、最後に大臣に、三つばかりきょうの論議の中で出されてまいりました問題について御回答あるいは御確認願いたいと思ひます。

今日の労働状況の変化に応じて、がん検診を含む成人病検診の強化拡大、いつの時期になるかということはいろいろこれからあるといたしまして、それを拡大していく、そしてそれに伴って、それぞれの検診の結果に基づいてきめ細かい就労上の配慮がなされるように努めていくべきであるというところについて、大臣の御意見をまずお伺いしたいと思います。

○近藤国務大臣 先生から今御指摘がございましたが、要は、働いている労働者の方々の健康の維持、保持ということでございます。その健康障害というものが直接的な労働災害という形で出てくるのか、それとも職場生活を含めて人間生活全般の中から出てくるのかという問題があつて、必ずしも直接的な職場のフィジカルな災害という形で限定できない場合もあると思ひます。

ただ、一方で医療保険制度というのがございまして、労働災害保険と一般的な医療保険というのがありますので、対象となるのは一人の人間ですから、その障害なり病気がどこが原因だということについての確定が実は困難な場合もあるわけでしょうから、そのあたりはいろいろ政府委員、事務局の方で説明してございますけれども、そのいわばボーダーラインケースみたいなものをどっちの保険制度で見るとかというところで――繰り返しますが、要は、働いている勤労者の方々が、直接的な労働災害であれまたその他いろいろな理由からの病気であれ、病気になる障害を受けた場合に適切な医療措置が講ぜられるということでありまして、その間の現行のいろいろな保険制度の中の調整の問題が残りますけれども、そのあたりについてはこれからいろいろ検討すべき問題が多いと思えますけれども、要は、総合的な勤労者生活の向上、特に健康そして安全の維持ということが労働行政の最大の眼目の一つでございまして、私も十分に研究させていただきたいと思えます。

○五島委員 続いて大臣にお伺いしたいのですが、総論としては大臣のおっしゃることはよく理解できます。ただ、緊急の問題として私の言っているのは、それはインシュアランスの保険の問題はいろいろある、しかし、ヘルスの問題としては職域保健、地域保健、学校保健とあるわけでございます。そういう意味では、いわゆる業務に直接的因果関係が証明された疾病の問題を職域が抱えるんだということではだめだ。だから、広く健康そのものを職域がとらえていくべきである、そういう視点からものがん検診等の実施をぜひ検討していただきたい。

それから、いま一つは、先ほど御回答ございましたが、林業労働等における救急体制については、快速職場の指針の中に入れていただいても別の方法でも結構です、しかし、これはやはりぜひ入れていただくということ。そして三番目としたしまして、今お話しござい

ましたけれども、快速職場について各企業の中にあって合意を進めていく過程の中で、安全衛生委員会あるいは衛生委員会の中においてすり合わせをきちっとしていくという点について、大臣の御意見を伺いたいと思えます。

○近藤国務大臣 私実はドックに入りたいと思っているわけでありまして、なかなか時間がとれない。私だけでなしに勤労者の方々も、ドックに入つてがん検診するというのが望ましくても、仕事の事情でとれないという問題もこれまであったと思うわけでございます。ですから、まさに、そういう人間ドックに入れるような時間を職場の中で積極的にとられるようにすることが、よく言われております過労死なんかについての事前のチェックになるわけでございます。

したがって、そうしたいろいろな勤労者の健康の増進、保全についてのシステムといえますか、そういうものについては、いろいろ御答弁をさせていただいておりますけれども、我々積極的にこれから努力をしてみたい。

救急体制ですか、林業の話が出ましたけれども、こういう問題について、仮にそういう事故が起った場合に、すぐに連絡して緊急救助体制ができるか、これは林業なんかいろいろな面で不便なところもございまして大変だと思えますけれども、できるだけの措置はとれるようにしてみたい。

先生が最後に御指摘ございましたいわゆる各職場ごとの安全衛生委員会制度でございましてけれども、この中で職場の安全や衛生等の問題について積極的に労働者の方々の御意見を聞いてそれを反映する、私はこれまでやっていっていると思えますけれども、さらに積極的にこれを進めてまいりたい。

○五島委員 快速職場の問題についてお願いします。

○近藤国務大臣 快速職場の問題について、さらに、新たなというわけじゃないと思えますけれども、より積極的にその場でも取り上げるように指導させていただきます。

導させていただきます、こう思っております。

○五島委員 その点につきまして、特に安全衛生委員会の機能というのは今後ますます重要になってきます、その任務も非常に広がってまいっているのです。

そういう中で、労働省の方も快速職場という概念で労働現場の問題を見ようというふうになられたわけでございますから、安全衛生委員会もそういうものに対してきちっと労使が合意した形でそれぞれの職域における指針の作成という方向になるように、ぜひ御指導いただきたいということをお願い申し上げます。

○川崎委員長 午後零時三十分より再開することとし、この際、休憩いたします。

午前十一時二十四分休憩

午後零時三十分開議

○川崎委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。岩田順介君。

○岩田委員 最近の労働事情は目まぐるしく変化をいたしておりますが、その中にある労働災害の問題というのは殊に重大であろうというふうに思います。

本法案、つまり、労働安全衛生につきまして、これは全面的に労働省の管轄ということになっておりますけれども、しかし、最近の建設業の労働状況、死亡事故等の状況を見ますと、これは建設省におきまして責任は極めて大だ、こういう観点から今後の労災撲滅のために、労働省が主体になりましようけれども、建設省も大いに協力をしてこれに邁進してほしいという観点も含めまして、きょうはおいでをいただいているわけでありまして、

このたびの法律改正に当たりましては、その提案理由の説明で、大臣は

建設業においては、人材の確保、とりわけ若

年労働力の確保が大きな問題となっております。この観点から建設業の雇用機会としての魅力を高めていくことが重要であります、その中で労働災害の防止は重要な課題の一つであります。すなわち、建設業における死亡災害は依然として多く、平成二年においても千人を超え、死者が亡くなっております、これは全業種の労働災害による死者の四割以上を占めております。このため、死亡災害の大幅減少を目指した建設業における総合的な災害防止対策の確立を図る必要があります。

こういうふうに出ておられます。

それは全く同感であり、そのとおりと思うわけでありまして、もとより、建設業における雇用構造というのは、複雑なものが歴史的に横たわっているわけでありまして、したがって、また前近代的だ、という指摘もあるところでありまして、しかし、全業種の労働災害における死者の四割を建設業が占めるということについては、事態は極めて憂慮すべき深刻な状況ではないかというふうに思っているわけでありまして、大切な人の命にかかわる問題である点を何よりも重視して、死亡災害の大幅減少は当然であります、むしろこの撲滅に向けてどうするか、御努力をいただきたいというふうに感じるわけでありまして、そういう観点で質問をさせていただきたいと思えます。

まず、建設業における労働災害の発生状況についてお知らせいただきたいと思えます。

○佐藤（勝）政府委員 建設業におきまして労働災害の発生状況でございますが、長期的には減少の傾向にございまして、平成二年におきまして休業四日以上、死亡者数をとりますと六万九百名、前年に比べて四・六％の減少でございまして、また平成三年におきましても、これは平成四年二月末の速報値でございまして、前年同期と比較して約五％の減少となっております。しかしながら、死亡災害につきましてはここ数年横ばい、または増加傾向にあるわけございまして、平成三年の死亡者数は一千四十七人でございまして、この数字は平成二

年と比べますと二・六%減でございますが、その前、元年と比べますと二・九%の増加というふうになっております。

建設業におきましてはほかの産業に比べまして労働災害の発生が多いわけですが、休業四日以上以上の災害では全産業の約三割、それから死亡災害だけをとりますと全産業の四割以上を占めておるわけでございます。

それから、一時に三人以上の労働者が死傷する災害を重大災害というふうに私も呼んでおりますが、建設業におきましてはこの重大災害が多く発生しておるわけでございます。最近一年余りを取りまして、昨年三月の広島市の橋梁落下事故において一般市民を含めまして十五名が死亡し、八名が負傷いたしております。また九月の松戸市の隧道水没事故におきましては七名が死亡、さらに、ことしに入りまして二月の海上自衛隊厚木基地内の体育館の新築工事での崩壊災害におきましては七名が死亡、十三名が負傷するというような社会的にも大変注目を浴びる重大災害が発生しているところでございます。

こういうあいだでございますが、建設業におきまます労働災害の現状は大変に憂慮すべき状況にあるというふうに考えておるところでございます。

○岩田委員 今御報告をされましたけれども相当な死亡者が出ていますけれども、建設業における労働災害は特に多発の状況ということが今の説明でも感じられるわけですが、大臣はこれらの状況について一体どのように御認識、考えておられるのか、御見解を賜りたいと思います。

○近藤国務大臣 労働災害は本来あってはならないものでございまして、私は、労働災害防止を労働行政の最も重要な課題の一つとして、機会あるごとに災害防止の重要性を訴えてまいったところでございますが、建設業におきましては、最近、ただいま労働基準局長が述べましたように重大な災害が多く発生しておりますことはまことに残念

に思っております次第でございます。

建設業においてこのように労働災害が数多く発生していることから、昨年専門家の方々に建設業における総合的な労働災害防止対策の検討をお願いし、この検討結果を踏まえて、現在御審議いただいております労働安全衛生法の改正法案を策定したところでございまして、この法律改正を含めて建設業について総合的な労働災害防止対策を推進する必要があると考えております。

○岩田委員 先ほどから建設業における労働災害の発生状況を御聞きいただきましたけれども、平成二年で全産業、全業種二千五百五十人の死亡事故中一千七十五人、こういうふうな命が失われたわけでありまして、また、四日以上休業が、これは労災保険給付データで見ましてもかなりの数字になっている。

このように建設業において労働災害の発生が多い原因について、労働省はどういうふうにお考えになっておられるのか、お伺いをしたいと思います。

○佐藤（勝）政府委員 建設業において労働災害の発生が多い原因ということでございますけれども、建設業はその他の多くの産業に比べて特徴があるわけでございます。

それはどういふことかと申しますと、自然条件の影響を受けやすい環境での作業が多いということ、高所作業あるいは掘削作業等の危険な作業が多い、それから、注文生産が原則でございますので、工事ごとに作業場所、作業内容が違ってくる、また短時間作業、臨時作業が多いというふうなこともございます。それから、重層下請構造等で異なる企業に属する労働者が同じ現場で混在をして作業するというようなこともございます。それから、労働者の移動性が高いこと、それから工期の設定、工事費の積算等請負契約におきまして発注者側の意向が強く反映されがちであるというふうな特別な要因が幾つかございます。このことがほかの産業に比べて労働災害が多い原因であるというふうに理解しております。

最近の死亡災害の減少しない背景としましては、以上申しましたことに加えまして、建設工事量の増大等に対応した安全管理の徹底が必ずしも十分でないということ、それから熟練労働者が不足しているというふうなことが背景にあるものというふうにも考えておるところでございます。

○岩田委員 いろいろ申されましたけれども、安全措置が仮設であるというふうな問題もこれはまたあるんじゃないかというふうに思います。

一九八七年の三月に立正大学経済研究所から「建設労働経済論」というのが筆宝康之さんという専門家から出されておりますが、彼の指摘によりますと、「当然、直用せず常備化しない労働者に對しては、安全と技能の訓練意欲は消極的になる。安全の低下は労災を、技能の低下は欠陥工事と低能率を生む。」こういうふうな指摘をされております。五年前でありますけれども、これは指摘されて久しい問題でありますけれども、やはり的を射ているんじゃないかと思っておりますけれども、今労働省にお尋ねしましたこの質問について、建設省、ひとつお答えいただけますか。

○尾見説明員 建設関係の労働災害の状況の御質問でございますけれども、先生御指摘のように、建設業の労働災害の死傷者は他産業に比べて非常に多いわけでございます。こうした事故が発生しますと、それにより人命が失われるということ、その重さは非常にはかり知れないものがあるわけでございます。また、企業にとりましても産業にとりましても、事故のイメージの低下ということは非常に大きな問題になっているというふうな認識しております。また、若い方に建設業に入っていただくために魅力ある産業づくりということを行っていただくわけでございますが、そういう努力を一時にしてしまおう、そういう意味合いもあるわけでございます。建設省としては、安全性の問題は極めて重要な課題であるというふうな認識しております。

とでございますとか、屋外作業であるとか機械を多用するというような生産特性に由来する点が非常に多いのではないかと考えております。さらに、組み立て産業であります。それに伴いまして下請構造というのが不可避免的に発生するというようなこともございます。それから、経営基盤の脆弱な中小企業が非常に多くて、資金面、人的な面での制約というふうなものがございまして、私どももいたしましては、発注段階とか施工段階における固有の安全対策にあわせまして、建設産業の構造的な問題を解消していくというこの施策が非常に重要ではないかというふうな考えております。このために、平成四年度から第二次構造改善推進プログラムという構造改善全般を推進するための施策体系に盛って、構造改善に官民挙げて取り組んでいるというところでございます。

以上でございます。

○岩田委員 いや、私が聞いていたのは、労働災害の発生がなぜ多いか、その原因について聞いていたわけですよ。ひとつ短く答えていただきたいと思っております。

これは、建設省の建設業労働災害防止協会資料ということでございますが、建設工事に於ける平成二年度事故原因別死者率というのが出されております。これは建設省で作成されたものだと思いますけれども、これによりまして、この事故原因の第一は、作業員の不注意による事故、こうなっております。これが四八%。あと二番目に、安全管理上の不備による事故三五%、三番目に、施工方法の不備による事故一三%、四番目に、第三者による事故四%、こういうふうな資料をいただいているわけでありまして、「作業員の不注意」というふうに言われておりますけれども、これはちょっと私は納得いかなない点があるわけでありまして、

最近の厚木の事故については、新聞報道を見ても、到底作業員の不注意とは思われないうふうなふうに私は認識をするわけです。

作業員の不注意が原因の一つであったとしても、例えば落下事故などが多いという御報告もありましたけれども、安全ベルトをするとかネットを張るとかヘルメットがどうであったとか、いろいろ事前に重大災害を防止する手だてというものはあるはずであるし、また、これは監督官庁もそうでありますけれども、事業者が最も責任があるのではないかと、このように思っています。

これについて、労働省としてはどういうふうにお考えでしょうか。

○佐藤 建設省委員 労働災害は、作業員の不注意が原因の一つになっている場合もございすけれども、そういう場合でも、機械設備の問題であるとか作業方法の問題であるとか安全管理体制の問題等、幾つかの要因が影響し合って発生をするものであるというふうに考えております。

労働災害を防止する上で作業員の不注意をなくすことはもちろん必要でございすけれども、問題は、それだけでは労働災害がなくなると言えないこととございす。つまり、機械設備の安全化、作業方法の適正化、安全管理体制の整備、安全衛生教育の実施などの措置を総合的に講じまして、作業員の不注意があつたとしても安全が確保されるようにすることが大事なことでないかというふうに考えております。

御指摘のとおり、落下事故、墜落災害といいますが、そういうものにつきましても、足場や安全ネットが設置されているとか安全ベルトが使用されているれば事故に直結することが防止されるというふうなものでございす。

○岩田委員 この一月二十九日に「建設省の工事安全対策」というものが発表されております。それによりますと「作業員の不注意による事故、第三者による工事現場への侵入事故等様々な原因による建設労働災害が依然として多い」という記述がございす。全般的に見まして、どうも事業者の責任は一体どうなっているのかという感じを率直に持ったわけでありす。あの報告というか方針というか対策を見ます

と、事業者の安全確保にはおかしむるような実態があるのじゃないか。また、それを裏打ちするような資料が出ておりますけれども、それが先ほどの作業員の不注意四八％、半分です。これは、不注意だというふうになっている点がどうも私は納得いかない、こういうふうに申し上げていくわけですが。

この分類がされておりますけれども、これは、建設業労働災害防止協会が毎年「安全衛生年鑑」というのを出版されておりますが、これから整理をされたものではないかというふうに思っています。これは間違いないですね。昨日もその点いろいろ事前のお話をさせていただいたわけでありすけれども、これらの事例を見て、果たして私が申し上げましたような作業員の不注意四八％、あと2、3、4とありますが、果たしてあいうふうに分類されるものかどうかというふうには私は思うのです。そもそものような目的意識でもってあいう分類をされたのか、大変疑問です。

これを皆さん建設省は全部洗われて1、2、3、4の分類にされたんだらうというふうに思いますが、きのう私はこの死亡事故の中で十一例を抽出をいたしまして、建設省にどの分類に入るのかお尋ねをいたしました。

時間がありませんが詳しく申し上げることはできませんけれども、例えば百四十五ページのトンネルの3、これは公共工事でありすけれども、これについては「安全管理上の不備による事故」というふうに分類をされております。以下いろいろ分類をされておりますけれども、時間の関係で割愛をします。

そこで、質問をさせていただきたいと思うんですけれども、この中で、例えば百八十八ページ、これは鉄筋コンクリートの4ですね。これは広島で一月の十一日に起こった事故でありまして、「公共工事 墜落」というふうになっております。高さ七メートルのところから墜落をして落ちておりますけれども、これは本人の不注意になつておりますが、これなどを見てみますと、安全

ネットやその他のいわゆる事故防止装置が完全にあつたならば、これは未然に防げておつたんじゃないかというふうに思っています。これについても1に分類をされているわけでありす。さらに、百九十ページの26であります。これも公共工事でありすけれども、「七・四メートルの三階床にクレーンで荷揚げされた筋かいの束を外し、デッキプレート上を歩行中に墜落した。」というふうになっております。それから、百九十一ページの32であります。これは民間でありまして、バランスを崩して二十四メートル下に落下して死亡する、こういう事故であります。果たして本人の不注意というふうに分類できるものかどうか。果たして安全装置があつたかどうか。

これは膨大な事故例でありまして、どういうふうにはチェックをされて、どういうふうには判断をされて、だれが判定をされたのか、これまた興味のあつるところであります。きょうはこの問題はさしておき、今三つ申し上げましたような事故についてどういふお考えなのか。私はこの三つだけしか挙げませんでしけれども、それぞれ安全装置、安全教育、安全対策が本当にやられておつたならばこういう事故にはならなかつたのではないかと、この前提をお聞きをいたしておりますが、一体いかがでしょうか。

○青山説明員 今御質問ございました建設業労働災害防止協会発行の「建設業 安全衛生年鑑」をもとに、私もどがどういふ考え方で分類したかというお尋ねでございす。この資料をもとにして、安全対策を検討するための本当の基礎データといえます。原始的なデータといたしまして、労働災害の原因につきまして、内部で議論しながら大まかな分類を試みた次第でございす。

この区分は、少ないデータしか蓄積されてない現時点での区分でございまして、先生おっしゃる通りに、本人の不注意というふうな原因で済ましてしまったものでは具体的な対策に結びつかないというのものとおりでございまして、私も今後、事故原因の調査をさらに一つ一つ丁寧に建設

業にかかわるものについてはやっていきたいと思つておりまして、その一つ一つの原因調査を深めながら具体的な設計施工に生かすレベルまで原因究明を高める努力をしていきたいと思つております。

○岩田委員 今の問題について、労働省は一体どういうふうにお考えでしょうか。

○北山政府委員 労働災害は、作業員の不注意が原因の一つになっている場合でありまして、機械設備の問題であるとかあるいは作業方法の問題、安全管理体制の問題と、幾つもの要因が重なつて発生しているというところは先ほど局長からお話があつたとおりでございす。

先生御指摘の事例につきましては、私も死亡災害につきましては詳細に調査をしているわけにございまして、例えば百八十八ページの4の広島での事故例なんかにつきますと、「余分の鉄骨組立の出来具合を元請に確認してもらおうと急いでいたため、枠組足場の中ををり外し、躯体側（開口部五十八センチメートル）に移動しようとして高さ七メートルの所より墜落した。」という事故でございまして、この事故について調査をいたしますと、例えば足場と躯体との間隔が広かつたのではないかと、あるいは足場と躯体側とをつなぐ通路が数として不十分だったのではないかと、あるいは問題点があるわけにございまして、やはりそういう設備上の問題あるいは人的な問題、そういうものがいろいろあるふくそうしてこういう災害が発生したというふうな考えをいふところとでございす。

○岩田委員 いずれにしても、建設省の分類をされた目的については、事故における責任を明確にするというふうなことだけでやられたわけにないでしよう。今後の安全対策上きつとしたデータをとらえるということ、それに基づいて防災対策を行うということでありす。労働省と建設省は、立場は違ひますけれども目的は一つなんですよ、大いに協力してやっていかないと、別々な感覚で——今答弁いただきましたよう

に、データが少ないとおっしゃいましたけれども、僕はやはり精度に欠けるんじゃないかと思ひます。そんなものを前提に議論をするということも困りますので、また命がかかっているわけですから、我々も人命の問題でこれを取り上げていくわけですから、ぜひともよろしく御検討をお願いしたいと思ひます。したがって、仮に作業員にミスがあったとしても、それが直ちに事故につながるようなふうにするかというのがこの問題に当たる際の重要な姿勢であることは言うまでもないのですね。

この点に関連をして若干議論をしたいと考えておりますけれども、去る二月十四日の厚木の航空自衛隊の事故、これにつきましては、直後の二月十八日に社会党も調査団を派遣いたしました、午前中質問いたしました五島議員も加わって、二月二十六日の当委員会でも質問をいたしておるわけでありまして、五島議員の質問に若干宿題が残っておるといふふうに思われますので、この際、私の方からかつて質問をしたと思うのです。

そこで、まず第一に、ビルトスラブ工法の場合には、特定の部分で集中的に荷重を支えるために、一般工法に比べて支保工の強度、構造等を特別のものにしなければならなかったはずだと思いますが、今回、支保工が倒壊したのは、ビルトスラブ工法を採用したにもかかわらず一般工法と同じ支保工にした、その強度や構造等に問題があった疑いがある、こういう質問をしておりますけれども、これについては明確な答弁がなかったと思ひます。

まず、この点について確認をされたかどうかお伺いをしたいと思います。

○北山政府委員 ビルトスラブ工法では、大ばりの下の支保工で集中的に荷重を受けるといふことになるわけでございますので、支保工の強度、構造等もそれに応じた安全なものとする必要があるというの、御指摘のとおりだといふふうに思ひます。

この災害の原因を究明するためには、実際に倒

壊した箇所の支保工がどのような構造でどの程度の強度を有しているかといったことを確認する必要があるのではないかと一うふうに思っております。

実は、災害の発生現場では、最近復旧工事が始められたところでございます。今後、崩壊した箇所の支保工がどのような部材によつて、どのような構造で組まれていたかというふうなことを確認するとともに、今回原因究明のために設置をいたしました特別技術調査チームにおきまして必要な実験を行うというふうなことも含めまして、原因究明を行つてまいりたいといふふうに考えているところでございます。

○岩田委員 さらに、五島議員は次のように質問をいたしているわけですが、「突然そういう考えられないような、そういう型枠が下に落下して抜けてしまふという事故があつたにもかかわらず、そこで作業を中止して安全を確認する、あるいは原因を究明するという作業をやらすに、そのまゝ一列飛ばしてコンクリートの流入というものをやっている」。間違ひがないかお伺ひします、こういうふうな五島議員は言っております。

北山部長は、当委員会の二十六日の答弁で調査中であるといふことをおっしゃつていますが、NHKの報道等もそういうことを言っているのじゃないかといふことにつきましても、そこまでは聞いていないといふようなお答えだと思ひます。この点についてはいかがでしょうか。

○北山政府委員 この災害の発生当日は、コンクリートポンプ車二台で、二階スラブ部分の中心線から東側部分と西側部分のそれぞれでコンクリートの打設の作業を行つていたわけでございます。午後一時二十分ごろ、東部分の南から三列目の東端から十番目あたりのビルトスラブ、それから型枠が落下したためにコンクリート打設を一時中止をいたしました。その後、一階床部分で状況の確認であるとかあるいは対応の検討、コンクリートの処理を行つていたところ、一時四十五分ごろ二階スラブが崩落をいたしましたして、一階部分及び二

階部分にいた労働者が被災をしたといふものでございます。

最初のビルトスラブ、それから型枠の落下後一たん中止されていたコンクリートの打設が再開されたかどうかという点につきましては、御指摘のようによ、一列飛ばして再開をしているといふことを証言をしている者もいるわけでございますけれども、ただ一方で、そのようなことはなかったといふふうな多くの者の証言もあるわけでございます。

しかし、もしコンクリートの打設作業が再開されていたらということになりますと非常に重要な問題でもございしますので、さらに事実の解明をしていきたいといふふうに考えております。

○岩田委員 これ以上はこの問題で申しませんが、同一現場で一様に働いておつた作業員等の証言がそんなに狂うはずはないんですよ。ごく少数はそう言つたけれども多数はそう言っていないといふふうにあなたはおっしゃるけれども、二十六日の次元ではそういう話ではなかったわけですよ。これは重要な問題だと思ひます。

今お伺ひしております、事故発生から二月も経過しておるわけでありまして、いまだ調査中である。これは、今回の厚木の事故の重大性から考えてもまことに遺憾だと思ひます。調査結果がすぐにはわかつて、改善する点はどうするかという議論が本委員会でも本日は積極的に行われてほしいと思つたのであります。迅速な調査を要請しておきたいと思ひますけれども、五島議員の質問から確認できる範囲でも、本来、作業内容を熟知して的確に作業を指揮するべき型枠支保工作業の責任者が、資格が一応あつたとしても、このビルトスラブ工法というのは初めてであつたといふことですね。それから、実際に働いておつた作業員の方々も初めての経験で不安を表明していることは調査でもはっきりしていると思ひます。しかも、現場所長や責任者も死亡された、こういうことになりまふと、管理的な立場にある者もこの危険性について一体認識があつたのかどうか、認識が甘

かつたのではないかといふふうに思わざるを得ないし、疑問を持たざるを得ないわけですよ。

新しい工法、しかもビルトスラブ工法のように一般工法に比べて危険性が高い工法を採用する場合に、作業指揮者には十分な技術的な認識を与えることは当然であります、その研修はもとより、一般の作業員に対しても十分な教育を行うことが極めて重要だと思ひます。

今回の事故からもそういうことを痛切に感じるわけでありまして、労働省としてはその点一いついふふうにお考えであるのかお伺ひをしたいと思ひます。

○北山政府委員 先生御指摘のようによ、新しい工法その他その現場でふなれな工法を採用する場合に、安全施工上の問題点について十分事前に検討をいたしまして、その検討結果を踏まえまして、作業主任者に適切な作業指揮を行わせるということが非常に大切でございます。さらに、その作業に従事する作業員に対しまして、その工法の特徴であるとかあるいは危険性等を十分周知をさせる必要があるのではないかと一いついふふうに考えているわけでございます。

今後、このような場合、研修、教育の実施等により、ふなれなままで作業指揮及び作業が行われることがないよう、今回の事故を反省いたしまして、事業者に対して十分指導をしていきたいといふふうに考えているところでございます。

○岩田委員 北山部長の御説明では、厚木の事故で、なぜ二階から下に、どういふ目的でどういふ指導、どういふ指図があつて二階から一階に行つて被災をしたかといふのはまだ定かではないといふことですよ。

建設省にお伺ひをいたしますけれども、こういう場合、二階から一階におりてきて被災をした、死亡者の方々は一体どこにカウントされるのでしょうか。先ほどの分類でどういふふうにかウントされるのでしょうか。

○青山説明員 今のお尋ねでございますが、先ほどの分類、四区分は、約千の事例があるものを大

まかにグループ分けする観点から分類したものでございまして、対策に結びつく真の原因であるという認識はいたしておられません。

厚木の事故の場合につきましては、現在、事故原因については調査中と聞いておまして、その事故発生メカニズムが解明された時点で、設計、積算等具体的な対策に生かしていけるような観点から、これを教訓としてまいりたいというふうに思っております。

○岩田委員 社会党の調査団の調査結果や一部の新聞報道とも重ねて考えてみますと、今回の厚木の事故というのは労働安全確保の措置に極めて欠けていたのではないかとこのことをうかがわせるわけでありまして、時間の関係で、具体的にどうだということとは、きょうは指摘をいたしませんけれども、第一次事故の処理が極めて不適切と言わざるを得ないというふうには私は思います。これは何とも今お答えできないでしようけれども、そういうふうな指摘をされるを得ないと思います。明らかに避けられた死亡災害ではなかったかというふう

に思うわけでありまして。
それから、一月二十九日発表の建設省の工事安全対策には、「従来工法においては熟練作業員とみなされる者に対しても、昨今の機械化をはじめとする新工法等の適用にあたっては、施工方法の高度化に対応した効率よい教育を実施する。」というところが出されておるわけです。厚木の事故というのは、建設省が出されたこの安全対策の方向というのかそれを全く真つ正面から裏切る事故になったケースではないかというふうに思いますけれども、建設省はこの点についていかがお考えか、お伺いをしたいと思います。

○青山説明員 今先生からお話しございましたように、建設省の工事安全対策におきましては、施工体制の複雑化または施工技術、施工環境の変化等への速やかな対応を図るために現場作業員の技術力の向上を支援していくことにいたしております。このため、平成四年度、この四月からでございますが、公共工事の発注における工事費

積算基準の改正をいたしたわけでございますけれども、この改正におきまして、現場における作業員に対し月一回、半日以上安全訓練ないし研修を実施するとともに、そのための費用を新たに計上しまして、現場作業員に対する技術力の向上を図ってまいりたいというふうに考えているわけでございます。

先生御指摘のように、研修なり作業員の方に工法等を十分承知していただくということは、安全のためにも非常に重要なことではなからうかと思っております。その観点からの措置でございます。

○岩田委員 そのほか、五島議員は去る委員会でも、工期の設定の問題、それから契約金額問題についていろいろな質問をしておりますけれども、そういう中で、設計変更や安全管理、安全教育面での問題があつて犠牲者を出してしまつたという前提で指摘をしておりますし、私もそういうふう

に思っております。
今お聞きしますと、まだ調査中ということで労働省からもはっきりした御答弁はもらえないわけでありましてけれども、しかし、今私が幾つか指摘をしましたような問題は、特定の問題としてだけではなくて、建設業における労働災害一般についても言えることではないかというふうに思います。この点については一体どういうふうにお考えなのか、御見解を賜つておきたいと思ひます。

○佐藤勝政府委員 一般論として申し上げますと、工期が十分でない場合には施工に追われる、また、積算上安全衛生を確保するための経費が見込まれていない場合には経費が切り詰められるというふうなことで、十分な安全管理、安全教育を行うことができないということになるわけで、こういった発注者の安全衛生配慮の不足は、工事施工時の安全確保に大変大きな影響を与えていると考えております。

そこで、労働省は、建設業におきます安全衛生管理体制等に関する実態調査を行ったわけでございますけれども、その調査におきましても、発注

者に対します施工者の要望事項として、全国規模の建設業者の九四・八%、地域の建設業者の七九・〇%が適正な工期の設定を要望するというところを言っておるわけでございます。また、全国規模の建設業者の八六・四%、地域の建設業者の六六・五%が適正な安全経費の設定が必要だということをおっしゃつておるわけでございます。建設業者におきまして、工期の適正化あるいは安全経費の確保が労働災害の防止のために必要であると考えていることがこの実態調査からもうかがわれるわけでございます。

また、設計変更が行われた場合におきましても、工期の設定、安全経費の確保に十分な配慮が必要であることは当然であると考えておるところでございます。

○岩田委員 建設省にお伺いいたしますけれども、建設工事死亡災害のうち約半分が公共工事で発生しているわけですか。これは異常に高い数値ではないかと私も驚いておるわけでありまして、建設省は、国が発注する工事について安全施工の観点から果たして十分な配慮をしているのかというような感じを持たざるを得ないわけでありまして、一体どういうお考えなのか。

そして、引き続き建設省にお尋ねいたしますけれども、今申し上げましたように、建設省の責任は重いだらう、果たす役割は極めて大きいだろうと思ひます。そこで、建設省としては今後の公共工事における労働災害の防止についてどのようにしていかれるおつもりか、こゝはひとつ決意を述べていただきたいと思ひます。

○青山説明員 建設投資のうち政府投資分は約三分の一、これはほとんど土木工事でございます。それに対しまして、労働災害が建設業の中で四十分数を占めているということで、労働災害の比率が公共事業に高いのは先生御指摘のとおりでございます。

この原因といたしましては、工事の種類や現場の施工条件、例えば土や水を扱う工事が多いとか、ダムのように非常に急傾斜面を工事現場とす

るケースが多いとか、トンネルやシールド工事のように地中面を工事現場とする場合が多いとか、大型機械を使うとか、いろいろな現場の施工条件も含めたさまざまな要因が関係していると考えられますが、これだから公共工事の方が多いのだという明快な理由は、私どもはまだ判明いたしません。

今後、建設工事の事故発生背景にある誘因、いろいろな背景も含めまして、私どもは安全対策に取り組んでまいりたいと思っております。

具体的に申し上げますと、人々の幸せを実現するための公共事業の実施の過程におきまして、貴重な人命が失われているというふうな事態が発生していることには非常に強い思いをしております。また、甚だ遺憾な状況だと思っております。かかる事故の再発防止のためには、事故の背景にある施工環境の変化を的確に把握した安全対策が必要であるという認識から、省内に建設事務次官を長といたしまして、建設工事安全対策委員会を設置いたしまして、全省挙げて建設工事の安全対策に取り組んでいくところでございます。

具体的には、発注者、設計者、施工業者、作業員がおのの立場で自律的に安全を目指した対策をとることを基本方針といたしまして、総合的な安全対策を推進していきたいと思っております。このような基本方針によりまして、公共工事の発注に際しましては発注の平準化、これは工事国債等の活用によるものが多いと思ひますが、発注の平準化、適切な設計及び積算の実施、施工条件の明示による設計変更及び弾力的な工期の設定など、工事の安全対策に真剣に取り組んでいくことにいたしております。

○岩田委員 今お答えをいただきましたけれども、一生懸命やっていたかと思ひます。

ただ、先ほどこの分類の問題で指摘をしたところでも申し上げましたが、いわゆる事故を未然に防止するためにどうするか、人命を尊重するために安全装置、安全確保をどうするかということ、我々はこの分類を見たときに異様な感じがす

るのですよ。

今お答えになりましたけれども、例えば建設省の工事安全対策、一月二十九日に出されているものを見ますと、「今後は規制強化の発想ではなく、発注者・設計者・施工業者・作業員等、関係者が各々の立場で自律的に」こうなっていますけれども、これはそうでしょう。しかし、現実には全業種の四〇％を超えている現場なんです、建設業というのは。さらに公共工事でも極めて高い比率を持っているわけです。そこで、こういういわゆるきれいなことでは私は済まされないのではなにかというふうに思うのです。ですから、分類のところでもここでもそうですけれども、きちっと安全確保をするための、人命を守るための責任はどうあつて、だれが有するべきかということは明確にしておかなければ、撲滅なんというところは、これは非常に難しい問題ですが、大幅な減少ということは望めないというふうに思っているからお尋ねをしてきたのです。そういう立場でひとつよろしくお願いしたいと思います。

次に、大臣にお伺いします。

発注条件の問題や何かをお聞きをしてみたいなりましたけれども、労働行政と建設行政が一体となつて取り組むということを冒頭申し上げましたが、極めて重要だろうというふうに思われてなりません。したがって、ここで大臣としてはそのためにどう最大限の努力をしていただけるのか、御決意のほどをお伺いしておきたいと思ひます。

○近藤国務大臣 いろいろ御指摘がございましたが、建設工事では工期、設計条件等の発注条件が施工方法等に大きな影響を及ぼしまして、発注条件が不適切であると施工時の安全確保が困難となると考えております。

このため、労働安全衛生法においても「建設工事の発注者等は、施工方法、工期等について、安全で衛生的な作業の遂行をそなうおそれのある条件を附さないように配慮しなければならぬ」とされているところをごいまして、今後ともこの趣旨の徹底を図るとともに、発注官庁である建

設省等とも十分連絡を図つてまいりたいと考えております。

○岩田委員 次の質問に移ります。

建設業の抱えている特徴的な問題というのは、先ほど佐藤局長の方からある述べられました、まさにそのとおりでありまして、その中で最たるものは、下請、重層下請の構造ではないかというふうに思ひます。しかも、建設業の災害というのはすべからず下請に多いことはもう私が指摘をするまでもないのですが、一体下請の被災状況というのはどうなっているか、お知らせをいただきたいと思ひます。

○北山政府委員 平成二年における建設業の死亡災害が千七十五人ということでございますけれども、そのうち、下請の労働者が被災した例が全体の六七％を占めているわけでございます。特にビル建築であるとかあるいはトンネル工事、橋梁工事といった工事では死亡者の八割以上が下請の労働者になつていてということでございます。

○岩田委員 大変問題な数字だと思ひます。

建設省にお聞きをいたしますけれども、今言われたように死者では八〇％が下請である、こういうふうな災害の構造がなつていてということとは、下請の事業者は安全確保措置を講ずるための資金だとか技術面で一体どうなつていっているのか、気迫とかそういうものがなないために起こっているのではないかとこのように思ひます。建設工事における労働災害をなくするためには、それらの構造そのものを変えていく必要があるが、建設省としてはどのように認識をされておられるのか、また、どのように改善をされていくつもりなのか、お伺いしたいと思います。

○風岡説明員 お答えをいたします。

御指摘のように、建設業はいわゆる元請と下請、こういう両者の関係でお互いに適切な役割分担を持ちながら仕事を進めていくということでありまして、その間の適切な役割を明確にするということが非常に重要なことであるというふうに私も考えております。このような考え方に基づ

きまして、従来からいわゆる元請、下請関係をできるだけ適正化を図つていきたいということであるという指導しております。

具体的には「建設産業における生産システム合理化指針」というのを昨年定めまして、これに基づきまして、例えば下請契約における工期とか請負価格、そういった問題につきましては、当事者で十分話し合つて適切な工期とかあるいは工程を設定させるように指導をする。さらにまた、それぞれ分担をするわけでございますけれども、いろいろ責任施工の範囲とか工事の難易度とかそういったものを考慮して、請負価格の面でも適切な契約となるような指導もしております。

安全の面につきましては、元請、下請それぞれ責任があるわけでございますけれども、各事業者に対しては、労働安全衛生法の遵守だとか、あるいは新入に雇用した建設労働者等に対する安全教育というものををお願いしております。また、元請に対しては、そういういったことがうまく進むような指導助言あるいは援助というものをを行うように努めてきているところでございます。

また一方、そういう元請、下請関係の合理化ということとともに、建設省としては、事故の防止を図っていくためには、より基本的なこととして、建設業自体の構造改善というものを進めていくことが必要であると思ひます。先ほどもちよつとお答えをさせていただきましたけれども、本年度から三カ年にわたりまして第二次の建設産業の構造改善推進プログラムというものをスタートしております。これにより一般的に、建設業の雇用、労働条件の改善とか生産性の向上とかいうことのほかに、安全というものを一つの大きな柱として取り上げております。そういう面でも最大限の努力をしているところでございます。

○岩田委員 いろいろ御説明をいただきましたが、私が心配をしているというか要請をしたい問題は、教育や何か最もそうなのです。そのと

おりなのです。しかも、今お話しにありました生産システム合理化指針ですか、これも読ませていただきましたけれども、これからは元請、下請が対等な経済主体としてのパートナーでなければならぬとか、元請とか下請というふうな上下関係を超えていくのはやめようとかいろいろ言われておりますけれども、それをどういうふうにするのかというの、やはり当面は下請を保護するという政策でなければならぬし、具体的な施策が必要であらうというふうに思ひます。

新たな展開をされておりますけれども、この労働安全の面ではずっと言われたことがいろいろな形で再度言われていることを覚えております。私は、パートナーシップだと言われても、早晩そうなるはずはないし、そういう実態じゃないことははっきりしてはいますが、下請保護をどうするか、これは大変な、しかも相変わらず重大な問題だろうというふうに思ひますが、再度お答えをいただきたいと思ひます。

○風岡説明員 御指摘のように、建設業における下請の役割というのは非常に重要なものがあります。そこで、適切な施工、安全な施工が確保できませんと、建設生産物としては良質なものができません。私も申し上げました、ただいま申し上げましたような契約関係とか、あるいは現実にはそこに配置する技術者の問題とか労働者の安全の教育とか、そういうものにつきますけれども、建設省としても十分な指導をしていきたいというふうに思ひます。

○岩田委員 そういうことでもっと具体的に幾つかお聞きをしたいと思ひます。

例えば、下請業者において十分な安全確保措置がとれない、これは安全経費が下になつていくのか、渡つていくのかどうか。これは元請が重大な責任を負うわけでありまして、意外にこの辺が希薄になつていて事故が起つたという例は少なくはないのです。この点についてどう措置をするのか。

さらに、いわゆる重層下請構造の改善が、言わ

れておりますように進められるわけでありまして、これは下請事業者だけで安全確保措置をとるといふのは到底できることではないわけですね。これについても元請事業者が一定の役割を果たしていく、これが大切だと思います。この点については今回の法律改正ではどういふふうに触れられておるのか、これらについて労働省の方から答えたいと思います。

○佐藤(勝)政府委員 労働者の安全を確保する責務は、原則として、その労働者を雇用する事業者にあるわけでございます。ただ、建設現場のように、重層の請負関係のもとで複数の事業者の労働者が一つの場所で混在して作業を行うというような場合には、それぞれの事業者だけでは安全を確保することが難しい場合がございます。こういうことに由来する災害を防止するためには、現場全体を管理する元方事業者あるいは一定の作業を統括しております上位の請負事業者において安全確保措置を講ずることが必要でございます。

○北山政府委員 店社安全衛生管理者制度の対象となります現場の規模につきましては、労働者の数が二十人以上で一定の災害発生の可能性の高い工事に係る現場、そういった現場を指定するというふうによりて指定をしております。二番目に、建設機械等を使用する作業に關しまして関係請負人が作成する作業計画等についての指導を行うこと、これを元方事業者に対して義務づけたわけでございます。それから、一定の作業を統括しております上位の請負人、つまり注文者に対しては、まず、二以上の事業者の労働者が同一の場所において建設機械等に係る作業に従事する場合に、労働災害を防止するため必要な措置を講ずること、二番目に、その請負人に対し労働安全衛生法令に違反することとなる指示をしないこと、これを義務づけることとしたわけでございます。

○佐藤(勝)政府委員 労働者の安全を確保する責務は、原則として、その労働者を雇用する事業者にあるわけでございます。ただ、建設現場のように、重層の請負関係のもとで複数の事業者の労働者が一つの場所で混在して作業を行うというような場合には、それぞれの事業者だけでは安全を確保することが難しい場合がございます。こういうことに由来する災害を防止するためには、現場全体を管理する元方事業者あるいは一定の作業を統括しております上位の請負事業者において安全確保措置を講ずることが必要でございます。

○岩田委員 その対象となる現場の規模については、一月ごとに一回以上当該現場を巡視をして、当該現場におきまして統括安全衛生管理者が確実に行われるように指導するというものでござい

○岩田委員 その対象となる現場の規模については、一月ごとに一回以上当該現場を巡視をして、当該現場におきまして統括安全衛生管理者が確実に行われるように指導するというものでござい

○北山政府委員 店社安全衛生管理者制度の対象となります現場の規模につきましては、労働者の数が二十人以上で一定の災害発生の可能性の高い工事に係る現場、そういった現場を指定するというふうによりて指定をしております。二番目に、建設機械等を使用する作業に關しまして関係請負人が作成する作業計画等についての指導を行うこと、これを元方事業者に対して義務づけたわけでございます。それから、一定の作業を統括しております上位の請負人、つまり注文者に対しては、まず、二以上の事業者の労働者が同一の場所において建設機械等に係る作業に従事する場合に、労働災害を防止するため必要な措置を講ずること、二番目に、その請負人に対し労働安全衛生法令に違反することとなる指示をしないこと、これを義務づけることとしたわけでございます。

○佐藤(勝)政府委員 店社安全衛生管理者の対象となります現場は、中基審の建議では規模十人以上ということでございますけれども、この店社安全衛生管理者制度は、中小規模の建設現場

○佐藤(勝)政府委員 店社安全衛生管理者の対象となります現場は、中基審の建議では規模十人以上ということでございますけれども、この店社安全衛生管理者制度は、中小規模の建設現場

○佐藤(勝)政府委員 店社安全衛生管理者の対象となります現場は、中基審の建議では規模十人以上ということでございますけれども、この店社安全衛生管理者制度は、中小規模の建設現場

○佐藤(勝)政府委員 店社安全衛生管理者の対象となります現場は、中基審の建議では規模十人以上ということでございますけれども、この店社安全衛生管理者制度は、中小規模の建設現場

○佐藤(勝)政府委員 店社安全衛生管理者の対象となります現場は、中基審の建議では規模十人以上ということでございますけれども、この店社安全衛生管理者制度は、中小規模の建設現場

○佐藤(勝)政府委員 店社安全衛生管理者の対象となります現場は、中基審の建議では規模十人以上ということでございますけれども、この店社安全衛生管理者制度は、中小規模の建設現場

におきまして統括安全衛生管理が適切に行われるようにするために新たに設けるものでございまして、私どもとしては、この新しい制度を有効なものとして定着させていくことがまずもって重要であるというふうに考えております。

○佐藤(勝)政府委員 中小規模の現場におきまして統括安全衛生管理を充実させるために、当該中小規模現場を管理しております元方事業者の支店、営業所等に、一定の資格を持つ店社安全衛生管理者の選任を義務づけるというのが内容でございます。

○佐藤(勝)政府委員 中小規模の現場におきまして統括安全衛生管理を充実させるために、当該中小規模現場を管理しております元方事業者の支店、営業所等に、一定の資格を持つ店社安全衛生管理者の選任を義務づけるというのが内容でございます。

○北山政府委員 店社安全衛生管理者制度の対象となります現場の規模につきましては、労働者の数が二十人以上で一定の災害発生の可能性の高い工事に係る現場、そういった現場を指定するというふうによりて指定をしております。二番目に、建設機械等を使用する作業に關しまして関係請負人が作成する作業計画等についての指導を行うこと、これを元方事業者に対して義務づけたわけでございます。それから、一定の作業を統括しております上位の請負人、つまり注文者に対しては、まず、二以上の事業者の労働者が同一の場所において建設機械等に係る作業に従事する場合に、労働災害を防止するため必要な措置を講ずること、二番目に、その請負人に対し労働安全衛生法令に違反することとなる指示をしないこと、これを義務づけることとしたわけでございます。

○岩田委員 その対象となる現場の規模については、一月ごとに一回以上当該現場を巡視をして、当該現場におきまして統括安全衛生管理者が確実に行われるように指導するというものでござい

○岩田委員 その対象となる現場の規模については、一月ごとに一回以上当該現場を巡視をして、当該現場におきまして統括安全衛生管理者が確実に行われるように指導するというものでござい

○北山政府委員 店社安全衛生管理者制度の対象となります現場の規模につきましては、労働者の数が二十人以上で一定の災害発生の可能性の高い工事に係る現場、そういった現場を指定するというふうによりて指定をしております。二番目に、建設機械等を使用する作業に關しまして関係請負人が作成する作業計画等についての指導を行うこと、これを元方事業者に対して義務づけたわけでございます。それから、一定の作業を統括しております上位の請負人、つまり注文者に対しては、まず、二以上の事業者の労働者が同一の場所において建設機械等に係る作業に従事する場合に、労働災害を防止するため必要な措置を講ずること、二番目に、その請負人に対し労働安全衛生法令に違反することとなる指示をしないこと、これを義務づけることとしたわけでございます。

○佐藤(勝)政府委員 店社安全衛生管理者の対象となります現場は、中基審の建議では規模十人以上ということでございますけれども、この店社安全衛生管理者制度は、中小規模の建設現場

○佐藤(勝)政府委員 店社安全衛生管理者の対象となります現場は、中基審の建議では規模十人以上ということでございますけれども、この店社安全衛生管理者制度は、中小規模の建設現場

○佐藤(勝)政府委員 店社安全衛生管理者の対象となります現場は、中基審の建議では規模十人以上ということでございますけれども、この店社安全衛生管理者制度は、中小規模の建設現場

○佐藤(勝)政府委員 店社安全衛生管理者の対象となります現場は、中基審の建議では規模十人以上ということでございますけれども、この店社安全衛生管理者制度は、中小規模の建設現場

○佐藤(勝)政府委員 店社安全衛生管理者の対象となります現場は、中基審の建議では規模十人以上ということでございますけれども、この店社安全衛生管理者制度は、中小規模の建設現場

○佐藤(勝)政府委員 店社安全衛生管理者の対象となります現場は、中基審の建議では規模十人以上ということでございますけれども、この店社安全衛生管理者制度は、中小規模の建設現場

議会の建議におきましても、規模十人以上の現場においては、元方事業者による統括安全衛生管理が適正に行われるようにするための体制づくりが重要であるというふうな指摘がされているところでございます。

そういうことでございますので、私どもといたしましては、店社安全衛生管理者が置かれる店社においては、その店社安全衛生管理者が規模二十人未満の現場も含めまして統括安全衛生管理について指導することとなるような必要な指導をしたいて指導しております。また、店社安全衛生管理者を法律上置くことが義務づけられていない店社につきましても、現場における統括安全衛生管理者が適切に行われるようにするための体制がつくられるよう、啓発指導に努めてまいりたいと考えております。

それから、この法案が成立をいたしますと、この十月から店社安全衛生管理者に対しますレベルアップ研修を実施する予定にしておりますけれども、その場合には、規模二十人未満の現場しかない店社において選任された安全衛生の担当者につきましてもその対象にするというようなことなどを含めまして、規模二十人未満の現場も含めて統括安全衛生管理が適切に行われるよういろいろな努力をいたしてまいりたいというふうに考えております。

○岩田委員 先ほどの答弁よりもやや積極的な答弁であろうと思いますが、私の規模はもつと先にあつたのです。

大臣、この辺についてぜひ積極的に進めていただきたい、こう思いますが、御確認の意味で大臣の所見を賜りたいと思います。

○近藤国務大臣 私どもといたしましては、中小規模の建設現場における労働災害の防止のためには、規模二十人未満の現場を含めて、元方事業者が統括安全衛生管理を適切に実施することが重要であると考えており、労働基準局長が答弁をいたしましたように、そのための体制づくりについて積極的に指導してまいりたいと思います。

○岩田委員 中央労働基準審議会、中基審の建議では、今大臣からも御答弁いただきました店社安全衛生管理体制の導入とあわせて、現在の統括安全衛生責任者の選任を要する現場の規模を「規模三十人以上の現場」というふうになされておりますが、これはそのとおりに行われるわけですね。

○佐藤(勝)政府委員 今御指摘のように、この審議会の建議では、統括安全衛生責任者の選任基準につきましても、工事の種類にかかわらず三十人以上とされているわけでございますけれども、現実の問題としましては、工事の種類によりまして災害の発生状況等に相当の違いがあるということで、必ずしも一律に三十人規模まで引き下げることが適当でないということで、今回、労働災害防止のため必要な範囲で規模の引き下げを行うこととしたいと考えておるところでございます。

具体的には、隧道工事、圧気工事につきましては従来から三十人以上のところについて選任が必要とされているわけでございますが、これに加えて、一定の災害発生の危険性の高い工事に係る現場につきましても新たに三十人以上とするということを予定しております。

○岩田委員 先ほどの店社安全衛生管理体制の問題と同様に、これも建議よりも一歩後退をしているというところを指摘せざるを得ないと思いが、一体どういうわけかというふうになるのか、私は非常に問題を持つわけでありまして、現行よりも前進していることは当然でありますけれども、仮に今回の場合には答弁のように実施をされるにしても、今後の発生状況等々を見ながらなお一層これは検討をしていただきたいと思いが、いかがでしょうか。

○佐藤(勝)政府委員 今回の改正では、現在の労働災害の発生状況等を踏まえまして、労働災害の防止を図るために、必要な範囲で統括安全衛生責任者の選任基準を規模五十人以上から規模三十人以上に引き上げることとするものでございます。それは先ほど御答弁申し上げたとおりです。しかしながら、先生の御指摘もございまして、

で、その御指摘を踏まえまして、この問題につきましても、今後とも労働災害の発生状況等々を見ながら引き続き検討させていただきたいと思いが、

○岩田委員 よろしくお願い申し上げます。

大臣にお伺いをいたします。今お聞きをいたしましたように、中小の建設会社においては必ずしも十分な安全確保の体制が設けられていない、これが現状だろうと思いが、しかも、それが災害発生を予防できない要因となっている、このこともまた言えるのではないかとと思いが、安全確保体制の確立については、今回の対応を含め法令の周知徹底確認を図ることはもちろんでありますけれども、それに加えて格段の指導が必要と考えるわけですが、この点今後どのように対応されるか、お伺いをしたいと思います。

○近藤国務大臣 労働省といたしましては、従来から建設業における労働災害の防止を図るために、建設業に対しまして重点的に指導監督を実施するとともに、事業者の自主的労働災害防止活動の活性化を図るための指導援助に努めてまいつたところでございます。

今回、中小規模の建設現場における労働災害の発生率が高いことから、その安全衛生管理のための体制を確立するため、店社安全衛生管理者制度を設けることとしたところでございまして、今後、この制度を含めた関係法令の周知徹底、監督指導の実施、自主的労働災害防止活動の一層の推進などにより、中小規模の建設現場の安全衛生管理体制の充実に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○岩田委員 時間がなくなりましたので、途中はしよって幾つかお伺いをしたいと思います。八十九条の二のただし書きで、一部の工事計画について都道府県基準局長の審査の対象としないという除外されている部分が設けてございますけれども、これについては、具体的にはどのような

ものがこれに該当するのか、そして除外する理由は一体なぜか、お伺いしたいと思います。

(委員長退席、永井委員長代理着席)
○北山政府委員 審査対象から外すものとしたしましては公共工事、これは国であるとかあるいは地方公共団体等が発注する建設工事、これを考えているところでございます。

こういった公共工事を審査の対象から外すこととしたのは、審査の対象となるような比較的大規模な公共工事につきましては、発注者において施工時の安全も含めて技術的検討を十分に行っているというふうな考えられるわけでございます。今後とも、発注者において施工時の安全を含めまして技術的検討を十分行っていたこと、ということが期待できるのではないかとことから、こういうことにしたいというふうに考えているところでございます。

○岩田委員 建設省にお伺いをいたしますけれども、公共工事については都道府県の労働基準局長は審査をしない、大臣もしない、局長もしない、こうなっております。これらの工事については、発注者が責任を持って対応するということが必要になってきます。建設省では、この施工時の安全についても責任を当然持たれるということになると思いが、先ほど指摘をいたしてききましたように、建設業の労災の中で公共工事の占める比率も高いわけですから、そういうことを考えますと、今後公共工事での事故発生にはやはり建設省としては、何度もお聞きをいたしましたけれども、一層責任という重大な指導義務も発生するであろうと思いが、一体どのように責任をとられるのか、お伺いをしたいと思います。

○青山説明員 公共工事、特に建設省所管の公共工事につきましては、大規模なものにつきましても、従来より、計画段階から専門技術者及び学識経験者を含め委員会等で長期間にわたって検討を経た後、工事の実施に移行するというふうな体制をとっております。また、今年度よりさらにきめ細かくダム工事、

トンネル工事、橋梁架設工事などの工事のうち大規模なもの、トンネルはすべてのトンネル工事でございすが、設計段階におきまして適正な設計、積算に資するための設計審査会というものを設けて、ここで十分設計審査をするというふうな制度を創設いたしました。

また、設計段階から今度は設計変更という、現場条件の変化によって設計変更を求められる場合があるわけでございすが、その場合には施工検討会というものを設けて、そこで設計変更をより円滑にしていこうというふうな体制を整えた次第でございします。

また、事故調査委員会というものを常設いたしました。公共工事には非常に経験的な要素が多いわけでございすが、事故があった場合にはその原因を真摯に究明いたしまして、それを教訓として設計、積算に生かし、また施工管理に生かすというふうな体制で事故の減少、安全確保の充実に精いっぱい努力をしていくという体制でございします。

○岩田委員 ぜひお答えのような決意で取り組みをお願いを申し上げておきたいと思ひます。

次に、今回新たに、労働災害が起った事業場については安全担当者に対する講習制度を設けるということになっておりますが、これはどのような講習を考へておられるかというのが一つです。

また、こういう制度のもとできちんとした講習を行うことは当然重要であります。一方、事前における講習体制こそ重要ではないかと思ひます。この点について義務として制度化することは、これは法的になじむかなじまないか、困難であらうという気もいたします。この点について努力をいただきたいと思ひます。労働省として御答弁をいただきたいと思ひます。

○北山政府委員 今回、安全担当者等に対する講習制度につきましては、建設業を中心に死亡災害や重大災害の発生した事業場、それから災害が多

発している事業場に対して受講を指示できるようにするというふうな考へていらっしゃるでございします。

また、講習の内容をいたしましては、安全衛生管理上の問題点とその対策であるとか、あるいは安全衛生管理の手法に関する知識の問題、労働安全衛生関係の法令であるとか、それから労働災害に関する事例研究、そういったことを考へてございまして、二日間ぐらいの講習を考へていらっしゃるでございします。

それから、労働者あるいは管理者等に対する安全衛生教育につきましては、先生御指摘のとおり非常に重要な問題でございまして、事前に行う教育をすべきではないかということもございしました。現行の労働安全衛生法におきましても、雇入れ時の教育であるとか、あるいは作業指示者あるいは職長に対する教育だとかそういう制度が設けられておられるわけでございまして、私どもの安全行政の中でも安全衛生教育の充実ということを非常に重点にございします。今後ともそういった形で安全衛生教育の充実強化に努力をしていきたいというふうな思ひでございします。

○岩田委員 前後しますけれども、大臣の審査制度というのが設けられておりますけれども、これについて、どういう状況になつておられるかということとをちょっとお聞かせをいたしたいと思ひます。

○北山政府委員 現行の労働安全衛生法におきまして、労働大臣は、例えば本四架橋の明石海峡大橋であるとかあるいは来島大橋、こういった大規模な工事につきましては、その計画を労働大臣の方に直接届け出をしてもらひまして、これについて安全性の面で労働大臣が直接、高度の技術的な検討を実施をされているところでございまして、こういった件数は年間でおおむね二十件ほど審査をされているところでございします。

○岩田委員 年間二十件ですね。そうしますと、先ほども若干御説明があったか

と思ひますが、都道府県の労働基準局長の審査する範囲がございまして、建設省は、前後しましたけれども、公共工事は別だということになつていくわけでありまして、この点も、どういう審査を局長段階でするのか、それから、新たにそのために体制の整備がとられるのかどうか。

○北山政府委員 都道府県労働基準局長の審査につきましては、労働大臣の審査を要するほど大きな対象ではないものを予定しておりますが、たゞ、やはり比較的大規模な工事であつて、労働大臣の審査対象となるものに準じた技術的検討が必要なものについて行いたいというふうな思ひでございします。

具体的には、高さが百メートル以上の建築物の建設の仕事であつて、他の地下埋設物がふくまうしたところに接近をしておる、そういったもの、あるいは埋設物の破壊によるガス噴出の危険のあるもの、あるいは円筒形のビル等で非常に複雑な足場が要求されるというふうなそういう建築工事、あるいは倒壊、墜落等の危険の非常に大きいもの、そういった工事について大臣に準じた高度な技術的な検討を行いたいというふうな考へていらっしゃるでございします。

審査につきましては、各都道府県の労働基準局に配置をされております地方産業安全専門官が担当をするにしております。さらに、安全または衛生について高度の専門的な知識を有する学識経験者にもいろいろ意見を伺ひながら審査を進めていくというふうなことで考へていらっしゃるでございします。

○岩田委員 ありがとうございます。次に、建設業の労働安全衛生関係のILO条約ですが、これは一九八一年の百五十五号条約、職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する条約というのがあります。それから、一九八八年の百六十七号条約、建設業における安全及び健康に関する条約、この二つの条約がありますけれども、政府としてはこの条約には賛成をされているというふうな聞いておられるわけがあります。

今回の法改正と非常に密接な関連のある条約だというふうな判断をいたしますけれども、この辺はどういうふうにお考へなのか、お聞かせをいたしたい。

○佐藤（藤）政府委員 ただいま先生お挙げになりましたILO条約の内容につきましては、我が国の労働安全衛生法等でその内容はおおむね担保されているというふうな考へておられるわけでございしますが、ただ、詳しく内容を検討いたしますと、例えばILOの百六十七号条約におきましては、あるいは御承知かと思ひますけれども、労働者を使用しない自営業者も含めて義務主体とするというふうな規定もございしますので、そういった点につきましては、なお国内の法律制度との整合性の観点から十分に検討を加えなければいけない問題が残つているというふうに見えております。

○岩田委員 ILO百六十七号条約の十二条一項には、「国内法令は、労働者が、自らの安全及び健康に対する急迫した重大な危険があると信ずるに足りる十分な理由がある場合には、危険から退避する権利を有すること及び直ちに監督者にその旨を報告する義務を有することを定める。」という条文があるわけであります。佐藤局長は、国内法はこれを担保しているということをおっしゃいましたけれども、しかし、私は、今、日本の労働情勢、労働事情が単に日本の国内だけの問題だけではなくて、国際的、対外的な問題になつていくということ等も考へ合わせれば、このILOの二つの条約というのは真剣にやはり検討していくべき問題ではないかというふうな思ひます。

蒸し返しはいたしませんけれども、厚木の事故に於いても、それから、建設省にお伺ひをいたしました建築防協会の、私はたつた十三の事例をお伺ひをしたのですけれども、その中に四つですが、本人の不注意という御返答をいただきましたが、労働省からもこの内容、主な原因をもらつておりますけれども、到底私どもとは一致しないです。建設省との見解は一致しない、こういうことも申し上げてまいりました。

今のILO条約の問題でいきますと、日本人の慣習という労働慣習もありましようけれども、危険だと思つても、上からの命令がきちんとなければ、指示がなければ危険場所からなかなか避難をしない、こういう体質という状況、しかも慣行になつてゐるのです。しかも、下請が元請に、これをお願いします、あれを改正してくれというのを言うだけでも大変です。次は来てくれるな、外すというふうになつてゐるのが実態じゃないですか。そういう状況のときに、百六十七号条約の十二条一項を今申し上げましたが、労働者が危険だと思つたときにはその現場から避難をする、就労を拒否する権利というのは、当面これらは大問題になつてくる問題ではないかというふうに思ひます。そういう意味で御検討をお願いしたい。真剣というか、前向きにひとつ研究、検討をされたいというふうな要望をしておきたいと思ひます。

最後になりますけれども、今回の改正は建設業における死亡災害の大幅な減少を目指すというところでありますけれども、その内容は前回も申し上げましたように一歩前進だというように評価はいたします。しかし、るる述べてきましたようにこの改正だけでは到底十分とは言えないことだらうというふうに思ひます。これは午前中の五島議員の議論でもありましたけれども、到底十分ではなからうというふうに思ふわけであります。

建設業における労働災害防止のためには、労働者の安全衛生の確保に一番責任を有している労働省の役割は大きいですね。これは言うまでもないと思ひます。また、何度も申し上げてまいりましたけれども、公共工事については建設省初め発注官庁、お聞きをいたしますと公共工事は建設省の担当になるといふか各施設庁の關係になつていくと思ひますが、各施設庁と建設省との協議や協力というのをもっと綿密にやつていかねなければならぬというふうに思ひます。いずれにしても、労働省を先頭に建設省の御努力をいたしたい、一千名を超えるというふうな死亡災害が近々

のうちに半減をする、撲滅とは言わぬけれども半減をする、こういう目標をきちんと立てていくべき努力をお願いしたいというふうに思ひますけれども、最後に大臣の御決意をお伺いをして、質問を終わりたいと思ひます。

○近藤国務大臣 労働省といたしましては、従来から、建設業における労働災害を防止するには元請事業者、関係請負人、関係業界団体、発注機関が相互に連携しつ、それぞれの立場で労働災害の防止のための活動を行うことが必要であると考へております。

このため、今回の労働安全衛生法の改正施行を機に、的確な監督指導の実施、事業者及び関係団体の自主的労働災害防止活動の促進、事業者等に対する支援措置の充実、関係行政機関との連携を通じ総合的な労働災害防止対策を一層強力に推進してまいりたいと思ひます。

言うまでもないことでございすけれども、建設業は生活大國を目指す我が國の基幹産業でございす、その基幹産業を支えている労働者の方々が災害に遭われる場合が多いということは大変残念なこととございまして、労働者の安全確保に責任を有する労働省の大臣といたしましては、労働災害の絶滅に向けて最大限の努力をしてまいる所存でございす。

○岩田委員 終わります。

○永井委員 長代理 河上軍雄君。

○河上委員 早速質問に移ります。
勤労者一人の年間総労働時間は平成二年で二十四時間とございす。そうしますと、勤労者が職場で生活する時間は、一年間の生活時間のうち約四分の一を占める。大変長い時間労働をしてゐる。豊かな生活、実りある職場生活を実現するためには職場の安全性というものは極めて重要である、こう考へております。

近年労働災害による死者数は、昭和三十六年から全体的には減少の傾向にありますけれども、しかしながら、残念なことにご数年は死亡災害が多発してございす。労働災害による死亡者数

は、平成元年より増加している傾向にございす。また、もう一つの点として、発生する災害も大型化している、これが特徴的ではないかと思ひますが、このような最近の労働災害の状況に對しまして大臣はどのように考へるか、まず、この点からお尋ねしたいと思ひます。

○近藤国務大臣 労働災害は本来あつてはならないものでございまして、私は、大臣就任以来、労働災害防止を労働行政の最も重要な課題の一つとして、機会あるごとに災害防止の重要性を訴へてまいつたところでございす。建設業において災害が多発し、最近、多くの死傷者を伴う重大な災害が発生してございすことは、まことに残念なことであると思ひます。

とりわけ建設業においてこのような労働災害が数多く発生してございすことから、昨年度、専門家の方々に建設業における総合的な労働災害防止対策の検討をお願いいたしまして、この検討結果を踏まえて、現在御審議いただいでございす労働安全衛生法の改正法案を策定したところでございす。この法律改正を含めて、建設業について総合的な労働災害防止を推進する必要があると思ひます。

○河上委員 建設業に従事する労働者は、全産業の割にすぎないわけであります。しかし、建設業の重大災害は四割を超えてゐる。死亡災害も四割水準が二〇年来続いているわけでございまして、他産業と比較してなぜ建設業に集中しているのか。現在に至るまで労働省もあるいは建設省とも、両省とも改善に向けての努力はなされてきたと思ひますけれども、従来の手法ではこうした死亡災害は減少しない、減少できないのだ、こう考へられるのではないかと、私はこのように思つてゐます。

そこで、これまで改善のためにどんな施策、どんな努力を講じられてきたのか、この点につきまして、労働省そして建設省、両省にお伺いをしたいと思ひます。

○佐藤(勝)政府委員 労働省といたしましては、

従来から建設業を労働災害防止対策の最重点業種として、関係法令、労働安全衛生法等の整備充実に努めるとともに、特に、自主的労働災害防止活動の活性化を図るための監督指導の実施、それから関係業界団体・発注機関との連携の強化を基本といたしまして、「建設業における総合的な労働災害防止対策」、現在のものは昭和五十九年策定のものでございす。この計画に基づきまして推進を図つてきたところでございす。

ただ、現状を見ますとこれまでの対策ではなおかつ不十分な部分がございすので、現在この法改正をお願いしているわけでございす。この法改正を契機として、さらに建設業におきます労働災害防止対策に取り組んでまいりたいと思ひます。

○青山説明員 建設省におきましては、建設工事におきまして労働災害は非常に多いというのには御指摘のとおりでございまして、従来から、工事の安全性を確保するために、安全施工技術指針等技術的な基準の作成とか安全に関する技術開発、さらに、技術者の技術力の確保を目的とします施工管理技術者の技術検定制度の創設、それから、適正な施工条件の明示とそれの積算への反映、建設生産システムの合理化指針の策定、さらに、各事務所レベルでも安全協議会等を設置しまして、種々の方策をとりながら安全衛生を確保するための努力を続けてきてゐる次第でございす。

また、このような状況のもとでも建設災害が依然として減少しないという状況にかんがみまして、また最近では重大な事故も発生しているというところから、平成三年十二月に建設工事安全対策委員会という、これは事務次官を委員長といたします省を挙げての委員会を設置いたしまして、安全対策に省を挙げて取り組むことにいたしてゐるわけでございす。

建設省としましては、建設工事の安全につきましまして、工事関係者がおのの立場で自律的に安全を目指した対策をとることを基本方針としました総合的な安全対策を取りまとめまして、これに

基づきまして具体的施策を講じることとしたしております。

○河上委員 そこで、最近多発しております重大災害の中で特に顕著な事例に基づいて何点かお伺いしたいと思います。

まず、労働省であります。

平成三年三月十四日に発生しました広島市の橋げた落下事故、作業員五名と道路上の車に乗車していた十名が死亡、さらに作業員三名と道路上の車に乗車して五名が負傷するという極めて重大な災害となったわけですが、本災害の調査結果が発表されまして、主に六つの原因が報告されております。

この原因を見てみますと、橋げたの架設作業について経験のなかった三次下請が、元請からも一次下請からも二次下請からも具体的な指導がないままに作業をしていたために発生した、総括的に申し上げますというところが指摘されているわけでありまして、また、直接的には作業方法について不適切な点があったことなど六つの原因を指摘しているわけでありまして、私は、このような重層の下請構造のもとで工事が進められることと自身が、安全対策を複雑にして事故を多発させている要因になっているのではないかと、こうした背景が諸問題のもとにあるのではないかと考えるわけですが、労働省の見解をお伺いしたい。

○北山政府委員 建設業におきましては、先生御指摘のように、重層下請構造のもとで作業が行われることが非常に多いわけですが、この場合に、複数の事業者の労働者が混在して作業を行うために、現場全体を統括した安全管理が非常に困難になる場合が多いというようにもございまして、また、元請事業者と関係請負人、それから関係請負人相互間における安全についての責任関係が不明確になりやすいというように、あるいは、請負関係が末端に行くほど十分な安全確保措置を講ずるための費用が確保されないこと等、安全管理上非常に困難な問題が多いのではないかなというふうに思います。そういったこ

とが災害が多発する要因の一つになっているのではないかなというふうに考えているところでござい

ます。

○河上委員 それでは、建設省にお伺いします。

広島市の橋げた落下事故に関して労働省が重層の下請構造のもとでの指導のあり方を今要因の一つとして挙げられております。

そこで、平成四年一月二十九日付で建設工事における安全対策を建設省が発表しておりますが、今申し上げましたこういう内容、重層の下請構造等の側面にこの安全対策が反映されているのですか。

○青山説明員 今お尋ねのございました安全対策におきまして、役割と責任に応じた施工管理体制の充実という観点からもう少し詳しく申し上げますと、総合工事業者と専門工事業者の役割と責任に応じた施工管理体制の充実を図るために、施工体制台帳の整備などによりまして、主任技術者等の配置の徹底を図るとともに、総合工事業者と専門工事業者の業務区分を明確にし、適切な施工管理体制に資するためのマニュアルの作成及び建設業者における社内安全管理体制の強化を指導する、また、分業化、重層構造化が進行する中で、総合工事業者と専門工事業者間における情報の交換を推進するためのミーティングの強化等も指導する、こういうふうな施工管理体制を充実してまいりたいという対策をとっております。

○河上委員 基本的に反映しているというお答えだと思っております。

元請、一次下請の対策として私はある程度理解はできるのですが、二次、三次の下請、そしてさらに下部の下請、もっと下の下請との関係における安全対策はどうなっておりますか。

○風岡説明員 先生御指摘のように、建設業の中で下請の役割は現実非常に大きな役割を果たしております。特に、最近いろいろな工事の高度化、専門化という過程の中で下請の割合が非常に広がりを持ってきているという傾向があります。私どもといたしましては、いずれにしましても、工事

の施工にかなりみますと、下請ということとは避けることができない。ただ、いたずらに重層的な下請になることにつきましては、それ自体いろいろな問題がありますので、そういったことにつきましてはできるだけ避けるようにという指導をしております。

現在、私も元請・下請関係の適正化という観点では「建設産業における生産システム合理化指針」というものを定めておりまして、まず元請・下請関係で、これは重層的な下請のところも含めてでございますけれども、適正な契約が結ばれることが必要であると考えておりまして、それぞれの事業者の責任範囲とか工事の分担に見合せて、例えば適正な契約が結ばれる、また適正な工期が設定されることも必要であるということ、そういった指導もしております。また、施工体制の確立ということも重要でありまして、先ほど申し上げましたような不必要な重層下請を排除するとか一括下請をやめるとか、下請業者にも適切な技術者を置くとか下請業者の労働者の教育とか、そういうことにつきましても元請・下請間で適切に行えるような指導に努めているところでござい

ます。

○河上委員 重層的な下請構造のもとで安全確保に必要な経費、施工業者が積算いたしまして、下位の下請になればなるほどいろいろな点で経費的なしわ寄せが来ておりまして、結局、安全性確保のために経費を使うことが困難なようでございます。これがはっきりとした現状ではないか、実情ではないかと思うわけでありまして。

今御答弁の中にも、下請構造を変えることは極めて難しい、重層的にならないように指導しているという説明がございましたが、その点からすれば、安全性確保に必要な経費は別枠で計上し、最下位の下請まで徹底できる仕組みをつくるべきではないかと私は思うのですが、建設省、この点はいかがでしょうか。

○青山説明員 公共土木工事の発注におきましては、会計法令によりまして、予定価格を定め請負

契約を締結することになっております。ここでの予定価格は、工事施工に必要な材料費、労務費、機械経費を初め各種の諸経費を合計しました積算額を定めた総額でございます。また、発注者の方は、総合工事業者といえますか元請を相手方といたしまして、工期内に所要の品質を備えた工事項物を建設することを内容とした契約を締結するという仕組みになっております。

まず、今先生がおっしゃった趣旨は、下請まできっちり安全費が届くべきではないかという御趣旨だろうと思いますが、まずは総額が適切に計上されて元請に渡るといって、それが非常に重要だと思っております。施工に必要な額を適正に積算して計上することが重要だという観点から、私も積算をたゆまなく努力しながら改善してきているところでございます。

平成四年度におきましては、土木工事の積算基準につきまして、約六千件の実態調査に基づきまして大幅な改正を行いました。また、専門業者の積算の位置づけにつきましては、従前はかなり不明確な位置づけだったわけですが、今回、専門工事業者による施工の割合が増加しているという状況にかんがみまして、積算基準上、現場管理費の中に外注経費として専門工事業者の諸経費を明確に位置づけるというふうな措置をとりました。また、総額としまして必要額を計上するという積算基準の改正を行っております。今後とも、施工の安全を確保するために、施工の実態に即した適正な積算に努めてまいりたいと思っております。

○河上委員 よくわからないんです、私の質問と合っているのか合っていないのか。私は、総額、結構でございますが、それが安全確保に反映されればよろしいんですが、そうでない実態がおりなんじゃないですか。したがって、元請から四次の下請までと仮定しましょう、四次まで安全性確保に資するための経費は別枠ですと適正にのりようなお考えはあるんですかと尋ねたわけでありまして、もう一遍お答えください。

○青山説明員 会計法令では、総額で契約するようになっていることになっております。

○河上委員 では、別枠ではできないわけですね。

こうした側面の中で、私は、さらに安全教育やらさまざまな諸問題があると思います。機械あるいは設備等、具体的なこうした側面でも、私は安全性確保のために別枠で計上することを強く求めています。このように思っております。

次に、本災害の六つの原因の中で、橋梁架設工事を行う際、作業方法が適切でないために発生したものと何点か指摘されておりました。「橋桁を降下させるためのジャッキの位置、ジャッキ受台の形が適切でなかったこと」「二つ目に「橋桁の降下作業について作業方法が定められていなかったこと」三つ目に「橋桁の降下作業と橋桁に取付ける足場の組立作業が平行して行われていたこと」さらに「橋桁が落下しないための、控えワイヤロープ等を設置していなかったこと」とあります。

安全性確保のために当然なされるべきことが行われなかったこと、これは大変大きな問題であると思いますが、こうした点、労働省としてはどういう認識でございしますか。

○佐藤(勝)政府委員 ただいま御指摘がございましたように、この広島橋げたの落下事故は、調査団の報告の要点は先生が今挙げられましたけれども、そういうような点、あるいは作業の指揮が知識経験のある者によって行われていなかったという点も含まれて、安全を確保する上での基本的な事項が行われていなかったことが災害発生につながったわけだと思っております。そういう意味でまことに残念なことだというふうに考えております。

労働省といたしましては、このような災害を防止するために、この特別調査団の調査結果に基づきまして、関係団体に対して、計画段階におきまして安全性の検討、橋げた降下作業におきまして安全の確保、安全教育の実施等の再発防止対策の徹底

を指導したところでございますけれども、今回明らかになりました原因等も十分踏まえながら、今後の安全対策に当たりたいというふうに考えております。

○河上委員 広島橋げたの例でも明らかのように、橋梁架設工事は危険性の高い作業でありまして、災害防止のための十分な安全措置を講ずる必要があるものであると考えます。しかし、広島で事故を起こした元請業者は橋梁工事の専門業者でありまして、本来橋梁工事の危険性を十分熟知し、適切に安全確保措置を講ずるべき立場にあったにもかかわらず十分な措置をしていなかった、こう言えると思えます。

労働災害を防止するためには、事業者が最低行すべき事項、これについては安全基準を定めて事業者が義務づけることが必要でないかと思うのです。現在、こうした橋梁架設工事に安全衛生基準は定められているのか、ないのであれば早急に策定すべきであると思うのですが、いかがですか。

○北山政府委員 現在、鋼製橋梁の上部構造でその高さが五メートル以上のものの組み立て等の作業につきましては、作業主任者の選任であるとか作業計画の作成、作業区域内に関係労働者以外の者を立入禁止する措置、あるいは悪天候時の作業中止等の規定が設けられているところでございます。

しかしながら、今御指摘の広島橋げたのような工事につきましては、安全基準が現在定められていないわけでございますので、今後は、同種の工事について計画の届け出の対象に含めるとともに、橋梁架設作業時に作業の直接指揮を行う作業主任者の選任であるとかあるいは作業計画の作成といったことにつきまして、安全基準を定めるように検討してまいりたいというふうに考えております。

○河上委員 次に、若干確認をしておきたいと思いますが、本年二月十四日に発生いたしました厚木の海上自衛隊体育館建設現場の事故の件でござ

います。

労働省では災害の原因の調査を進めておりますけれども、どのような点について調査をしているのか、現時点で報告できるものがありましたら、ここで御報告をしていただきたい。

○北山政府委員 今年二月に発生いたしました海上自衛隊厚木基地内の体育館新築工事における重大災害につきましては、御指摘のとおり、労働省で現在、特別技術調査チームを設けて鋭意災害原因の究明に当たっているところでございます。

今回の現場ではビルトスラブ工法が採用されていたわけでございますけれども、この工法では大抵の部分に非常に集中して大きな荷重がかかるという部分に、これを支保工で支えるというものでございまして、型枠あるいは型枠支保工の強度、構造といったものもそういった荷重に応じた安全なものとする必要があるわけでございます。したがって、倒壊した箇所の型枠及び型枠支保工がどのような部材によってどのような構造で組まれたのかを確認するということが非常に重要になってくるのではないかと今思っているところでございまして、災害現場では、最近ようやく復旧工事が始められたところでございます。今後、崩壊した箇所の支保工がどのような部材によってどのような構造で組まれたのかという点とを確認するとともに、特別調査チームにおきまして必要があれば実験等を行いつつ、原因究明を行ってまいりたいというふうに思っているわけでございます。

また、現場の管理者あるいは作業員がビルトスラブ工法に非常にふなれであったという点も指摘をされているところでございまして、この点が災害発生にどういうふうに関連したかという点などにつきましても十分調査を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○河上委員 もう一点だけお願いをしたいと思っております。

今御説明がありましたビルトスラブ工法、建設大臣の認定を受けているこの工法でございしますが、残念ながら、この工法に基づいて事故が発生した。在来の工法と比べて簡便である、こう承知しておりますが、在来の工法に比べてどのような点に安全上留意をしなければならぬとお考えなのか、この点ちょっと聞かしていただけますか。

○梅野説明員 ただいま御指摘のビルトスラブ工法につきましては、建設大臣の認定をとったという工法でございますが、この点につきましては、鉄筋の端部の定着に関する部分でございまして、施工上の合理化その他を図るために鉄筋の端部をなるべく簡易な定着にしたいという点で、あくまで構造安全上の立場から建設大臣の認定をしたものでございます。この工法は五十四年以来三百件ほどの実績があるわけでございますが、その間特段の問題はなかったというふうに聞いておりますけれども、今回このような重大な事故が発生したということでございます。

本件につきましては、先ほど申し上げました認定に直接係るそのもののやり方ではないわけでございますが、工法全体としては同様のものがございます。何らかの原因が当然考えられるわけでございます。現在、警察あるいは労働省で事故原因の究明が鋭意行われておりますので、その結果によりましては、私どもとしてもさらに安全対策上の必要な措置を講じたいというふうに考えておるところでございます。

○河上委員 今、広島橋げたと厚木の事故と二つ取り上げました。さらに松戸市の陸道建設工事における重大災害等も踏まえまして、すべてこれは公共工事であります。

そこで、建設業における死亡災害の発注者を見ますと、残念ながら公共工事全体の四〇%から五〇%を占めている。公共工事こそ安全施工に配慮した発注を行って安全衛生面で民間工事をリードしていく役割がある、こう私は思うのですが、建設省どうでしょう。

○青山説明員 公共工事の実施の過程におきまして、貴重な人命が失われる、また重大事故が発生している、さらに人命の失われる割合が非常に高いということは、私ども非常に困らぬこととございまして、甚だ遺憾だと思っております。

このような事故の再発防止のためには、事故の背景にある施工環境の変化を的確に把握した安全対策が必要であるということから、省を挙げて建設工事安全対策委員会を設置して、安全対策に取り組んでいくところでございますが、具体的には発注者、設計者、施工業者、作業員等がおのの立場で安全を目指した対策をとっていく、また、事故が起こった場合にその原因を真摯に究明いたしまして、それを教訓といたしまして、設計、施工、さらには設計変更、また積算といったところに反映させていきたいというふうに考えております。

特に、平成四年度からは、事前に現場施工条件を十分調整するとともに、施工の安全に十分配慮した設計を行うよう、大規模な工事につきましては設計審査会というものを設けて、適正な設計をやっていくことにいたしております。また、施工条件の変化が生じた場合には設計変更を適切に行うように施工検討委員会をつくっていくというふうな制度を創設したところでございます。

また、事故の教訓を生かすためには、その原因究明と同時に、データベース化をして、きちっとデータを分析できるシステムが必要だと思っております。これは事故調査委員会というものも常設をいたしまして、事故が起こった場合には、その原因を私どもなりに土木の専門家としましていろいろ見させていたしまして、それをデータベース化し、さらに設計、積算、施工へ反映させていくという体制をとるべく努めているところでございます。

○河上委員 これは公共工事の前倒し発注が重点的に行われるわけです。今いろいろと御説明がありました、これでこうした労働災害が減少し

ていけばいいわけでありませうけれども、基本的にはゼロになることが一番よろしいわけでございます。死亡災害、事故等を減少させていくためには、やはりかなりきちんと適正な工期の設定、あるいは安全施工を配慮した設計の実施、そして安全に配慮した積算の実施等、これらが基本的に一番重要な要件になるのではないかと思います。今いろいろ御説明いただきましたが、そのような私の指摘に基づいてもこれがきちっと進んでいくのか、この点もう一遍改めて御確認したいと思っております。

○青山説明員 先ほど設計、積算もしくは事故調査、施工問題、設計変更を中心に御説明させていただいたわけですが、工期の問題も非常に重要な問題でございます。先生御指摘のとおり、やはり弾力的な工期設定を行っていくということが極めて重要なことと思っております。

工期については、私ども工事の平準化を行って、弾力的な工期設定に国庫債務負担行為の活用等により努めているというところでございます。また、週休二日といったような時間短縮の問題もございまして、いろいろな問題が工期に絡んでくるわけでございます。いろいろな問題が工期に絡んでくるわけでございますが、まず、積算面におきましては、建設労働者の休日日数とか降雨日、また出水期などにおける作業不能日数を見込んで工期設定をいたしております。また、建設省直轄工事におきましては、さらにこれに加えて、日曜日、祝日及び夏季、年末年始の各休暇とともに、平成四年からは、毎週土曜日を四週八休体制で休むというところを前提とした工期を見込んでおります。前倒しを進めることによりまして、逆にそういった弾力的な工期設定がまた可能になってくるのではなからうかというふうに考えております。

○河上委員 具体的な事例を通じてお伺いしてきまして、次に、本改正案に関する質問でございます。

現在、規模五十人以上の建設現場に統括安全衛生責任者の設置が義務づけられております。今回

の改正で、義務づけられる範囲は拡大されるのかどうか、まずこの点について伺います。

○北山政府委員 現在、統括安全衛生責任者につきましては、現場の規模が五十人以上の現場及び隧道工事、圧気工事といった一定の危険性の高い工事を行う現場につきまして、現場規模三十人以上の現場に選任が義務づけられているところでございます。

今回の法改正に引き続きまして、労働安全衛生法施行令を改正いたしまして、隧道、圧気工事以外の災害発生の危険性の高い工事につきまして、三十人以上の四十九人規模の現場に統括安全衛生責任者の選任を義務づけたいというふうに考えているところでございます。

○河上委員 従来、中小規模現場につきまして、安全衛生管理体制は義務づけられていなかったわけでありまして、今回の改正で、店社安全衛生管理者が支店、営業所、ここに設置されることになっていきますが、二十人以上から四十九人規模の現場すべてに置かれるんので、設置されるんではないかと、この点から質問します。

○北山政府委員 店社安全衛生管理者の選任の対象となる現場につきましては、規模が二十人以上の四十九人で、ビル建築工事など一定の災害発生の可能性の高い現場にかかわるもの、そういったものを予定しているところでございます。

○河上委員 二十人以上から四十九人規模の現場で、災害発生可能性の高い現場、これはどういう現場になりますか。ちょっとイメージさせてください。

○北山政府委員 現在考えているところは、ビルの建築工事、それから隧道、トンネルの建設工事、それから人口の集積が著しい地域での交通のふくそうしている箇所での橋梁建設工事あるいは圧気工事、そういうものについて予定をしております。

○河上委員 今回の改正の主たる目的の大きなものとして、中小規模現場の労働災害防止、これが

正案等の趣旨を見ましてもこれは明確であろう、こう私は思っております。

現行の安全衛生法で、五十人規模以上の各現場に統括安全衛生責任者あるいは元方安全衛生管理者を設置することが義務づけられているわけでありまして、しかし、今回の改正で店社安全衛生管理者、これは設置することは可としても、店社、営業所に置かれて巡回監視、これは適切な言葉であるかどうかわかりませんが、このような形になっておるわけでありまして、先ほど申し上げましたように、法改正の趣旨が中小現場、これをターゲットにしながら進めていくというのであれば、店社、支店や営業所に置いて巡回するという行き方は不十分であろう。大現場より中小現場の方が多くわけでありまして、統括安全衛生責任者がいるところといたしまして、事故発生率も違ふという御報告があるよう、中小現場での災害が高いわけでありまして、何ゆえに現場に配置せず店社なのか、理由を御説明願えますか。

○北山政府委員 先生御指摘のように、店社安全衛生管理者につきましては、建設会社の支店であるとか営業所等に設置をしまして、中小規模現場の指導を行わせることにしているわけでございます。

こういった中小規模現場におきましては、大規模現場に比べまして請負関係も単純でありますし、また、混在作業の度合いが少ない、そういった点がございまして、安全確保のために措置すべき内容はそんなに多くないのではないかといたしております。現場所長等の現場に常駐するスタッフが店社安全衛生管理者の安全面からの技術的な指導を受けて安全確保のために十分な措置をとることによって、現場単位に管理者を置かせることと同様の効果が期待できる、そういう管理ができるのではないかといたしております。

○河上委員 じゃ、もう少し具体的に伺いまして、店社安全衛生管理者は複数の現場を担当できる

のですか。

○北山政府委員 店社安全衛生管理者は複数の現場の指導を行うことを予定しているところがございます。

○河上委員 店社安全衛生管理者の任務は、元方安全衛生管理者等々の資格要件に準拠すると考えられますので、これらは任務が大変多岐にわたっております。一人に対して担当できる現場数、この目安はどの程度とお考えですか。

○北山政府委員 中央労働基準審議会の建議におきまして、「十現場程度」とに一人選任することが適当である」ということが示されているわけでございますので、この建議も踏まえつつ、職務を確実にを行うために必要な数の店社安全衛生管理者を選任するように指導をしてみたいというふうに思います。

○河上委員 その目安となる数字は省令で示すのでしょうか。

○大岡説明員 実際は、その業務について運用上の通達等で示すことを予定しております。

○河上委員 年間の建設現場数は幾つでしょうか。

○北山政府委員 建築統計年報等から推計をいたしますと、年間の全建設現場数は約二百二十万というふうな推計をしているところでございます。このうち、五十人規模以上の現場数は約六千、それから三十人から四十九人規模の現場数は約一万七千、十ないし二十九人規模の現場数は約九万、そういう推計でございます。

○河上委員 内訳も御説明いただきましたが、二十人から二十九人規模の現場は幾つありますでしょうか。まあ、いいでしょう。結構です。

○大岡説明員 今回の改正で店社安全衛生管理者の義務づけの対象となる現場は約一万と推計しております。

○河上委員 店社は後ほど聞こうと思ったのですが、今伺ったのは、統括安全衛生責任者の方です。じゃ、店社の方はわかりましたので、統括の方は幾つになりますか。今回の改正に基づくと、統括安全衛生責任者が置かれる現場は幾つになりますか。

○北山政府委員 統括安全衛生責任者の選任対象となる工事につきましては、およそ数百件ではないかなというふうな考えてございます。

○河上委員 建議では、統括安全衛生責任者の選任義務は「三十人以上規模の現場」となっているわけでありまして、したがって、建議に基づいて試算いたしますと、年間で約二万三千現場程度に見ることになる、こう推計されます。そして、店社安全衛生管理者の選任義務は十人から二十九人規模の現場となっておりますので、約十一万の現場を見ることがなるわけでありまして、合わせますと十三万三千の現場に何らかの安全管理体制が建議ではしかれる、このように計算されるわけでございます。

しかし、改正案では、今お伺いしてまいりましたが、この現場数は大変に後退しております。店社安全衛生管理者を置くところが一万、統括が数百と今申されましたが、こうなりますと建議の十分の一、大幅な後退でございます。合わせても一万余、これしかくれない。建議では十三万三千、今回の改正に基づく一万余、大幅に違うわけでございます。このような大幅な後退になつてしまった理由を御説明いただきたい。

○佐藤(勝)政府委員 まず、統括安全衛生責任者の選任でございますけれども、御指摘のように、建議におきましては工事の種類に関係なく三十人以上とされております。ただ、実際問題として、工事の種類によって災害の発生状況等に相当違いがございます。それで、必ずしも一律に三十人まで引き下げることは適当ではないということで、労働災害防止のために必要な範囲で規模の引き下げを行うこととしたわけでございます。

それから、店社安全衛生管理者の方でございます

すけれども、これは中小規模の建設現場におきます統括安全衛生管理者が適切に行われるようにするために新たに設けるものでございますので、この新しい制度を効果あるものとして定着させていくことがまずもって重要であるというふうに考えております。

その場合に、規模十人以上の現場を対象とするというようになりますと、主として規模十人未満の現場を施工して規模十人以上の現場を一つ二つしか持っていないような小さな建設会社についてまで店社安全衛生管理者の選任を必要とするということになるわけで、こうなりますと新しい制度として円滑に実施することが困難であろうというふうな考えておるところでございます。そのために、店社安全衛生管理者制度の対象は、規模二十人以上で災害発生の危険性の高い現場というふうにしていくわけでございますけれども、そのような現場が一つでもあればその店社には店社安全衛生管理者が置かれるわけでございます。その店社安全衛生管理者は、法令上は、規模二十人以上の現場の統括安全衛生管理者を指導するということになるわけですが、実際には、そこに置かれた店社安全衛生管理者はその店社の持ちます規模二十人未満の現場の災害防止活動にも効果があるものと考えておりますし、また、そのような運用がなされますように指導していきたいというふうに考えております。

○河上委員 大臣、今御説明しましたように、建議の求めるところは十三万三千現場、改正案では一万余、十分の一と指摘させていただきまして、十一万七千の中小現場はなおかつ放置されるわけでございます。私はこのような内容で中小規模現場の労働災害、死亡災害等が果たして解消でき得るだろうか、これは甚だ疑問なわけでありまして、この建議の内容に沿って選任義務の範囲を拡大する、こういうお考えがあるかどうか、大臣の御所見を伺わせていただきたいと思

います。

〔永井委員長代理退席、委員長着席〕

○近藤国務大臣 中小規模の建設現場における労働災害発生率が高いわけでございますので、そういった現場の安全衛生管理体制を確立するために、今般法律改正をお願いいたしまして、店社安全衛生管理者制度を設けるとともに、統括安全衛生責任者の選任基準を引き下げたところでございまして、これにより建設現場の安全の確保が従来よりも一層可能になると私どもは考えております。

ただし、これらの管理者の選任の義務づけのない規模の現場につきましても安全衛生管理を充実させるように適切に指導をまいりまして、中小規模の現場の災害防止にもこれから積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○河上委員 次に、計画段階での安全性の確保の問題でございますが、計画段階で安全性を確保することは大変重要であると思

います。

建議の中にございます「労働大臣は、建設工事の発注者が安全衛生上配慮すべき事項についての指針を公表すること」、また、工事の計画が適切に作成されるよう事業者が計画の危険性及び有害性を事前に評価し対策を講ずるための指針の公表と必要な指導、こういう極めて重要な部分が今回の改正案の中に反映されておられません、この理由はなぜでしょうか。

○佐藤(勝)政府委員 建設工事の施工時の安全が確保されるためには、発注者が安全性に配慮した発注を行うことが必要でございますし、また、施工業者が施工計画の計画段階におきまして安全衛生面についての検討を十分行いまして所要の対策を講ずるということが必要でございます。

こういうことから、先生御指摘のように、中央労働基準審議会の建議におきましては、「発注者が安全衛生上配慮すべき事項に関する指針」、それから「工事計画の危険性及び有害性を事前評価するための指針」を労働大臣が策定すべきことが提言をされていただいております。

しかしながら、このうち、「発注者が安全衛生上配慮すべき事項に関する指針」につきまして

は、建設工事の発注条件は、その建設場所、建設する対象物等によりまして大変差がござい

ます。千差万別といいますが、大変な違いがあるわけではございまして、これを一つの指針として示すことはなかなか容易ではございせん。むしろそれぞれの発注者がその状況に応じた配慮を行うことが適切であることから、法律上は指針に関する規定を設けないこととしたものでござい

ます。それから、「工事計画の危険性及び有害性を事前評価するための指針」につきましては、まず、事前評価の手法は必ずしも一つに限られるものではないということが一点、それから二番目に、建設技術の進展に伴いまして絶えず見直していく必要があるということ、一つの手法に限定して法律に基づいて指針を示すということは必ずしも適当ではないというふうに判断をしたものでござい

ます。○河上委員 平成三年十月、労働省は労働安全衛生基本調査を発表いたしました。この調査は安全衛生に関しまして発注者に対する受注者の要望をまとめたものと理解しておりますけれども、この中に、何らかの問題点、要望のある工事現場、これは八九%、「必要な経費はすべて盛り込むので特に問題はない」、これが一〇%ありまして、この八九%に及ぶ何らかの問題点として要望の中身を見てみますと、「工期、工法等の発注条件の適正な算定の調整が困難」こうおっしゃっている方が七三%、「設計積算額を低くおさえるため、安全衛生対策費にしろよせがいきやすい」こうおっしゃっている方が六五・八%、「危険な作業に対する経費の増が認められにくい」こういのが五〇・八%。以上のように、工事発注者に対する要望として、適正な工期の設定、適正な安全経費の設定を挙げる者が多いわけでありまして、発注者が安全衛生上配慮すべき点について労働大臣の指針を策定すべきだと私は思いますが、いかがでございましょうか。また、発注条件の適正化を指導すべきであると思いますが、いかがでございま

しょうか。

○近藤国務大臣 先生御指摘のように、施工業者から発注者に対して、適正な工期の設定、適正な安全経費の設定などについての要望がございまして、また、中央労働基準審議会においても、発注条件適正化を図ることが必要である旨の建議がなされているところでござい

ます。ただ、ただいま労働基準局長が申し上げましたように、対象物がいろいろ違いがございまして、なかなか一つの指針で取り仕切ることが難しい面もございまして、発注者が発注に際して施工段階の安全確保に十分な配慮をする必要があることはもちろんでございまして、これらの事項が発注者において十分に配慮され、安全な施工が確保されるよう発注者の理解を求めてまいりたいと考えております。

○河上委員 時間がだんだんなくなつてまいりましたので、快適職場の環境形成に關しまして何点か伺いたいと思ひます。

まず、快適職場の形成を行う事業者に対する国の援助の内容はどのようなものなのか、お示しいただきたい。

○北山政府委員 快適な職場環境の形成を促進するために、国といたしましては、一つには、快適な職場環境の形成のための指針の作成、公表、二つ目に、中央労働災害防止協会及び都道府県労働基準協会を中央あるいは地方の推進センターとして位置づけをいたしまして、快適な職場環境づくりに関する普及啓発活動、事業者に対する快適な職場環境の形成のための相談、助言等の実施をする。三つ目に、中小企業における快適職場形成のための取り組みを促進するために、快適な職場環境形成に取り組む中小企業に対して、作業環境の改善に必要な機器の取得に要する経費について助成をするということ、四つ目に、日本開発銀行による低利融資制度をいたしまして、工場において快適な職場環境の形成に取り組む事業者に対して、職場環境改善のために必要な施設設備の取得等に要する経費について長期かつ低利

の融資を実施するというようなことを考えているところでござい

ます。○河上委員 職場改善機器整備に対する助成について、具体的にちよつと説明していただけますか。

○北山政府委員 職場改善機器整備に対する助成につきましては、中小企業共同安全衛生改善事業助成集団に属する中小企業者で快適な職場環境の形成に取り組む事業者に対して、空気調和設備であるとか空気清浄機等、職場改善機器の取得に要した経費の一部について助成を行うということを考えております。

○河上委員 施設設備を設置しまして整備する費用の一定額を助成するという手法、これは中小企業労働力確保法での支援措置、あるいは今国会に提出されております介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律案における支援措置としても採用されているわけですが、これらに比較しますと、職場改善機器整備に対する助成は見劣りしていると思うのですが、いかがでござい

ます。○北山政府委員 御指摘のように、国の助成制度といたしまして、中小企業労働力確保法に基づく中小企業雇用環境整備特別奨励金による助成制度や、今国会に提案をしております介護労働者確保法案の中で業務体制等改善助成金の制度があるわけ

でございます。これらの制度につきましては、それぞれの目的を持って運用されているところでございまして、職場改善機器に対する助成制度におきましては、事業者が職場環境の改善を進めるに当たって非常に有効な制度ではないかなというふうに私どもとしては考えているところでござい

ます。○河上委員 では、助成対象となる事業数は幾つでござい

ます。○北山政府委員 職場改善を行う事業場の規模や改善の内容、こういったものが異なるために、助成対象事業場数を特定することは非常に困難ではござい

ますけれども、平成四年度の予算額が一億二千万余を予定しております、一事業場平均助成額がおおむね四百万円といたしますと、対象事業場数は三十を予定しているところでござい

ます。この推定数では、事業場数いたしました是非常に少ないわけではござい

ますけれども、ただ、集団における波及効果を考えますと、中小企業に対する快適な職場環境づくりを促進する上で大きな効果があるのではないかと考えております。

○河上委員 三十ということではございまして極めて少ないわけであり

ます。集団に属する中小企業に対する助成だけではなく、集団には属さないけれども職場改善に対して意欲を持つている個別的中小企業事業主に対しても助成が必要なのではないか、こう私は考えるのですが、これはいかがでござい

ます。○佐藤(勝)政府委員 私どもとしましては、中小企業に對しまして、快適な職場環境の形成のための取り組みを促進するためには、同一地域や同一業種の集団の中で快適な職場環境の形成に率先して取り組む企業への助成を通じて他の企業の取り組みを促していくことが有効であると考えております。このために、中小企業共同安全衛生改善事業におきましては、地域別、業種別等に組織された中小企業集団の構成員である中小企業者に対して職場改善機器整備についての助成を行うこととしておりまして、これによりまして快適な職場環境の形成についての取り組みを促して、これを通じて快適な職場環境の形成の効果を集団の中に波及することを期待しようとしておるものでござい

ます。職場環境の改善に資する支援措置は、今回の改正法案に基づく支援措置以外にもいろいろなものがあるわけではございまして、都道府県労働基準協会に委託して行います相談、助言業務の中で、いろいろなものがございますけれども、これらの支援制度につきましては、的確に係事業者にアドバイスができるようにしたいと考えておるところでござい

ます。○河上委員 以上で終わります。

○川崎委員長 金子満広君。

○金子(満)委員 労安法の一部を改正する法律案の提案理由の説明の中でも既に指摘されておりますが、建設業における死亡災害は全体の四割を超えている、こういう重大な事態を指摘してこの改正を言っているわけです。

そこで、去年の千葉の松戸の事故、それからこの神奈川の厚木の自衛隊の体育館の事故、こういうものも当然念頭に置いてのことだと思えますが、こういう法改正が少なくとも去年の早い時期に行われていけばこういうような事故も未然に防げたというように考えるかどうか、そういう点についてまず最初に伺っておきたいと思えます。

○北山政府委員 建設業における労働災害の防止につきましては、私も、安全衛生行政の最重要点として従来から、法令の整備その他安全衛生教育の充実、機械設備の安全化等々につきましていろいろ施策を推進しているところでございまして、広島市の事故あるいは松戸の事故、厚木の事故、それぞれにつきまして、ああいう形で発生したことはまことに残念でございますけれども、ああいう事故を教訓にいたしまして、今後、同種災害を防止するために全力を尽くしていきたいというふうな考え方をしているところでございます。

○金子(満)委員 今回のこういう法改正だけではああいう事故は防げない、これはもうはっきりしていると思うのです。

そういう点で言えば松戸も厚木も中小規模の建設現場ではないわけですね。やはり大事なところは、問題は、松戸、厚木は大規模であると同時に公共事業の建設現場なんです、そこで起きた事故だということなんです。それだけにまた非常に重大な意味を持っていると思うのです。問題は、大であるが中であるが小であるが、死亡事故なんか起こしてはならないというのは、これはもう大臣の先ほどの答弁でわかるわけで、あつてはならないことなんです。

そうしますと、労働災害、その中でも絶対に死

亡事故を起こさないためには未然にこれを防ぐ、これが一番いいことなんです、工事計画の段階で安全確保のための措置をどうするかという点で、事前審査制度を積極的に活用する、私はこれがまず一つだと思ふのです。先ほどの答弁を聞いておりますと、厚木の場合にもコンクリートを注入するベルトコンベヤーの担当者が未熟であつた。こんなのは初めからわかるわけですから、こういう点のチェックが足らなかった。これは当然やるべきだと思ふのです。

それからもう一つは、危険を現場で察知したとき緊急に避難をする、そのことを徹底させるという問題があるのです。松戸の場合でも厚木の場合でも、後で申し上げますが、これがある。それから第三番目は、不幸にして一たん事故が起きまして死亡したというときには、時間をかけないで徹底的にその事故の原因と経過を究明して、これを公にして二度とこういう事故が起きないような教訓をそこから取り取つてやる、これが非常に大事な点だと思ふのです。

これは三点セットと言つてあれですけれども、この点が非常に大事だと思ふます。一つ欠けても欠陥が起きますからね。この点について、これは基本的な考えで結構ですから、近藤大臣にお答えいただきたいと思ふます。

○近藤国務大臣 先生おっしゃるように、労働災害、特に死亡事故というのはあつてはならないこととございまして、この防止に関係者は全力を注ぐ必要がある。

事前のチェックももちろん大事でございますし、今度のように店社安全衛生管理者を規模の小さい事業所にまでおろして監督するというのも大事でございますし、まさに先生御指摘の不幸が起つた場合の速やかな対応ですが、労働安全衛生法その他関係法令の違反になるような場合には、これまた速やかにそして厳罰をもって臨むということが、全体の関係者の方々に對する一つの責任感といえますが緊張感を持つていただくためにも必要ではないかというふうに私は考えていま

す。

○金子(満)委員 そこで、まず一つお聞きしておきたいのは、これは松戸の問題それから厚木の場合でも指摘されてきた点であります、労働者の避難権の確立の問題です。

具体的には労働災害が起る危険性を現場で労働者が察知した場合、そのとき労働者には避難する権利があるんだ、これが労働安全衛生法に明文化されているかどうか、念のためにお聞きしたいと思ふのです。

○北山政府委員 労働災害発生の急迫な危険があるときには、事業者は、労働者を退避させる等必要な措置を講じなければならないという規定が労働安全衛生法で定められているわけでございます。これは労働者の急迫な危険の場合の避難については担保されているのではないかとこのように考えているところでございます。

○金子(満)委員 それは当たり前なんです。別に不思議なことじゃないんですが、問題は、労働者に避難権というものがあつたかどうかなんです。

使用者、事業主の方が避難させる、これは当然のこと、当たり前で、それが十分でないから起つていんだから、そのときに労働者に避難権というものは、今までもいろいろの経過があり、労安法の七二年制定のときから議論されていまして、それは明文化されていないけれども、はっきりあるんでしよう。

○佐藤(勝)政府委員 労働者の生命、身体に急迫した危険があるときは、退避する権利といふますか、言つてみれば緊急避難として労働義務を放棄するといふことは当然許されることだといふふうな思つております。

○金子(満)委員 やはりそんなんですね。そのところを率直に持つていないと間違ひが起ると私は思ふんですね。確かに一日あるいは一時間どのくらいという賃金で契約をして労働力を使用する側に売ってすけれども、命預けますといふわけにはなつてないんだから、そこところは今の

答弁ではつきりします。

私は、この点を明文化しておるのがILO条約だと思ふのです。ILO条約の百五十五号の十九條の(f)項というのがそれです。基準局長は當時この会議にも、責任者ではなかつたけれども出席しています。

いろいろな経過はありますが、ILO条約の「職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する条約」、その十九條の(f)項というのは次のようになつておるんですね。「労働者が、自己の生命又は健康に對し急迫した重大な危険をもちたらずと信する合理的な理由のある状態を直ちに直接の監督者に報告すること。この場合において、使用者は、必要がある場合には正當措置をとるまでは、生命又は健康に對し急迫した重大な危険が引き続き存在している作業状態に戻ることを労働者に要求することができない。」つまり、使用者は、その危険を取り除かないでいて労働者に作業に戻るという要求をすることはできないんだ。これが八一年の総会です。これは八〇年、八一年と二回總會をやつて、この(f)項は、ヨーロッパの具体的に言へばサミットに参加している国の政府が提案しているわけですが、大議論の末、日本政府代表もこれに賛成をし、そして全体の百五十五号条約にも賛成をした。経過はそういうことで、非常にいいと思ふのです。

問題は、これはまだ批准されてないわけですよ。批准されていないけれども、十九條の(f)項が理由で批准されないのではない、それがあるから批准しないんだといふのではないと思ふますが、それはそうです。

○佐藤(勝)政府委員 作業の場所において労働者の生命、身体に急迫した危険がある場合の退避の権利といふますが、あるいは事業者、使用者が退避をさせなければいかなという点は、そういうた当然の法理で、それから現在の安全衛生法の二十五條の規定は、今先生が挙げられましたILO百五十五號条約の第十九條(f)項をカバーしているといふふうに考えております。

○金子(満)委員 そうだと思ふんですね。

そこで、私は、非常に大事な問題で今後の課題ですけれども、特に労働行政の上で大事な問題だと思ふのは、今言われたように、労働者に緊急避難権は、これは当然基本的人権ですからある、ILO条約についても、十九条(f)項についてはいろいろ議論の過程で賛成している。これはもう国際的にも承認されている内容ですからね。問題は、これをどう具体的に実施しておくかです。

例えば松戸の問題。当日は暴風雨であつたわけです。水がもう既に出てきているわけですから、これは労働者も使用者側もみんな見ているから、この現実にはわかるわけです。しかし、作業はさせたのです。水かさが増えてくるのです。にもかかわらず、使用者側の方は、コンクリートの吹きつけが終わつたらその段階で引き揚げてみよう、というふうなことになつたわけですね。それはいろいろの解釈があるのです。一たん事故が起きて死んじやつて、極端な言い方をすればつじつま合わせをしようと思ふ人もあると思ふのです。そうではなくて、赤裸々に真実を明らかにしようという人もある。いろいろあるから、そのところは議論のあるところですから。

私は、労働行政の中で、あの松戸の事故の後の九月二十四日に千葉の労働基準局長から知事に出されたものは非常に大事だと思ふのです。出されたその通達の一項目では、暴風雨の場合の屋外及び地下作業の中止等を求めている。客観的に見れば作業を中止すべきだが、と書いてある。しかし、使用者側は中止しなかつたのです。それは事故が起きてからという意味じゃないですよ。起きないであらうという前提でやつたわけだ。しかし答えは出ちゃつたんですね、ああいう事故になつた。ここで労働者側と使用者側の事実の認識についての意見の違いがあるのです。労働者全体が危険を指摘したのじゃないです、部分的に指摘をしたのです。私は現地調査に行きまして個々の労働者に聞きました。危ない何回も言つたけれども、大丈夫だという意見もあつてこ

うなつちやつたというのを聞きました。

そういうときには、労働者に避難権があるなんということは知らないのです。つまり、今御答弁されるように、生きる権利があるのだから危険なら逃げてよろしい、それは権利です、ILO条約もあるのです、それも賛成しているのです。いのを生かされてないから、労働者は、自分で判断して、その判断に基づいて避難できると思つてないのです。そして、使用者側から何か指示が出なければ、焦りながらもどうしようもないというジレンマの中にいるわけです。

このところが非常に大事な問題なんです。私は今言われた答弁で結構ですから、避難権はあるのですという点を使用者側にも労働者側にも、リーフレットでやるとか、あるいは各基準監督署や職安にも大量に印刷して置いておくとか、多くの事業があるのですから、そのところで徹底するようにぜひしてもらいたいと思ふのです。

これは今本当に大事な問題だし、現地調査をすれば必ずそれは出るのです。ですから、避難する権利があると同時に避難はすべきだというようにしてほしい、この点をひとつ大臣に、それから労働者の当事者もぜひ考えてほしいのですが、一言答弁をお願いしたいと思います。

○佐藤(勝)政府委員 先ほど来お答えしておりますけれども、一定の状況がある場合に労働者が自主的に避難できるという趣旨につきましては、既に通達においても明確にいたしているところでございます。

もっと大量に印刷をしてというお話でございしますが、私どもとしては、必要に応じ適切な方法でそういうことの徹底を図りたいと思つております。

○金子(満)委員 通達が出ているのは知つていますよ。その通達が徹底してないでしょう。現場で働いている労働者は、そういうのがあるというところは全然わからない。大臣、大臣として行つてはだめですよ、お忍びで行つて聞いてもらいなさい、知りたないから。相当の現場で知らない

です。私も随分聞いてみましたが、知らないです。

そこで、これはカナダなんですけれども、ILO百五十五号条約の十九条(f)項でもそうだけれども、カナダの安全衛生法ではちゃんと四段階につくつてあるのです。まず、労働者が危険と信ずる合理的な理由があれば、所定の手続を踏んで就業を拒否でき、その手続を踏んでいけば不利益は受けないことになっている、これが第一です。第二番目は、就業を拒否する労働者は、そのことを使用者と職場の安全委員会に報告する。第三が、使用者と安全委員会は、その職場を調査し、危険と認めれば改善するし、危険でないと思えば労働者に戻るよう説得する。四番目が、労働者が引き続き危険だと信じて就業を拒否するならば、その状況を監督官にまで報告し、今度は行政の責任で調査を行い、必要なら是正措置をとる。これまで明文化しているのです。

そうでないと、今お答えになつたような状態だけでいくと、労働者は、やるのはいけけれども、後難を恐れるというか、その後不利益な仕打ちを受けるのじゃないか、このことを恐れて言えないのだと思ふのです。その心配はない、やりなさいというのを、よく言われる通達一本じゃなくて、この前のこの委員会でも言いましたけれども、時間外をやるときは、内容は別としてあれだけ丁寧な末端のところまで出して積んでおくのだから、こういう点についてもはっきりさせる。そして、危険性が常に付随している建設現場においては、詰所の中でもいいから張つて、こういうことはできるんですよ、それも奨励するという意味じゃなくて、できるんだという意味を使用者側にも労働者側にも知らせるべきだ、こういうふうに思っています。

それから、教育する場合あるいは事故が発生したときなどは余計にその問題は重視して徹底をしなければ、せっかく方向はありますと言つても、しかし、実行はなかなかできないのですよ。人々は知らないのです。知らない方が悪いというので

は行政は機能しないわけですから、その点もう一度具体的に答えていただきたいと思います。

○佐藤(勝)政府委員 ただいま先生がお挙げになりましたカナダの法令は、具体的には承知しておりますけれども、ただ、今私がお聞きをしまして感じましたことは、そういう規定は、現に急迫した危険がある場合というよりは、むしろ安全上の措置がとられていない場合についての措置ではないかというふうに感ずるわけでございます。

我が国の場合でも、法令上義務づけられております安全措置がとられていないというようなことがありますれば、それは監督署が発見をした場合にはそれに似た措置を当然とるわけでございまして、また、労働者の方から申告がありました場合には、その申告に対応して適切な措置をとるというところでありますので、考え方は余り違わないような感じもいたします。

○金子(満)委員 問題を分けて考えてほしいと思ふのです。

安全措置について、これじゃ危ないなとかこういう危険があるなとかいう場合は、おっしゃるとおり、労働者であれ事業主であれ、第三者であれだれであれ、基準局や基準監督署に申告することはできるわけです。それにこたえられるだけの体制があるかどうかは――労働者がこれだけか仕事をするのには今監督官の人数、要員がうんと少ないと私は思ふのです。しかし、それはそれとして、少ないからできないのではなくて、少ない中でも対応はできるわけですから、これは一つのものとしてあるわけです。

問題は、緊急時に避難することは労働者もできますよ、使用者もそれを妨げてはいけないうのですよというのを、表現は別として、緊急避難権というのがあるのだ、そのことを徹底させておかないとまごまごしてしまうのがあの松戸なんです。現場へ行つてみてありありとわかるわけです。それから、厚木の場合もそうでしょう。コンクリートを流し込んで落っこちやつたわけですよ。あのとき、労働者が危ないと言つたわけでは

よ。それを、先ほどの委員の質問の中にいろいろありましたけれども、全員が言ったかといえませんがそれはいいのですよ。ありようはすぎない。それでもう死人に口なしで、死んだ人は言わないのですから、生きている人は、もう答えは出ちゃったんだ、今さら言ってもどうかという、それはありますよ。あるけれども、あの時期に指摘した人はいたわけですよ。そういうときに、もうこれはやめておけ、これをやったらまた落ちるの、もうではないかと言ったときに、それでもやれ……。私はもう今までの経験で怖いからやらないですと言ったら、おまえ何だ、こういうことになっては困るわけです。

だから、そのときに緊急避難ができるということとは、安全措置がとられているかどうかということに対する申告の問題と緊急時の避難の問題は一般的に違うんだということを区別して、徹底しておいてほしい、こういうことなのです。

○近藤國務大臣 先生のお気持ちはよくわかります。ただ、承って私思うのでありますが、そういう危険な状況にばらばらの対応をするのか、それとも、安全の確保のためには現場の監督の人も実際に働いていらっしゃる方も一緒にやって対応する、こういう体制があつて——危ないからとばつとばらばらになっていくことがあつて危険な状況を招くこともあり得るかもしれません。

ですから、私は、緊急避難権という言葉もよくわかりますが、その現場でそういった危険な状態にいかに対応するか、それは現場の職員の方、労働者の方々の御意見も十分に反映しながら、現場全体で事に処するということについての認識といえますが姿勢といえますか、そういったことの徹底がまず最初になければならないのでしょうか。

○金子(派)委員　そうなんです。だから、ばらにというのは、労働者もそういう権利がありますよ、それから、使用者の側もそこところは認めていかなないと後で取り返しがつかない場合もあります。実際には事故が起らないかもしれない

いのですが、そのときはまた別な問題ですけれども、緊急避難した人が不利益を受けるようなことは、諸外国ではないわけだし、故意にやったのじゃない、ストライキをやったわけじゃないのだから、その辺は十分考えてやっていく。

ですから、大臣が言うように、ばらばらでない、労働者も現場の監督の人も一致するというのはい、避難権があるのですよと言うとその発言を重視するわけです。君たちは別としておれだけが判断すればいい、おれが判断するからちよつと待て、上司に電話連絡してみる、この連絡のおくれが事故を誘発するのです。だから労働者が、そうだ、権利がある、こうだ、じゃ、やろう、これが

統一した仕事になるのですね。ストライキという問題は労働者の闘いとしての別の範疇です。逃げるというのはストじゃないのですから、この点はぜひ考えてもらいたい。せっかく大臣がそこまで言っているわけで、現場がわかるわけですね。う

んと悪い解釈をして、そんなことをしたら、労働者が余り危険でもないのにもうやめたと言って集団的にサボったのではかなわぬ、作業がおくれるばかりや、事業主がそういう解釈をもしこの問題でするとすれば、これは邪推だし、人命軽視も最たるものという点で、そのところはぜひ是正していただきたい。そうですと局長もなかなか答えないうですすけれども、これは大事な問題として

今後追及していかなければならない。同時に、その点は私の意見として労働省に、特に大臣、これはぜひ検討してやってほしいと求めておきます。

と同時に、事前の問題でいきますと、さつき触れましたけれども、厚木のコンクリートの問題、ベルトコンベヤーの取扱者の未熟問題がありましたけれども、そういう点で、事業をどういうよう

なやり方でやるか、そしてこの工事はこんな形のもので、安全はこういうようになっていきますと、こういうにチェックはみんなできるわけですから、これを事前にやらないと後の祭りになる。松戸の場合でも、水害に備えて、特に突発的な大洪水

水に備えてどうか。事実、前に経験はあったのですね。そこを軽く見たと思うのです。九月だから暴風雨の時期なんです。それで、その対応をしておく、なかった場合には請け負った側は相当そこで損をすると言つてしまふわけでも、余分の支出をしたことになつてしまふわけです。だからそういう点は、安全性はすべてに優先という立場から、事前にそれを徹底してチェックする。私は、その機能が労働基準監督署に今体制上ないと思うのです。一々やっていたらとてもない。今度は法改正で対象がぐつと広がるわけです。なお洗えないですよ。ここところは、せつかくこういうものを出すのだから、その時期に考えてほしい。これは後でひとつ答えてください。

時間がありませんから、最後に。

こういう問題をぜひ徹底していかなければならぬと思うのですが、労働省は、昨年の十二月五日ですか、労災隠しをさせないという通達を出しました。私も地方に行きましたが、監督署でもみんな知っていますよ、これは。なぜこれを出さなければいけないかというと、労災隠しがあるから出しているのです。

それは解釈のしようその他いろいろあると思います。私も労働省の方に労災隠しの実態というのを聞いてみました。具体的にはこうだというのはありませんけれども、労働安全衛生法第百条に基づき定められた労働安全衛生規則第九十七条においては、労働者が労働災害によって死亡したまたは休業したときは、事業者は、遅滞なく労働者死傷病報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならぬとなっているわけです。だけれども、隠しがあるですね。

そして、これは労働省が持っている内規なんです。が、無災害記録証授与内規というのと、建設関係でいいますと、建設事業無災害表彰内規というのがあるのです。この中で、どこどこという企業名とか場所は申し上げませんが、必要があれば後でやりますけれども、相当けがをした、歩けない、松葉づえだ、もとの仕事はできません、しかし、

休業となりますと災害ということになってしま
う。幾時間とか幾日無休業でいったということに
ならないわけで、松葉づえでも、車を出して職場
の中に入れておいて仕事をさせないというのもあ
るのですよ。これはインチキなんです。そんな
ことをやる。

労働基準法にも労働省の公式文書にも微小災害という言葉は絶対ないと思うのです。ところが現場では、使用者側の中にも労働者側の中にも微小災害という言葉があるのです。これは重大問題だと私は思うのです。何が微小だ。ある職場では指二本取っちゃった、これも微小だと言うのです。大やけどをした、企業の側は、松葉づえで出勤してくれと言う。これは微小じゃないんです。指二

本取って微小だなんて言ったら、これは常識でも通らないですよ。それがまかり通っているから労働省のこの防災隠しの通達があると思うのです。これをはっきりさせないうちは、防災隠しがあつて、そういう点ではいろいろの弊害がそこから生まれる、隠すほどひどいのですから。

この点、労災隠しにさせないという点と通達の履行という点ですね、その二つについて答弁を聞き、私の質問を終わりたいと思います。

○佐藤(勝)政府委員 いわゆる労災隠しと言われているものの内容は、先生が言われたようなことでございます。

安衛法の百条に基づく報告にかかわる問題でございますが、当然そういうことが許されているわけにはないわけで、労災隠しというようなもののが非常に広範囲に行われるようになれば、労働災害防止対策の樹立にも非常に悪い影響があるということでございますので、昨年十二月に通達を出して特に注意喚起をしたわけですけれども、この通達を出そうと出すまいと、これは発見した場合には当然厳しく対処すべき問題であるというふうに考えておりますし、今後ともそういう態度で臨みたいというふうに思っております。

○近藤国務大臣 労働災害の防止は、たびたび申し上げておりますように、労働行政最大の課題で

ございますけれども、そのために今度の法律改正もお願いしているわけでございます。

ただ、先生のお話があったように、労働基準監督署が全部を見るというわけにはなかなかない、できないわけでございますので、これは基本的にその仕事をされるその現場の方々の責任、自覚、そして慎重な配慮ということが大事でございますから、それを今回法改正する際に徹底しようということでございます。

また、そういったいろいろな避難の問題については、避難権という話がございますが、私は安全確保権、前向きに考えれば避難というよりは安全を確保する、しかも、関係者が上も下も一緒にやってやるという体制が基本であると思うのです。しかし、結局は責任は監督者、管理者だと私は思うのです。そして、そういうことで、事故が起った場合には、前にも申しましたように、労働関係法規に照らして違反にわたる場合には厳正に対処する、こういうことでなければならぬというふうに思います。

○金子(満)委員 一言だけ。安全確保権も、それは表現はどうあるとも、関係者というのは使用者側も労働者側も両方あるのです。それで、避難権というのは、実際に仕事をしている労働者に国際的にも通用している言葉ですから、これがないというのではなくて、それは大事だけれどもこういうような意味もという大臣の解釈は解釈として承っております。

以上です。

○川崎委員長 伊藤英成君。

○伊藤(英)委員 労働安全衛生法の一部改正についてお伺いをいたします。

まず最初に、労働災害に関しては、年間二十万人を超える労働者が休業四日以上以上の災害をこうむって、約二千五百人が死亡をしております。中でも、建設業における労働災害は依然として多く、休業四日以上以上の死傷災害で全体の約三割、死亡災害で全体の約四割を占めているわけでありまして、この一年間の建設現場の労働災害の

状況とその特徴について伺います。

○佐藤(勝)政府委員 現在確定しておる数字といまして平成二年のものがございまして、平成二年の建設業におきます休業四日以上死傷災害が六万九千件、死亡災害が一千七十五件発生しております。全産業の死傷災害及び死亡災害に対して、それぞれ二八・九%及び四二・二%というぐあいになっております。

それで、平成二年の休業四日以上死傷災害について事故の型別に見てみますと、建設業においては、墜落・転落というものが最も多くて全体の三二%を占めております。それに続きまして、上方から飛来落下した物に当たったものが一四%、機械等に挟まれたり巻き込まれたりするものが一二%という順になっております。

これに對比する意味で申し上げますと、製造業においては、挟まれ、巻き込まれ災害が最も多く三三%を占めており、続いて、飛来落下災害が一三%、切れこすれが一%というふうになっております。

こうして見ますと、建設業においては墜落災害が多いということになるわけでございますけれども、これは、建築物、構築物等の上での作業等高いところで行う作業が多いという特性が災害発生生のタイプに影響を与えていると考えております。

○伊藤(英)委員 今、現象面といたしまして、そういう形で分類されたのですけれども、その災害の原因はどういうところにあると思われませんか。これはいわば安全管理上の問題かもしれません、あるいは作業者の不注意ということかもしれません、あるいはどういふふうに思われますか。

○佐藤(勝)政府委員 現実には起る労働災害というものは、一般に単一の原因で発生するという場合はまれでございます。使用される機械設備の不備あるいは不適切な方法による作業の実施、安全管理体制の不備、作業員の不安全行動等、幾つかの要因が影響を合せて発生するのが普通であると考えておりますけれども、ある労働災害の原因

を、安全管理体制の問題であるとか作業員の不注意であるというふうには非常に単純化して分析することはできないのではないかと考えております。

○伊藤(英)委員 なかなか難しい話かもしれませんけれども、先ほど言われたように、墜落・転落が非常に多いのですが、例えば墜落・転落というのは、一体なぜそういうことが起こっているのでしょうか。

○北山政府委員 墜落・転落災害の原因につきましては、手すりや囲い等の墜落災害を防止するための設備が不備であったこと、安全帯が備えつけなかったこと、安全ネットの設置がなかったこと、あるいは安全帯を使用しなかったこと、そういういろいろな要因があると思います。一般には、これらの原因の幾つかが重なって墜落災害になっているのではないかと考えております。

○伊藤(英)委員 重大災害の中で、去年の春でしたか、広島で新交通システムの高架橋建設工事に関する事故がありましたけれども、その原因究明とその後の対策はどういうふうになっているのか、伺います。

○北山政府委員 広島市の新交通システム橋梁工事の事故につきましては、事故発生後直ちに労働省に特別調査団を設置いたしまして、現地調査を初めとして、事故発生原因の究明と再発防止対策について検討を行ってきたところでございまして、その結果については、平成三年、昨年の十二月二日にまとめられてるところでございまして、この結果をもとにいたしまして、関係業界団体に対して、同種災害の再発防止対策の徹底について指導を行ったところでございます。

○伊藤(英)委員 この工事は、労働安全衛生法第八十八条の届け出の対象になっておりませんか、もしなっていないなら、なぜなっていないのか、そしてその対象の見直しは必要なのかどうか、いかがですか。

○北山政府委員 この工事につきましては、橋梁

工事にかかわる計画の届け出の対象とはなっていない。これは、現在の規定で支間が五十メートル以上のものについて届け出の義務があるわけでございます。その対象になっていないということでございます。

この事故にかんがみまして、今回の安全衛生法の改正の作業に引き続きまして労働安全衛生法の施行令の改正を行いまして、こういった工事につきましても届け出の対象となるように現在検討をしているところでございます。

○伊藤(英)委員 では、こういうのは今のお話で届け出の対象とするように考えているようでありまして、これはぜひそういうふうにお願いたします。

重大災害が発生した工事について、事前に十分審査を行って事業主に勧告または要請を行ってけるケースというのは一体どのくらいあるのか、また、届け出がされていない工事で重大災害が発生したケースというのはどのくらいあります。

○北山政府委員 平成三年以降建設業で発生した死傷者五人以上の重大災害は、これは交通事故とか中毒は除きますけれども、先ほどの広島市の橋げた落下災害、それから松戸市での隧道建設工事における水没災害、厚木基地内の体育館プール等の新築工事における崩壊災害など八件ほどございます。

このうち計画の届け出の対象となっているものにつきましては三件でございます。計画段階で法令に違反する事業はなかったということでございます。

また、これらの災害のうち計画届け出の必要があったのに届け出がなされていなかったものはなかつたというところでございます。

○伊藤(英)委員 今回の改正で、労働基準局長の審査制度を設けることになっているのですが、この制度によってどのような労働災害が防止できることになるかと考えられますか。

○北山政府委員 都道府県の労働基準局長の審査につきましては、労働基準監督署長に届け出のあ

りました計画のうち、大臣審査の対象とならないものの中で比較的大規模な工事でありまして、例えば地質が軟弱なところや、あるいは有害ガスが発生するところ等、非常に危険性の高い場所における建設工事であるとか、あるいは危険性の高い工法または特殊な工法による建設工事等につきまして、学識経験者の意見を聞きながら、専門的な観点から審査を行うこととしておられるところでございます。

この審査では、法令の違反のみならず、専門的な見地から安全衛生上の問題点について勧告または要請を行うこととしておりまして、これらの勧告等を通じて危険性の高い工事の安全化が図られるというのを期待しているところでございます。

○伊藤(英)委員 今回の改正で、元請業者への統括安全衛生責任者の選任義務範囲をこれまでの五十人以上のものから、三十人以上から四十九人規模の一定の工場現場も対象として、また、現場を管理している店社の店社安全衛生管理者の選任義務範囲を二十人以上から四十九人、こういう規模で災害発生の危険度の高い現場も対象として労働災害防止対策を強化しているわけですが、こういうことによつてどのくらいの災害が減ると期待しているのか、まずそれを伺います。

○北山政府委員 中小規模の現場におきましては、元請の作業間の連絡調整の不足であるとかあるいは現場の巡視が不十分であること等、労働安全衛生法の第三十条第一項に基づく統括安全衛生責任者の職務が十分に行われていないことによる災害が発生しているわけでございます。これらの現場について統括安全衛生責任者等が選任されるか、または支店等に設置される店社安全衛生管理者による指導が行われまして、十分な統括安全衛生管理が行われれば、このような災害の防止に非常に有効であるというふうに考えているところでございまして、労働省が昨年実施をいたしました調査におきまして、統括安全衛生責任者を選任している現場とそうでない現場の発生率

を比較をしてみますと、選任している現場の発生率は選任していない現場の二分の一以下となっているというところもございまして、また、支店、営業所等におきまして統括安全衛生管理に関する指導援助を行っているところと行っていないところの災害の発生率を比較をいたしますと、指導援助を行っているところの発生率は、行っていないところの三分の二程度になっているところでございまして、店社安全衛生管理者等の選任の義務づけによつて、こういったところの災害防止に對して非常に大きな効果があるのではないかなというふうに考えているところでございます。

○伊藤(英)委員 今非常に効果があるという話なんです、中央労働基準審議会の建議によりまして、この店社安全衛生管理者の選任義務範囲を十人以上から二十九人の小規模現場へ拡大をしております。実際にそのデータを見てみましても、建設業における請負金額別労働災害率を見てもそうですが、これで見ますと、例えば二億円未満のところろが労働災害率は圧倒的に高いのです。そういうふうな、この辺が非常に重要だと思ふのですが、この改正では、十人以上二十人へと対象を縮小させてしまつて、後退させている、その理由はどういうことですか。これは非常にわかりにくいことをやっていると思うのですが、いかがですか。

○佐藤(勝)政府委員 この新しく設けます店社安全衛生管理者制度は、中小規模の建設現場におきまます統括安全衛生管理が適切に行われるようにするため設けるものでございまして、この新しい制度を有効なものとして定着させていくことが非常に重要なことであるというふうに考えております。

その場合に、規模十人以上の現場を対象とするということになりますと、実際の適用がどういうことになるかといふと、主として規模十人以上未満の現場を施工している規模十人以上の現場は二つしかないというふうな小さな建設会社についてまで店社安全衛生管理者の選任を義務づける

ということになるわけで、そうなりますと、この新しい制度を円滑に実施することについてはなかなか困難が生ずるというふうに考えておるところでございます。

それで、そのために、店社安全衛生管理者制度の対象は、規模二十人以上で災害発生の可能性の高い現場とするというふうにしていただければ、高い現場とすれば、たゞ、これに該当する現場を持つていない店社につきましては、そのような現場が一つでもあれば店社安全衛生管理者が置かれることになるわけでございます。その結果置かれました店社安全衛生管理者は、法令上は、規模二十人以上の現場の統括安全衛生管理を指導するというところでございまして、実際問題としては、その店社が持つております現場、他の現場も担当するということが期待をできます。その結果、当然規模二十人以上未満の現場も含めて労働災害防止活動の効果があるものと考えておりますし、実際に運用する場合にもそのような指導をしていきたいというふうに考えております。

○伊藤(英)委員 この中央労働基準審議会の建議の中で言ういわゆる小規模現場ほど災害が多いわけでありまして、この建議の内容は私は非常に重要なものだと思ふのです。ぜひこの件に真剣に取り組んでいただきたいと思います。

労働大臣にお伺いしますけれども、いずれにしても、労働災害は非常に重大な問題であります。大臣としてこの問題についてどういうふうに取り組んでいくのだよという決意の一端でもお伺いしたいと思ひます。

○近藤國務大臣 たゞたび申し上げておりますように、労働行政の最大の課題でございます。

労働省といたしまして、特に建設業における労働災害の防止を図るために、建設業に對し重点的に監督指導を実施してまいりましたし、また、事業者の自主的労働災害防止活動の活性化を図るための指導援助にも努めてまいりましたところでございます。

そこで、今回、中小規模の建設現場における労働災害の発生率が高いことから、安全衛生管理のための体制を確立するため店社安全衛生管理者制度を設けることにしたところでございまして、今後、この制度を含めた関係法令の周知徹底、監督指導の実施、自主的労働災害防止活動の一層の促進などにより、中小規模の建設現場の安全衛生管理体制の充実に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○伊藤(英)委員 快適職場関係の問題についてちょっと伺いたいです。

快適職場の具体的なイメージや基準を明確にしないといふかと思うのです。そうしないとなかなか具体的な対策は得られないと思うのです。

そこで、職場の快適度を高めることになると思ふのですけれども、現在の日本の職場の快適度、特にオフィスの快適度について、欧米先進国と比較をして労働省としてはどういうふうな、どの程度だとこれは認識をされているのですか。

○北山政府委員 日本と西欧先進諸国との職場環境の比較につきまして昭和六十一年に通産省が行った調査によりますと、アメリカ、ドイツでは、我が国に比べましてまぶしさの防止に配慮した照明の設置や植物の配置、リフレッシュエリア等を設置する企業が多く、人間性や快適性を重視したオフィス環境づくりが進められているというふうなところでございまして、また、この調査では、日本においてはオープンスペース、いわゆる大部屋形式でございまして、オープンスペースが中心であるのに対し、アメリカ、ドイツでは個室形式が中心であるという指摘もなされているところでございまして。

こういった諸外国の職場環境を把握をいたしまして、そのすぐれた点を紹介することは、我が国の快適な職場環境の形成につきましても非常に重要であるというふうに考えているところでございまして、今後、諸外国の工場やオフィスの環境につきましてもデータを収集をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○伊藤(英)委員 職場の快適度云々というのは、本当は人によって物すごく違うと思うんですね。例えば、今お話に出た大部屋方式がいいのか各個人ごとの部屋の方がいいのかということだって、必ずしも欧米風がいいとは限らないですね、実際に私はアメリカで仕事をしたのだから言うのですが、したがって、そういう意味では、それぞれの意識がどういふところにあるかということから考えなければいかぬ話だと思えます。

そういう意味でちよつと二点伺いたいです。一つは、こういうことのためにそこに働く労働者の意見を十分に取り入れる制度、そういうものを重視しないといけないのではないかと、このことをね。それからもう一つは、この快適職場形成のために指針を策定して公表するというふうになつておりますが、指針の内容について具体的に考えていることがあれば伺いたい、こういうふう

に思います。

○佐藤(勝)政府委員 職場環境の改善に当たりましては、そこで働いている労働者の意見ができるだけ反映されるということが労働者の満足度を一層高める上で大変必要なことであろうというふう

に考えております。

このため、事業者が職場環境を改善するための計画を策定する場合には、労働者の意見等を考慮した計画が策定されるように安全衛生委員会等で検討することが望ましいと考えております。そのような指導をしたいと考えております。

それから、二番目の指針の内容については、部長の方からお答えを申し上げます。

○北山政府委員 快適な職場環境の形成のための指針につきましては、快適な職場環境の形成を推進することとした背景や快適な職場環境を形成するための措置、すなわち、一つには、作業場所の温度、湿度、照明、騒音等の作業環境を快適な状態に維持管理するための措置、それから二つ目には、不自然な作業姿勢での作業の改善等作業方法を改善するための措置、三つ目に、温度、湿度等の管理された休憩室の設置等労働者の疲労を回復

するための施設等の設置、四つ目に、洗面所、更衣室等労働者が職場生活をする上で必要な施設等が清潔で使いやすいものとする措置、こういったことについて定めたというふうにご覧いただくと、ところでございまして、具体的な内容につきましては、今後、中央労働基準審議会の意見を聞きながら定めていくということにしております。

○伊藤(英)委員 この法律の中では、快適職場形成のために国が必要な援助に努めるというふうになつておりますね。具体的にどういふ援助を考えておられるのか、伺います。

○北山政府委員 快適職場の形成を促進するため、国といたしましては、一つには、快適な職場環境の形成のための指針を作成、公表すること、これがございまして、援助措置といたしましては、中央労働災害防止協会、それから都道府県労働基準協会を中央及び地方の推進センターとして位置づけまして、快適な職場環境づくりに関する普及啓発活動、事業者に対する快適な職場環境の形成のための相談、助言等を実施することが一つでございます。

それから、中小企業における快適職場形成のための取り組みを促進するための助成制度といたしまして、快適な職場環境形成に取り組む中小企業に對しまして、作業環境の改善に必要な機器の取得に要する経費について助成をするということがございまして、

また、日本開発銀行による低利融資制度といたしまして、工場において快適な職場環境の形成に取り組む事業所に對しまして、職場環境改善のために必要な施設であるとか設備の取得等に要する経費について長期かつ低利の融資を行う、こういったことを考えているところでございます。

○伊藤(英)委員 過労死の問題についてお伺いをいたしますと通告してあります。時間が非常に中途半端になつてしまつたものですから、ほんの少しだけ、イントロといひましようか、また後刻いろいろと詳しくと思つています。

この過労死の問題というのは今極めて重大な社

会問題化している問題だと思つたのです。これはなかなか複雑なものだと思つておりますけれども、突然脳卒中や心臓病で亡くなつた本人とか家族にとつては大変なことですね。なぜこういうような状況が起こっているのか、そしてどういふところに一体問題があるというふうな労働者としては思つておられるのか、お伺いしたい。

それからついでに、プロセスはちよつと省きますが、この問題について、労働省としては一体何か、お伺いいたします。

○佐藤(勝)政府委員 いわゆる過労死と言われてる事態は、おっしゃる通りに、大変いろいろな問題を含む難しい問題でございますが、ただ、いづれにしても、こういった事態を防止するということは、労働者の健康と安全を確保するという観点で、労働行政の大変大切な課題であるというふう

に思つております。

それで、なぜこういうことが起こるのかというよりは、どういふふうにしたら防止ができるのかというふうにお答えした方がいひのかと思ひますけれども、一つは、労働者の中に成人病の基礎疾患を持つていてという人も多いわけでございますから、そういう方の健康状態が、非常に無理な業務上の負担によつて急激に症状が悪くなるという

ようなことがないようにしなければいけないというところで、労働時間の短縮というのは基本的に大事な問題であらうかと思ひます。

それから、安全衛生法に基づきます健康診断、健康指導、これは成人病の問題も含めての話でございますけれども、その実施の徹底を図るというところ、また、事業所内におきまして心身の健康づくり、トータル・ヘルス・プロモーション・プランと言つておりますが、そういうことの推進ということも大事な問題であらうかと思つております。

いづれにしても、事業所におきまして健康診断の実施と、その結果に基づきますフォローアップというところは、この問題については大変大事な

問題でございますので、今後は産業医の活動のあり方につきましても、制度的な面も含めまして検討を進めたいというふうにご覧いただいております。

○伊藤(英)委員 今局長からお話がありましたけれども、大臣のこの問題についての所見を最後にお伺いして、質問を終わります。

○近藤国務大臣 いわゆる過労死と言われる現象が我が国に起こつておまして、それが国際的な問題になつてゐることも残念なことでございます。今局長も申しましたように、もともといろいろな疾患のある方が過労、まさに過重な勤務状況の中でそれが悪化して、そして発病されるという問題もあるわけでございますので、基本的には、まさに労働時間の短縮推進、今御審議いただいておりますような快適職場の形成に努力をする。その他いろいろな社会問題もございまして、通勤時間とかいった問題についての十分な配慮が大事でございます。

しかし、私はやはり事前のチェックが大事だと思ひますので、職場における事前の健康チェックについて、まさに、管理者側もそうでございますが、働いていらっしゃる労働者の方々も、また御家族の方々も同様に、すべてに優先してこのことをお考えになる、そういう環境といひますか状況というものを社会的につくつていく必要があるのではないかと、こういうことでございまして。そういう意味では、今回短法や快適職場だといふいろいろな形で法案の整備をお願いしていることも大変積極的な意味がある、かように考えております。

○伊藤(英)委員 終わります。

○川崎委員長 以上で本案に対する質疑は終局いたしました。

○川崎委員長 これより討論に入るのでありますが、その申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

労働安全衛生法及び労働災害防止団体法の一部

を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○川崎委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○川崎委員長 この際、本案に対し、愛野興一郎君外四名から、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、日本共産党及び民社党の五派共同提案に係る附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者より趣旨の説明を求めます。岩田順介君。

○岩田委員 私は、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、日本共産党及び民社党を代表いたしまして、本動議について御説明申し上げます。

案文を朗読して、説明にかえさせていただきます。

労働安全衛生法及び労働災害防止団体の法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案

政府は、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一 中小規模建設現場における労働災害が依然として多いことにかんがみ、統括安全衛生責任者及び店社安全衛生管理者の選任を含め、その安全衛生管理体制の整備充実を図ること。

二 建設工事の施工計画の策定の段階において十分な安全確保措置が講じられるよう、建設工事の事前審査制度を効果的に運用することともに、事前安全評価のための指針の策定等による事業者の安全確保対策の促進を図ること。

三 施工技術の機械化、高度化の進展及び建設災害の発生状況を踏まえ、安全基準を見直すとともに、関係者に対する安全教育の徹底を

図ること。

四 公共工事における労働災害の発生状況にかんがみ、関係省庁は、工期の設定、施工計画の策定等が労働災害の防止に十分配慮されたものとなるよう、格段の努力を払うこと。

五 快適な職場環境の形成の促進が実効あるものとなるよう、改正法の施行に関し労働関係者の意向が十分反映されるよう配慮すること。

六 産業医確保のための積極的対策を講ずるとともに、産業医制度の充実を促進する具体的方策を拡充強化すること。

七 業務に起因する脳・心疾患による突然死を予防する観点から、業務との関連について医学的な調査・研究を進めるとともに、職場における健康管理施策及び労働時間の短縮を積極的に推進すること。また、脳・心疾患に係る突然死等の業務上外の認定については、医学的知見の動向に十分注意を払いつつ適切な運用に努めるとともに、認定及び不服審査の迅速な処理に努めること。

八 本改正法の円滑な施行と被災者に対する迅速な労働災害補償を確保するため、労働基準監督官、安全・衛生専門官、労働災害補償保険審査官等の増員と、労働安全衛生等を担当する行政体制の整備拡充を図り、労働災害の防止等に即応できる態勢を確立すること。

以上であります。

何とぞ、委員各位の御賛同をお願いいたします。

○川崎委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

愛野興一郎君外四名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○川崎委員長 起立総員。よって、本動議のとおり本案に附帯決議を付することに決しました。

すので、これを許します。近藤労働大臣。

○近藤國務大臣 ただいま決議になりました附帯決議につきましては、その趣旨を十分尊重し、努力してまいれる所存でございます。

○川崎委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

〔報告書は附録に掲載〕

○川崎委員長 この際、内閣提出、介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律案を議題とし、趣旨の説明を聴取いたします。近藤労働大臣。

介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律案〔本号末尾に掲載〕

○近藤國務大臣 ただいま議題となりました介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

二十一世紀に向けて我が国における人口の高齢化が急速に進展することに伴い、寝たきり老人、在宅痴呆性老人等の要介護者の数は著しく増加し、これに伴いこれらの方々に対する介護の需要が増大することが見込まれております。

こうした状況の中で、介護労働力の供給を見ますと、最近における労働力需給が引き締まり基調で推移する中で、依然として人手不足感は根強

く、介護分野における労働力の確保は難しくなつてきております。

また、近年の出生数の減少に伴い、我が国の生産年齢人口は一九九五年をピークとして減少に転ずるなど我が国が戦後初めて経験する状況となることが予想されており、介護労働力の確保は、中長期的かつ構造的な課題として対応していかなければならない問題であります。

このような状況に対処し、介護労働力を確保するためには、事業主がその雇用する介護労働者について行う労働環境の改善、教育訓練の実施、福利厚生の実施その他の雇用管理の改善に係る措置を促進するとともに、介護労働者の能力の開発及び向上等を進めることにより、介護労働者の福祉の増進を図る必要があり、そのための支援策を総合的、体系的に進めていくことが重要な課題となっております。

政府といたしましては、このような課題に適切に対処するため、中央職業安定審議会建議を踏まえ、介護労働力の確保に資するとともに、介護労働者の福祉の増進を図るための施策を推進するための法律案を作成し、同審議会にお諮りした上、ここに提出した次第であります。

次に、この法律案の内容につきまして、概要を御説明いたします。

第一に、労働大臣が、介護労働者の雇用管理の改善、能力の開発及び向上等に関し重要な事項を定めた計画を策定し、これに基づき、事業主、職業紹介事業者その他の関係者に対して必要な要請を行うこととしております。

第二に、その雇用する介護労働者の福祉の増進を図るために実施する雇用管理の改善に関する措置についての計画を作成し、都道府県知事の認定を受けた事業主に対して、雇用保険法の雇用福祉事業としての助成及び援助を行うこととしております。

第三に、労働大臣が、公益法人を介護労働安定センターとして指定し、介護労働者に対する研修等介護労働者の福祉の増進を図るために必要な業

務を行わせることとしております。

第四に、雇用促進事業団に、介護労働者の福祉の増進を図るための施設や設備を設置する事業主、職業紹介事業者等に対する必要な資金の借り入れに係る債務の保証等の業務を行わせることとしております。

なお、この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

以上、この法律案の提案理由及び内容の概要につきまして御説明申し上げます。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○川崎委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

次回は、来る二十四日金曜日午前九時五十分理事會、午前十時委員會を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時三十四分散会

介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律案

介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律

目次

第一章 総則（第一条―第五条）

第二章 介護雇用管理改善等計画（第六条・第七條）

第三章 介護労働者の雇用管理の改善等

第一節 介護労働者の雇用管理の改善（第八條―第十二條）

第二節 職業訓練の実施等（第十三條・第十四條）

第四章 介護労働安定センター（第十五條―第三十一條）

第五章 雇用促進事業団の業務（第三十二條）

第六章 罰則（第三十三條・第三十四條）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、我が国における急速な高齢化の進展等に伴い、介護業務に係る労働力への需要が増大していることにかんがみ、介護労働者について、その雇用管理の改善、能力の開発及び向上等に関する措置を講ずることにより、介護業務に係る労働力の確保に資するとともに、介護労働者の福祉の増進を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「介護業務」とは、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき入浴、排泄、食事その他の介護を行う業務をいう。

2 この法律において「介護労働者」とは、専ら介護業務に従事する労働者をいう。

3 この法律において「事業主」とは、介護労働者を雇用して、専ら介護業務を業として行う者をいう。

4 この法律において「職業紹介事業者」とは、介護労働者について職業安定法（昭和二十二年法律第四十一号）第三十二條第一項ただし書の許可を受けて有料の職業紹介事業を行う者をいう。

（事業主等の責務）

第三条 事業主は、その雇用する介護労働者について、労働環境の改善、教育訓練の実施、福利厚生の実施その他の雇用管理の改善を図るために必要な措置を講ずることにより、その福祉の増進に努めるものとする。

2 職業紹介事業者は、その行う職業紹介事業に係る介護労働者及び介護労働者になろうとする求職者について、これらの者の福祉の増進に資する措置を講ずるよう努めるものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第四条 国は、介護労働者の雇用管理の改善の促進、介護労働者の能力の開発及び向上その他の介護労働者の福祉の増進を図るために必要な施策を総合的かつ効果的に推進するように努めるものとする。

2 地方公共団体は、介護労働者の福祉の増進を図るために必要な施策を推進するように努めるものとする。

（適用除外）
第五条 この法律は、国家公務員及び地方公務員並びに船員職業安定法（昭和二十三年法律第三十号）第六條第一項に規定する船員については、適用しない。

第二章 介護雇用管理改善等計画
（介護雇用管理改善等計画の策定）
第六条 労働大臣は、介護労働者の福祉の増進を図るため、介護労働者の雇用管理の改善、能力の開発及び向上等に関する重要な事項を定めた計画（以下「介護雇用管理改善等計画」という。）を策定するものとする。

2 介護雇用管理改善等計画に定める事項は、次のとおりとする。

一 介護労働者の雇用の動向に関する事項
二 介護労働者の雇用管理の改善を促進し、並びにその能力の開発及び向上を図るために講じようとする施策の基本となるべき事項
三 前二号に掲げるもののほか、介護労働者の福祉の増進を図るために講じようとする施策の基本となるべき事項

3 労働大臣は、介護雇用管理改善等計画を策定する場合に、あらかじめ、厚生大臣と協議するとともに、中央職業安定審議会の意見を聴くものとする。

4 労働大臣は、介護雇用管理改善等計画を策定したときは、遅滞なく、その概要を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、介護雇用管理改善等計画の変更について準用する。

（要請）

第七条 労働大臣は、介護雇用管理改善等計画の円滑な実施のため必要があると認めるときは、事業主、職業紹介事業者その他の関係者に対し、介護労働者の雇用管理の改善、介護労働者の能力の開発及び向上その他の介護労働者の福祉の増進に関する事項について必要な要請をすることができ、

し、介護労働者の雇用管理の改善、介護労働者の能力の開発及び向上その他の介護労働者の福祉の増進に関する事項について必要な要請をすることができ、

第三章 介護労働者の雇用管理の改善
第一節 介護労働者の雇用管理の改善
（改善計画の認定）

第八条 事業主のうち政令で定める事業を行うもの（以下「特定事業主」という。）は、その雇用する介護労働者の福祉の増進を図るために実施する労働環境の改善、教育訓練の実施、福利厚生の実施その他の雇用管理の改善に関する措置（以下「改善措置」という。）についての計画（以下「改善計画」という。）を作成し、これをその主たる事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出して、その改善計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 改善計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 改善措置の目標
二 改善措置の内容
三 改善措置の実施時期

3 都道府県知事は、第一項の認定の申請があつた場合において、その改善計画が、当該特定事業主が雇用する介護労働者の雇用管理の改善を図るために有効かつ適切なものであることその他の政令で定める基準に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

（改善計画の変更等）
第九条 前条第一項の認定を受けた特定事業主（以下「認定特定事業主」という。）は、当該認定に係る改善計画を変更しようとするときは、その主たる事業所の所在地を管轄する都道府県知事の認定を受けなければならない。

2 都道府県知事は、認定特定事業主が前条第一項の認定に係る改善計画（前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。）に従って改善措置を講じていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

することができ。

3 前条第三項の規定は、第一項の認定について準用する。

(雇用福祉事業としての助成及び援助)

第十条 政府は、認定計画に係る改善措置の実施を促進するため、当該認定計画に基づきその雇用する介護労働者の福祉の増進を図るために必要な措置を講ずる認定特定事業主に対して、雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号)第六十四条の雇用福祉事業として、必要な助成及び援助を行うものとする。

(指導及び助言)

第十一条 国及び都道府県は、認定特定事業主に對し、認定計画に係る改善措置の確実な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

(報告の徴収)

第十二条 都道府県知事は、認定特定事業主に對し、認定計画に係る改善措置の実施状況について報告を求めることができる。

第二節 職業訓練の実施等

(職業訓練の実施)

第十三条 労働大臣は、介護業務の遂行に必要な労働者の能力の開発及び向上を図るため、必要な職業訓練の効果的な実施について特別の配慮をするものとする。

(職業紹介の充実等)

第十四条 労働大臣は、介護労働者になろうとする者にその有する能力に適合する職業に就く機会を与えるため、及び介護業務に係る労働力の充足を図るため、雇用情報の提供、職業指導及び職業紹介の充実等必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第四章 介護労働安定センター

(指定等)

第十五条 労働大臣は、介護労働者の福祉の増進を図ることを目的として設立された民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の法人であつて、第十七条に規定する業務に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その

申請により、全国に一を限つて、同条に規定する業務を行う者として指定することができる。

一 職員、業務の方法その他の事項についての業務の実施に関する計画が適正なものであり、かつ、その計画を確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有すると認められること。

二 前号に定めるもののほか、業務の運営が適正かつ確実に行われ、介護労働者の福祉の増進に資すると認められること。

労働大臣は、前項の規定による指定をしたときは、同項の規定による指定を受けた者(以下「介護労働安定センター」という。)の名称及び住所並びに事務所の所在地を公示しなければならない。

3 介護労働安定センターは、その名称及び住所並びに事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を労働大臣に届け出なければならない。

4 労働大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(指定の条件)

第十六条 前条第一項の規定による指定には、条件を付け、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、当該指定に係る事項の確実な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、当該指定を受ける者に不当な義務を課することとなるものであってはならない。

(業務)

第十七条 介護労働安定センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

一 介護労働者の雇用及び福祉に関する情報及び資料を総合的に収集し、並びに事業主、職業紹介事業者その他の関係者に対して提供すること。

二 職業紹介事業者の行う職業紹介事業に係る介護労働者に対して、その負傷、疾病等に関

する援助その他のその職業生活の安定を図るために必要な援助を行うこと。

三 次条第一項に規定する業務を行うこと。

四 前三号に掲げるもののほか、介護労働者の福祉の増進を図るために必要な業務を行うこと。

(介護労働安定センターによる雇用福祉事業関係業務の実施)

第十八条 労働大臣は、介護労働安定センターを指定したときは、介護労働安定センターに雇用保険法第六十四条の雇用福祉事業のうち次の各号のいずれかに該当するものに係る業務の全部又は一部を行わせるものとする。

一 事業主に対して支給する給付金であつて労働省令で定めるものを支給すること。

二 介護労働者の雇用及び福祉に関する調査研究を行うこと。

三 介護労働者の福祉の増進を図るための措置について、事業主、職業紹介事業者その他の関係者に対して相談その他の援助を行うこと。

四 職業紹介事業者の行う職業紹介事業に係る介護労働者及び介護労働者になろうとする者に対して、必要な知識及び技能を習得させるための研修を行うこと。

五 職業紹介事業者その他の介護労働者に係る求職に関する情報を有する者についての情報を収集整理し、及び介護労働者を雇用しようとする者に対して、当該収集整理した情報のうちその希望に応じたものを提供すること。

六 前各号に掲げるもののほか、介護労働者の福祉の増進を図るために必要な事業を行うこと。

2 前項第一号の給付金に該当する雇用保険法第六十四条の規定に基づく給付金の支給要件及び支給額は、労働省令で定めなければならない。

3 介護労働安定センターは、第一項に規定する業務(以下「雇用福祉事業関係業務」という。)の

全部又は一部を開始する際、当該業務の種類ごとに、当該業務を開始する日及び当該業務を行う事務所の所在地を労働大臣に届け出なければならない。介護労働安定センターが当該業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときも、同様とする。

4 労働大臣は、第一項の規定により介護労働安定センターに行わせる雇用福祉事業関係業務の種類及び前項の規定による届出に係る事項を公示しなければならない。

(業務規程の認可)

第十九条 介護労働安定センターは、雇用福祉事業関係業務を行うときは、当該業務の開始前に、当該業務の実施に関する規程(以下「業務規程」という。)を作成し、労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 労働大臣は、前項の認可をした業務規程が雇用福祉事業関係業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

3 業務規程に記載すべき事項は、労働省令で定める。

(報告)

第二十条 介護労働安定センターは、雇用福祉事業関係業務のうち第十八条第一項第一号に係る業務(第二十六条において「給付金業務」という。)を行う場合において当該業務に関し必要があると認めるときは、事業主に対し、必要な事項について報告を求めることができる。

(事業計画等)

第二十一条 介護労働安定センターは、毎事業年度、労働省令で定めるところにより、事業計画書及び収支決算書を作成し、労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 介護労働安定センターは、労働省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を作

成し、労働大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(区分経理)

第二十二條 介護労働安定センターは、雇用福祉事業関係業務を行う場合には、雇用福祉事業関係業務に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。

(交付金)

第二十三條 国は、予算の範囲内において、介護労働安定センターに対し、雇用福祉事業関係業務に要する費用の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。

(労働省令への委任)

第二十四條 この章に定めるもののほか、介護労働安定センターが雇用福祉事業関係業務を行う場合における介護労働安定センターの財務及び会計に關し必要な事項は、労働省令で定める。

(役員を選任及び解任)

第二十五條 介護労働安定センターの役員を選任及び解任は、労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 介護労働安定センターの役員が、この章の規定(当該規定に基づく命令及び処分を含む。)若しくは第十九条第一項の規定により認可を受けた業務規程に違反する行為をしたとき、又は第十九条に規定する業務に關し著しく不適当な行為をしたときは、労働大臣は、介護労働安定センターに対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

(役員及び職員は公務員たる性質)

第二十六條 給付金業務に従事する介護労働安定センターの役員及び職員は、刑法明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(報告及び検査)

第二十七條 労働大臣は、第十七条に規定する業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、介護労働安定センターに対し、同条に規定する業務若しくは資産の状況に關し必要な

報告をさせ、又は所属の職員に、介護労働安定センターの事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(監督命令)

第二十八條 労働大臣は、この章の規定を施行するために必要な限度において、介護労働安定センターに対し、第十七条に規定する業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

(指定の取消し等)

第二十九條 労働大臣は、介護労働安定センターが次の各号のいずれかに該当するときは、第十五条第一項の規定による指定(以下「指定」という。)を取り消し、又は期間を定めて第十七条に規定する業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第十七条に規定する業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二 指定に關し不正の行為があつたとき。

三 この章の規定又は当該規定に基づく命令若しくは処分違反したとき。

四 第十六条第一項の条件に違反したとき。

五 第十九条第一項の規定により認可を受けた業務規程によらないで雇用福祉事業関係業務を行つたとき。

2 労働大臣は、前項の規定により、指定を取り消し、又は第十七条に規定する業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

(労働大臣による雇用福祉事業関係業務の実施)

第三十條 労働大臣は、前条第一項の規定により、指定を取り消し、若しくは雇用福祉事業関係業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき

き、又は介護労働安定センターが雇用福祉事業関係業務を行うことが困難となつた場合において必要があると認めるときは、当該雇用福祉事業関係業務を自ら行うものとする。

2 労働大臣は、前項の規定により雇用福祉事業関係業務を行うものとし、又は同項の規定により行つてゐる雇用福祉事業関係業務を行わないものとするときは、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。

3 労働大臣が、第一項の規定により雇用福祉事業関係業務を行うものとし、又は同項の規定により行つてゐる雇用福祉事業関係業務を行わないものとする場合には、当該雇用福祉事業関係業務の引継ぎその他の必要な事項は、労働省令で定める。

(聴聞)

第三十一條 労働大臣は、次に掲げる処分をしようとするときは、労働省令で定めるところにより、あらかじめ、期日及び場所を指定して、聴聞を行わなければならない。

一 第二十五条第二項の規定による役員解任命令

二 第二十九条第一項の規定による指定の取消し又は業務の全部若しくは一部の停止命令

2 前項の聴聞に際しては、当該処分に係る者に、意見を述べ、及び証拠を提出する機会を与えなければならない。

第五章 雇用促進事業団の業務

第三十二條 雇用促進事業団は、雇用促進事業団法昭和三十六年法律第十六号。次項において「事業団法」という。)第十九条に規定する業務のほか、介護労働者の福祉の増進を図るため、次に掲げる業務を行う。

一 特定事業主がその雇用する介護労働者の福祉の増進を図るための設備の設置又は整備を行う場合において、必要な資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。

二 職業紹介事業者又はその団体が介護労働者又は介護労働者になろうとする求職者(職業紹介事業者にあつては、その行う職業紹介事業に係る介護労働者及び介護労働者になろうとする求職者に限る。)の福祉の増進を図るための施設の設置又は整備を行う場合において、必要な資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。

三 介護労働安定センターに対して第十七条第二号に掲げる業務に關し必要な助成を行うこと。

四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

五 前各号に掲げるもののほか、介護労働者の福祉の増進を図るために必要な業務であつて政令で定めるものを行うこと。

2 前項の規定により雇用促進事業団の業務が行われる場合には、事業団法第十九条の二第一項中「規定する業務」とあるのは「規定する業務並びに介護労働者の雇用の改善等に関する法律(以下「介護労働者法」という。)第三十二条第一項に規定する業務」と、事業団法第二十条第一項中「第十九条第一項及び第三項」とあるのは「第十九条第一項及び第三項並びに介護労働者法第三十二条第一項」と、事業団法第二十二條第二項中「認可」とあるのは「認可(介護労働者法第三十二条第一項に規定する業務に係るものを除く。)」と、事業団法第二十四条第三項中「承認」とあるのは「承認(介護労働者法第三十二条第一項に規定する業務に係るものを除く。)」と、事業団法第二十七条中「第三項に規定する業務」とあるのは「第三項に規定する業務並びに介護労働者法第三十二条第一項に規定する業務」と、同項とあるのは「第十九条第三項」と、事業団法第三十二条第二項中「この法律」とあるのは「この法律又は介護労働者法」と、事業団法第四十条第三号中「第十九条」とあるのは「第十九条及び介護労働者法第三十二条第一項」とする。

第六章 罰則

第三十三條 次の各号の一に該当する者は、二十

(罰則)

第三十三條 次の各号の一に該当する者は、二十

(罰則)

第三十三條 次の各号の一に該当する者は、二十

第三十三條 次の各号の一に該当する者は、二十

(罰則)

第三十三條 次の各号の一に該当する者は、二十

(罰則)

第三十三條 次の各号の一に該当する者は、二十

第三十三條 次の各号の一に該当する者は、二十

(罰則)

第三十三條 次の各号の一に該当する者は、二十

万円以下の罰金に処する。

一 第十二条又は第二十号の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第二十七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第三十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の刑を科する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(職業安定法の一部改正)

第三条 職業安定法の一部を次のように改正する。

第十二条第三項中「及び中小企業における労働力の確保のための雇用の改善の促進に関する法律(平成三年法律第五十七号)」を、中小企業における労働力の確保のための雇用の改善の促進に関する法律(平成三年法律第五十七号)及び介護労働者の雇用の改善等に関する法律(平成四年法律第 号)に改める。

(社会保険労務士法の一部改正)

第四条 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一中第二十号の十五の次に次の一号を加える。

二十の十六 介護労働者の雇用の改善等に関する法律(平成四年法律第 号)

(労働省設置法の一部改正)

第五条 労働省設置法(昭和二十四年法律第百六

十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第四十三号の三の次に次の二号を加える。

四十三の四 介護雇用管理改善等計画の策定に関する事。

四十三の五 介護労働安定センターの監督に関する事。

第四十五条十一号中「及び中小企業における労働力の確保のための雇用の改善の促進に関する法律(平成三年法律第五十七号)」を、「、中小企業における労働力の確保のための雇用の改善の促進に関する法律(平成三年法律第五十七号)及び介護労働者の雇用の改善等に関する法律(平成四年法律第 号)」に改める。

第五十五条五十三号の次に次の二号を加える。

五十三の二 介護労働者の雇用の改善等に関する法律に基づいて、介護雇用管理改善等計画を策定すること。

五十三の三 介護労働者の雇用の改善等に関する法律に基づいて、介護労働安定センターを指定し、及びこれに対し、認可その他監督を行うこと。

理由

我が国における急速な高齢化の進展等に伴う介護業務に係る労働力への需要の増大に対処し、及び介護労働者の福祉の増進を図るため、介護雇用管理改善等計画を策定し、介護労働者の雇用の改善、能力の開発及び向上等に関する措置を講ずるとともに、労働大臣が公益法人を介護労働安定センターとして指定することができることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

労働委員会議録第二号中正誤	
ページ 段 行	誤
二二七	というという
同	第三号中正誤
ページ 段 行	誤
二〇一	層用
二七四	徴収
	雇用 正
	徴収

平成四年四月二十七日印刷

平成四年四月二十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局